

令和6年度業務実績等報告書

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

様式3-1-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和6年度評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人農林水産消費安全技術センター	
評価対象事業年度	年度評価	令和6年度
	主務省令期間	令和2年度～令和6年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	農林水産大臣		
法人所管部局	消費・安全局	担当課、責任者	総務課長 尾崎 道
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長 蔵谷 恵大

3. 評価の実施に関する事項
独立行政法人農林水産消費安全技術センター業務方法書（平成13年4月2日付け農林水産省指令13総合第1号制定認可）第96条の規定に基づき定めた「事業計画の策定及び評価に関する規程」（平成27年4月1日付け26消技第3714号）第3条の規定に基づき取りまとめた業務の実績から役員会において自己評価を行った。

4. その他評価に関する重要事項
—

1. 全体の評定					
評定 (S、A、B、C、D)	B：事業計画における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 主務省令期間における過年度の総合評定の状況			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		A	A	B	B
評定に至った理由	項目別評定22項目のうち、業務部門（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）：Aが3項目、Bが4項目、管理部門（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）：Aが2項目、Bが11項目、評価の対象外が2項目となっており、また法人全体の信用を失墜させる事象もなかったため、農林水産省の評価基準に基づきBとした。具体的な評価基準は別添1のとおり。				

2. 法人全体に対する評定	
法人全体の評価	行政執行法人として、肥料及び土壌改良資材関係業務、農薬関係業務、飼料及び飼料添加物関係業務、食品表示の監視に関する業務、日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務、食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務、その他の業務の実施に当たり、理事長のリーダーシップの下、業務の進捗や予算執行の把握に努め、創意工夫等により効率的かつ効果的に業務運営を図り、的確に業務を遂行することができた。
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	農林水産省独立行政法人評価有識者会議農林水産消費安全技術センター部会における指摘を踏まえ、その実績に至った経緯、法人の経営努力、特殊事情等の特筆すべき事項を明らかにして評価した。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	—
その他改善事項	—
主務大臣による監督命令を検討すべき事項	—

4. その他事項	
監事等からの意見	—
その他特記事項	

様式3-1-3 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和6年度評価 項目別評定総括表

年度目標（事業計画）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
肥料及び土壌改良資材関係業務	A	A	B	A	B	第1-1-(1)	
農薬関係業務	A	A	A	A	A	第1-1-(2)	
飼料及び飼料添加物関係業務	A	B	B	B	A	第1-1-(3)	
食品表示の監視に関する業務	A	A	B	B	A	第1-2-(1)	
日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務	A	A	A	B	B	第1-2-(2)	
食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務	B	B	B	B	B	第1-3	
その他の業務	B	B	B	B	B	第1-4	

年度目標（事業計画）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度		
II. 業務運営の効率化に関する事項							
業務運営コストの縮減	B	B	A	B	B	第2-1	
人件費の削減等	B	B	B	B	B	第2-2	
常勤職員数の削減等	—	—	—	—	—	第2-3	
調達等合理化の取組	B	B	B	C	B	第2-4	
情報システムの整備及び管理	—	—	B	B	B	第2-5	
III. 財務内容の改善に関する事項							
保有資産の見直し等	B	B	B	B	B	第3-1	
自己収入の確保	B	A	B	B	A	第3-2	
予算（人件費の見積りを含む。）収支計画及び資金計画	B	B	B	B	B	第3-3	
短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	第3-4	
IV. その他の事項							
職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）	B	B	B	B	B	第4-1	
内部統制の充実・強化	B	B	B	B	B	第4-2	
業務運営の改善	B	B	B	B	A	第4-3	
情報セキュリティ対策の推進	B	B	B	B	B	第4-4	
施設及び設備に関する計画	B	B	B	B	B	第4-5	
積立金の処分に関する事項	B	B	B	B	B	第4-6	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-1-1(1)	肥料及び土壌改良資材関係業務		
業務に関連する政策・施策	食料の安定供給の確保 1 食の安全と消費者の信頼の確保	当該事業実施に係る根拠	独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成11年法律第183号。以下「センター法」という。）第10条第1項第7号並びに第2項第4号及び第8号 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号。以下「肥料法」という。） 地力増進法（昭和59年法律第34号）
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 ⑤のア 菌体りん酸肥料の品質管理計画に係る調査 ⑥ 調査研究業務	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省6-④ 行政事業レビューシート予算事業ID：003181

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
① 農林水産省からの緊急要請業務	実施率	100%（報告件数/要請件数）	100% (2/2)	100% (1/1)	100% (1/1)	実績なし	実績なし
②ア 登録関係業務（登録調査）	20業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数/調査指示件数）	100% (709/709)	100% (569/569)	100% (693/693)	100% (590/590)	100% (701/701)
②イ 登録関係業務（生産工程変更相談）	処理率	100%（処理件数/生産工程変更相談件数）	100% (1,626/1,626)	100% (1,396/1,396)	100% (1,317/1,317)	100% (1,600/1,600)	100% (466/466)
③ア 立入検査等業務（肥料の立入検査等業務）	36業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数/立入検査件数）	100% (160/160)	100% (198/198)	100% (223/223)	100% (219/219)	100% (198/198)
③イ 立入検査等業務（土壌改良資材の立入検査業務）	VA菌根菌以外：30業務日以内 VA菌根菌：65業務日以内		100% (26/26)	100% (21/21)	100% (26/26)	100% (26/26)	100% (26/26)
④ア 肥料の工程管理及び品質管理に関する業務（大臣確認申請受付件数、大臣確認指示及び理事長確認申請受付）	処理率	100%（報告件数及び処理件数/大臣確認申請受付件数、大臣確認指示及び理事長確認申請受付件数）	大臣確認指示及び理事長確認申請100% (7+53/7+53)	大臣確認指示及び理事長確認申請100% (9+37/9+37)	大臣確認指示及び理事長確認申請100% (5+38/5+38)	大臣確認指示及び理事長確認申請100% (21+53/21+53)	大臣確認申請受付件数、大臣確認指示及び理事長確認申請100% (17+5+36/17+5+36)
⑤ア 肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務（未利用資源の肥料利用拡大に向けた対応）	肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務の実施状況	—	—	—	—	農林水産省からの要請に応じ、支援等を実施	農林水産省からの要請に応じ、支援等を実施
⑤イ 肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務（産業副産物等の肥料利用）		—	—	—	農林水産省からの要請に応じ、調査等を実施	農林水産省からの要請に応じ、調査等を実施	農林水産省からの要請に応じ、調査等を実施
⑤ウ(7) 肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務（反登録対応）		—	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし
②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	予算額(千円)		644,648	615,373	613,056	611,550	666,113
	決算額(千円)		608,796	610,379	570,694	605,796	594,552
	経常費用(千円)		580,377	596,797	587,853	630,657	581,752
	経常利益(千円)		39,494	21,842	46,501	22,770	18,991
	行政コスト(千円)		587,888	604,541	594,725	636,547	586,781
	従事人員数		56	58	57	60	53

⑤ウ(イ) 肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務(公定規格改正申出対応)		—	実績なし	実績なし	実績なし	100% (1/1)	実績なし	
⑤エ 肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務(汚泥肥料中の放射性セシウム測定)		—	21件	26件	26件	33件	41件	
⑤オ(イ) 肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務(クロビラリド測定)		—	11件	12件	19件	16件	20件	
⑤オ(イ) 肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務(取組周知)		—	19件	14件	22件	17件	21件	
⑤カ 肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務(外部精度管理に関する技術的助言)		—	農林水産省からの要請に応じ、技術的助言等を実施	農林水産省からの要請に応じ、技術的助言等を実施	農林水産省からの要請に応じ、技術的助言等を実施	農林水産省からの要請に応じ、技術的助言等を実施	農林水産省からの要請に応じ、技術的助言等を実施	
⑥ 調査研究業務	調査研究業務の実施状況	—	11 課題	10 課題	9 課題	9 課題	8 課題	

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価		
<p>1 農業生産資材における安全の確保等に関する業務</p> <p>(1) 肥料及び土壌改良資材関係業務 肥料関係業務について、肥料法に基づき、肥料の品質等を確保するとともに、その公正な取引と安全な施用を確保し、農業生産力の維持増進に寄与するとともに、国民の健康の保護に資するため、以下のとおり肥料の検査等業務を行う。</p> <p>また、土壌改良資材関係業務について、地力増進法（昭和9年法律第34号）に基づき、農業生産力の増進と農業経営の安定を図るため、以下のとおり土壌改良資材の検査等業務を行う。</p>	<p>(1) 肥料及び土壌改良資材関係業務 肥料及び土壌改良資材関係業務の実施に当たっては、農林水産省等関係機関との連携を密に行いつつ、不適正な肥料等の流通を防ぐための検査実施、農林水産省が行う肥料の公定規格の改正に資するデータ提供や試験法の開発・改良等について、創意工夫により効果的かつ確に取り組むものとする。</p>	<p><定量的指標></p> <p>○肥料関係業務の実施 中項目の評定は、小項目別（◇）の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B 根拠：◇小項目1（項目）×3点（A）+ 小項目6（項目）×2点（B）= 15点 B：基準点（14）×9/10 ≤各小項目の合計点（15）<基準点（14）×12/10</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。</p> <p><業務の評価></p> <p>実績のなかった緊急要請業務を除く全ての指標において、事業計画の所期の目標を達成したことに加え、令和5年10月に公定規格が新たに設定された菌体りん酸肥料の品質管理計画に係る確認調査に対応し、国内の未利用資源の肥料利用拡大に努めたほか、開発した試験法を事業者にも広く周知するため、動画を作成し活用するなど、FAMICが有する知見や技術を活かして総意工夫に努め、肥料の品質等の確保と適切な流通、施用に貢献した。</p>		<p>評定</p>	
<p>① 農林水産省からの緊急要請業務 農林水産省から緊急に要請した業務については、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。</p>	<p>① 農林水産省からの緊急要請業務 農林水産省から緊急に対応すべき業務の要請があった場合には、他の業務に優先して、要請のあった調査、分析又は検査等業務を実施し、その結果を速やかに農林水産省に報告する。</p>	<p><定量的指標></p> <p>◇実施率：100%（報告件数/要請件数）</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 該当する事案はなかった。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：－ 根拠：実績がないため評価せず</p>		
<p>② 登録関係業務 ア 肥料法第7条第1項の規定に基づく肥料の登録申請に係る調査は、農林水産大臣の指示に従い実施し、申請受付から20業務日以内に調査結果を農林水産大臣に報告する。</p>	<p>② 登録関係業務 ア 肥料法第7条第1項の規定に基づく肥料の登録等申請に係る調査は、農林水産大臣の指示に従い実施し、申請受付から20業務日以内に調査結果を農林水産大臣に報告するため「肥料登録システム」を活用し、速やかに調査を行う。</p>	<p><定量的指標></p> <p>◇標準処理期間内（20業務日以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/調査指示件数）</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>②ア 登録等申請に係る調査については、農林水産大臣の指示に従い701件実施した。 調査の実施においては、e肥料（肥料登録等に関するオンライン申請システム）上の業者の氏名及び住所、生産事業場の名称及び住所等の基本データを活用し、全て20業務日以内に農林水産大臣に報告した。</p> <p>【処理率100%（701/701）】</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B 根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>		
<p>イ 登録を受けた肥料について、当該肥料を生産する事業者から、原料や生産工程の変更に係る相談があった場合は、当該変更に伴い登録が維持されるか否かについての技術的助言を行う。</p>	<p>イ 登録を受けた肥料について、当該肥料を生産する事業者から、原料や生産工程の変更に係る相談があった場合は、当該変更に伴い登録が維持されるか否かについての技術的助言を行う。</p>	<p><定量的指標></p> <p>◇処理率：100%（処理件数/生産工程変更相談件数）</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>イ 原料や生産工程の変更に係る相談については、466件実施した。 変更内容に対する相談においては、過去の登録状況、原料の使用実績データを活用して技術的助言を行った。</p> <p>【処理率100%（466/466）】</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B 根拠：生産工程等の変更に係る相談の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>		

<p>③ 立入検査等業務 ア 肥料の立入検査等業務 肥料法第30条の2第1項の規定に基づく立入検査等（生産工程の検証及び違反の発生リスクに重点を置いた立入検査等を含む。）は、農林水産大臣の指示に従い実施し、その結果（収去品の分析・鑑定結果を含む。）を立入検査終了後36業務日以内に農林水産大臣に報告する。</p>	<p>③ 立入検査等業務 ア 肥料の立入検査等業務 肥料法第30条の2第1項の規定に基づく立入検査等（製造指示書による生産工程の検証及び違反の発生リスクに重点を置いた立入検査等を含む。）は、農林水産大臣の指示に従い、生産工程の検証をするとともに農林水産省が肥料法第29条に基づき報告聴取を行った事業者に対しては再発防止策履行状況の確認を含め適正に実施する。また、立入検査等の結果（収去品の分析・鑑定結果を含む。）を立入検査終了後36業務日以内に農林水産大臣に報告するため、収去品の分析・鑑定に当たっては、業務の進行管理を適切に行う。立入検査結果を速やかに被検査者に通知するとともに、改善を要する事項が認められた場合は技術的助言を行う。また、立入検査手法の妥当性を検証し、必要に応じて改善を図る。</p>	<p><定量的指標> ◇標準処理期間内（36業務日以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/立入検査件数）</p>	<p><主要な業務実績> ③ア 肥料法第30条の2第1項の規定に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い、198件を適正に実施した。その際、肥料立入検査規程に従い、製造指示書による生産工程の検証及び違反の発生リスクに重点を置いた立入検査を実施した。肥料法違反の疑義情報を受けて実施した立入検査では、他の業務に優先して検査職員を確保し、迅速かつ効率的に立入検査を実施した。立入検査に係る収去品の分析・鑑定に当たっては、基準違反となった場合の影響を考慮し、（ア）人畜に有害な成分（ヒ素、カドミウム、水銀及び鉛）、（イ）その他の有害成分（ニッケル、クロム等）、（ウ）その他の成分（窒素、りん酸等）の優先順位で試験を行うなどにより業務の進行管理を適切に行い、全ての結果を36業務日以内に農林水産大臣に報告した。特に、疑義情報を受けて実施した立入検査で収去した肥料及び原料については、分析・鑑定を迅速に実施した。また、検査結果を速やかに被検査者に通知するとともに、原料の記載不適正等の改善を要する事項が認められた事業場に対して、技術的助言を行った。（表1-1-(1)-1参照）</p> <p>【処理率100%（198/198）】</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	
<p>イ 土壌改良資材の立入検査業務 地力増進法第17条第1項の規定に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い実施し、その結果を立入検査終了後30業務日以内（試験の実施に長期間を要するVA菌根菌資材の場合は65業務日以内）に農林水産大臣に報告する。検査等業務の適正な執行に必要な不可欠であり、かつ、被検査者が検査の対象である土壌改良資材の譲渡に同意した場合、当該資材を試験のために必要な最小量に限り入手し、試験する。</p>	<p>イ 土壌改良資材の立入検査業務 地力増進法（昭和59年法律第34号）第17条第1項の規定に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い、製造現場の状況や記録を実地に確認するなどにより適正に実施するとともに、集中的な集取品の試験等により迅速化を図り、立入検査の結果を立入検査終了後30業務日以内（試験の実施に長期間を要するVA菌根菌資材の場合は65業務日以内）に農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。検査等業務の適正な執行に必要な不可欠であり、かつ、被検査者が検査の対象である土壌改良資材の譲渡に同意した場合、当該資材を試験のために必要な最小限に限り入手し、試験する。また、立入検査の結果を速やかに被検査者に通知するとともに</p>	<p><定量的指標> ◇標準処理期間内（VA菌根菌以外は30業務日以内、VA菌根菌は65業務日以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/立入検査件数）</p>	<p><主要な業務実績> イ 地力増進法第17条第1項の規定に基づく立入検査（26件）は、農林水産大臣の指示に従い、法令遵守状況の確認等を製造現場の状況や記録を実地に確認する等により適正に実施した。集取品の試験（21件）については、検査項目に応じてまとめて分析する等により効率化・迅速化を図った。立入検査を行った件について業務の進行管理を適切に実施し、検査結果を30業務日以内に農林水産大臣に報告した。また、被検査者に対しても立入検査の結果を速やかに通知するとともに、表示に関する改善事項が認められた被検査者（3件）に対して技術的助言を行った。なお、農林水産大臣からVA菌根菌資材の試験に係る指示はなかった。</p> <p>【処理率100%（26/26）】</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	

	に、表示に関する改善事項が認められた場合には技術的助言を行う。				
④ 肥料の工程管理及び品質管理に関する業務 ア 「肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について」(令和5年9月1日付け5消安第2613号農林水産省消費・安全局長通知)第2の5の規定に基づき、菌体りん酸肥料の品質管理計画について、保証成分の安定化を図るための基準への適合性を調査し、その結果を消費・安全局長に報告する。また、第2の6の規定に基づき、肥料の名称等を公表する。	④ 肥料の工程管理及び品質管理に関する業務 ア 「肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について」(令和5年9月1日付け5消安第2613号農林水産省消費・安全局長通知)第2の5の規定に基づき、農林水産大臣の指示に従い、菌体りん酸肥料の品質管理計画について保証成分の安定化を図るための基準への適合性を調査し報告を行う。その報告に基づき農林水産大臣が品質管理計画に係る確認書を交付した場合には、肥料の名称等を公表する。	<定量的指標> ◇ 処理率： 100% (報告件数及び処理件数/大臣確認申請受付件数、大臣確認指示件数及び理事長確認申請受付件数)	<主要な業務実績> ④ ア 菌体りん酸肥料の品質管理計画について保証成分の安定化を図るための基準に適合するかを確認するため、確認申請を受け付けた製造事業場(17事業場)に対して確認調査を実施し、調査結果を農林水産大臣に報告するとともに、農林水産大臣からの確認書の交付状況をホームページで公表した。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：大臣確認申請、大臣確認指示及び理事長確認申請に対する報告等の処理率は100%である。	
イ 牛海綿状脳症の発生を防止するため、「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について」(平成16年2月26日付け15消安第6398号農林水産省消費・安全局長通知)及び「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」(平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長、水産庁長官通知)に基づき、肥料用肉骨粉等が家畜用飼料へ誤用・流用されることを防止する等の観点から、肥料原料用の肉骨粉等について製造基準適合確認検査を行い、製造基準に適合するものであると認めた製造事業場を公表する。	イ 牛海綿状脳症の発生を防止するため、次の取組を行う。 (7) 「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について」(平成16年2月26日付け15消安第6398号農林水産省消費・安全局長通知)に基づき、牛、めん羊及び山羊の部位を原料とする肥料について、脊柱等が混合しないこと等に関し、農林水産大臣から確認検査の指示があったものについては、適切に検査及び報告を実施する。その報告をもとに農林水産大臣が製造基準に適合すると認め確認書を交付した場合には、その製造事業場を公表する。 (i) 「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」(平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長、水産庁長官通知)に基づき、肥料用の肉骨粉等の家畜飼料への誤用・流用防止等の観点から、肥料原料用の肉骨粉等の		イ 牛海綿状脳症の発生を防止するため、次の取組を実施した。 (7) 牛の部位を原料とする肥料に脊柱等が混合しないことに関し、農林水産大臣から指示があった製造事業場(5事業場)について製造基準適合確認検査を実施し、適否を付して検査結果を農林水産大臣に報告するとともに、農林水産大臣からの確認書の交付状況をホームページで公表した。 (i) 肥料用の肉骨粉等の家畜用飼料への誤用・流用防止等の観点から、確認申請を受け付けた肥料原料用の肉骨粉等の製造事業場(36事業場)に対して製造基準適合確認検査を実施し、製造基準に適合するものであると認めた製造事業場をホームページに公表した。 【処理率100% (17+5+36/17+5+36)】		

	製造基準適合確認検査を申請に基づき行い、製造基準に適合するものであると認めた製造事業場を公表する。				
<p>⑤ 肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務</p> <p>肥料の安全性及び品質を確保し、肥料業者、農家等の労力・コスト低減などの利益に資するために、農林水産省と連携して以下の業務に取り組む。</p> <p>ア 国内の未利用資源である下水汚泥等の肥料利用拡大に向けて菌体りん酸肥料の登録申請に係る事業者からの事前相談対応や都道府県が行う立入検査の支援等の必要な対応を行う。</p> <p>イ 肥料中の有害物質等に由来する事故を未然に防止するために、農林水産省と連携し、安全性、品質、有害物質等に係る科学技術情報、国内の実態、諸外国の規制状況等について情報収集・整理する。また、当該内容をもとに、必要に応じて評価法の検討などを行い今後の肥料利用に資するための提案を農林水産省に対して行う。</p> <p>ウ 農林水産省と連携し、肥料業者からの仮登録や公定規格改正の申出に対しては、「肥料の品質の確保等に関する法律に基づく公定規格等の設定・見直しに係る標準手順書」（平成26年3月 農林水産省消費・安全局農産安全管理課及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター肥飼料安全検査部公表。以下「標準手順書」という。）に基づき対応する。また、肥料中の有害物質等に由来する事故を未然に防止するために、有害物質等に関する科学技術情報、国内の実態、諸外国の規制状況等について恒常的に情報収集・整理するとともに、必要に応じて実態調査等を行える体制を構築する。</p>	<p>⑤ 肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務</p> <p>肥料の安全性及び品質を確保し、肥料業者、農家等の労力・コスト低減などの利益に資するために、農林水産省と連携して以下の業務に取り組む。</p> <p>ア 国内の未利用資源である下水汚泥等の肥料利用拡大に向けて、菌体りん酸肥料の登録申請に係る事前相談対応や都道府県が行う立入検査の支援等の必要な対応を行う。</p> <p>イ 肥料中の有害物質等に由来する事故を未然に防止するために、農林水産省と連携し、安全性、品質、有害物質等に係る科学技術情報、国内の実態、諸外国の規制状況等について情報収集・整理する。また、当該内容をもとに、必要に応じて評価法の検討などを行い今後の肥料利用に資するための提案を農林水産省に対して行う。</p> <p>ウ 農林水産省と連携し、肥料業者からの仮登録や公定規格改正の申出に対しては、「肥料の品質の確保等に関する法律に基づく公定規格等の設定・見直しに係る標準手順書」（平成26年3月 農林水産省消費・安全局農産安全管理課及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター肥飼料安全検査部公表。以下この項において「標準手順書」という。）に基づき、次の取組を行う。</p> <p>(7) 事業者からの仮登録の申請については、農林水産大臣の指示に従い、仮登録の妥当性に係る調査を実施し農林水産省に報告する。</p> <p>仮登録肥料の肥効試験については、農林水産大臣の指示に従い試験を実施するとともに、外部の有識者から意見を聴いた上で結果の</p>	<p><定性的指標></p> <p>◇肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務の実施状況</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>⑤ 農林水産省と連携しつつ、次の取組を行った。</p> <p>ア 菌体りん酸肥料の登録申請に係る事前相談については、491件の相談に対応した。また、都道府県が行う立入検査（1件）への同行及びブロック会議等での講習を通じて検査手法への理解が深まるよう支援を行った。</p> <p>イ 産業副産物等由来の肥料において、有害性が危惧されるが、現在公定規格に定めのない物質について安全性及び科学的技術に関する情報を収集・整理するとともに、農林水産省の求めに応じて汚泥肥料中の含有量を測定しデータ提供を行った。</p> <p>ウ 次の取組を実施した。</p> <p>(7) 仮登録申請に係る調査及び肥効試験について、農林水産大臣の指示はなかった。</p> <p>なお、仮登録申請について相談のあった事業者に対して、手順等の説明を行うとともに、申請又は申出予定情報及び周辺技術情報を整理し、農林水産省へ報告した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：肥料の安全性及び品質の確保に関して、農林水産省と連携し支援業務を行ったことから、目標の水準を満たしている。</p>	

<p>エ 東京電力福島第一原子力発電所の事故の対応として、農林水産省と連携しつつ、周辺地域の汚泥肥料生産事業場への立入検査で、肥料として出荷され採取できる汚泥肥料の在庫がある場合は、当該汚泥肥料の放射性セシウムの測定を実施する。</p> <p>オ 家畜ふん堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害発生への対応として、農林水産省と連携しつつ以下の取組を行う。</p> <p>(f) 家畜ふんを原料として使用している汚泥肥料等生産事業場への立入検査で、肥料として出荷された汚泥肥料等の在庫がある場合には、当該汚泥肥料等から試料を採取し、クロピラリドの含有量を測定する。また、堆肥等に含まれるクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生が確認された場合、農林水産省の要請により、当該堆肥等のクロピラリドの含有量を測定する。</p>	<p>取りまとめを行い農林水産省へ報告する。</p> <p>また、仮登録申請の相談事業者に対する手順の説明、周辺技術情報の整理等を行う。</p> <p>(i) 事業者からの公定規格改正の申出に対しては、標準手順書に基づき、外部有識者から意見を聞いた上で評価を行い農林水産省へ報告する。また、申出の相談事業者に対する手順の説明、周辺技術情報の整理等を行う。</p> <p>エ 東京電力福島第一原子力発電所の事故の対応として、周辺地域の汚泥肥料生産事業場への立入検査において、汚泥肥料の放射性セシウム濃度の測定の有無を確認するとともに、肥料として出荷され採取できる汚泥肥料をモニタリング品として採取し、放射性セシウムを測定する。また、原料汚泥について、「汚泥肥料中に含まれる放射性セシウムの取扱いについて」(平成23年6月24日付け23消安第1893号農林水産省消費・安全局長通知)に基づき管理されているかを確認する。</p> <p>加えて、農林水産省から要請があった場合には、肥料等の放射性セシウムの測定を実施する。</p> <p>オ 家畜ふん堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害発生への対応として、農林水産省と連携しつつ以下の取組を行う。</p> <p>(f) 家畜ふんを原料として使用している汚泥肥料等生産事業場への立入検査で、肥料として出荷された汚泥肥料等の在庫がある場合には、当該汚泥肥料等から試料を採取し、クロピラリドの含有量を測定する。また、堆肥等に含まれるクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生が確認された場合、農林水産省の要請により、当該堆肥等のクロピラリドの含有量を測定する。</p>	<p>(i) 事業者からの公定規格改正の申出はなかった。</p> <p>なお、公定規格改正について相談のあった事業者に対して、手順等の説明を行うとともに、申請又は申出予定情報及び周辺技術情報を整理し、農林水産省へ報告した。</p> <p>エ 立入検査において確認した汚泥肥料の放射性セシウム濃度の測定の有無や、通知に基づく原料汚泥の管理状況について、取りまとめて農林水産省に報告した。また、汚泥肥料の放射性セシウム測定を41件実施し、農林水産省に報告した。</p> <p>なお、農林水産省から肥料等の放射性セシウム測定に関する追加の要請はなかった。</p> <p>オ 次の取組を実施した。</p> <p>(f) 家畜ふんを原料として使用している汚泥肥料等生産事業場への立入検査で試料20件を採取後、クロピラリドの含有量を測定し、結果を農林水産省に報告した。なお、クロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害は確認されなかったため、農林水産省からクロピラリド測定に関する追加の要請はなかった。</p> <p>また、農作物の生育障害発生防止に努めるため、家畜ふんを原料として汚泥肥料等を生産する事業場に立入検査を実施し、クロピラリドが検出された肥料の生産事業場に対し、園芸農家へ出荷の際は「使用に当たって作物の種類や施用量に留意すること」を伝達するよう注意喚起を行った。</p>		
---	--	---	--	--

<p>(イ) 家畜ふんを原料として使用している汚泥肥料等生産事業場への立入検査時等において、「牛等の排せつ物に由来する堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生への対応について」(平成28年12月27日付け消費・安全局農産安全管理課長等連名通知)に記載された取組について周知する。</p> <p>カ 農林水産省の要請により、肥料分析の信頼性確保又は技術向上のため、肥料の外部精度管理試験を実施する肥料業者に対し、技術的助言及び協力を行う。また、肥料分析を行う参加する肥料業者、都道府県肥料検査指導機関及び分析機関に対する技術的助言を行い、肥料分析者の技術向上を図る。</p> <p>【重要度：高】 海外に原料を依存する肥料の利用を低減していくことが必要な中、未利用資源である下水汚泥等の肥料利用拡大に向けて、FAMICが有する技術的知見を活用し、都道府県及び事業者へ支援を行うことは、品質及び安全性が確保された肥料の生産に不可欠である。 ⑤のアの業務は、上記の観点から、重要度が高い。</p>	<p>(イ) 家畜ふんを原料として使用している汚泥肥料等の生産事業場への立入検査の際に、「牛等の排せつ物に由来する堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生への対応について」(平成28年12月27日付け消費・安全局農産安全管理課長等連名通知)に記載された取組について周知する。</p> <p>カ 農林水産省の要請により、肥料分析の信頼性確保又は技術向上のため、肥料の外部精度管理試験を実施する肥料業者に対し、技術的助言及び協力を行う。また、肥料分析を行う肥料業者、都道府県肥料検査指導機関及び分析機関に対する技術的助言を行い、肥料分析者の技術向上を図る。</p>	<p><定性的指標> ◇調査研究業務の実施状況</p>	<p>(イ) 家畜ふんを原料として使用している汚泥肥料等生産事業場 21 件に立入検査を実施し、全ての事業場に対し取組について周知した。</p> <p>カ 農林水産省からの要請に応じ、外部精度管理試験として、肥料事業者から成る協議会が主催した「共通試料による手合せ分析」に参画し、試料調製や成績の取りまとめ、検討会講評等の技術的助言を行った。その際に肥料等試験法の2023版から2024版への改正内容について解説し、分析担当者の技術的知見の向上を図った。参加した肥料生産業者及び分析機関に対して、対面又はオンラインにより外部精度管理試験結果について解説した。 また、都道府県の分析担当者に対しては、Web 会議システムを用いて試験結果を解説し、分析業務の改善方法について助言した。さらに、都道府県の分析担当者に対し、肥料等試験法に係る分析研修(参加者9名)、植害試験に係る栽培研修(参加者4名)の2コースに分けて研修を開催した。</p>	<p><評定と根拠> 評定：A 根拠：肥料の検査等に関する調査研究では、目標課題数を満たしたことから、目標の水準を満たしている。 また、新規追加した試験法について、Youtubeの投稿動画を活用し各地域の協議会で説明することで、協議会説明会参加社のみならず協議会会員へ新規肥料等試験法を広く周知できた。 動画により、分析実務者への試験法の理解、試験条件の統一化が推進され、分析技術の向上に寄与すると</p>	
<p>⑥ 調査研究業務 肥料の検査等に関する調査研究については、肥料等の分析技術の進歩等に伴う分析法の改良などの、肥料の有効性、安全性を確保する上で必要な課題から8課題以上実施し、その取組状況、結果等について、外部有識者の評価を受ける。</p> <p>【重要度：高】 ⑥の業務は、国内で唯一の肥料分析の調査研究を行う部門として分析法の改良などを行うものであり、これらの成果は、「肥料等試験法」として毎年更新、公表され分析機関等にて利用されるなど、肥料の品質等の確保に必要</p>	<p>⑥ 調査研究業務 肥料の検査等に関する調査研究については、肥料等の分析技術の進歩等に伴う分析法の改良などの、肥料の有効性、安全性及び品質確保に必要な課題から8課題以上実施する。 また、外部有識者から成る委員会を年1回開催し、調査研究の取組状況、結果等について評価を受ける。</p>		<p><主要な業務実績> ⑥ 肥料の検査等に関する調査研究について8課題を実施した。その成果について、外部有識者を含めた委員会(「肥料等技術検討会」という。以下同じ。令和7年2月27日開催)において調査研究課題ごとに評価を受けた。 (別紙「調査研究課題一覧」参照) また、前年度の調査研究の成果により改良した分析法を追加し取りまとめた「肥料等試験法(2024)」について、肥料等技術検討会の試験法部会での審議(令和6年6月23日開催)結果に基づき策定し、ホームページに掲載した(令和6年8月30日)。 さらに、調査研究業務で得られた成果を公表するため、「肥料研究報告」を電子ジャーナルとして取りまとめ、ホームページに掲載(令和6年9月26日)し、日本土壌肥料学会(令和6年9月3日～5日)及び公開調査研究発表会(令和6年11月26日)において発表し、また、学会誌への投稿作業(土壌肥料学会誌4月号掲載予定)を行う等、成果の普及に努めた。</p>		

<p>不可欠であることから、重要度が高い。</p>			<p>【特筆事項等について（創意工夫等）】</p> <p>肥料原料の組み合わせにより、製造・流通段階において成分量の低下が予想される場合、肥料事業者は、加熱等により意図的に成分量を低下させる前処理（苛酷試験）を行った上で、保証成分の設定に必要な分析を行っている。しかしながら、加熱条件などが統一的に定められていないことから、肥料事業者からの要望を受け、「苛酷試験法」を開発し、公定法である肥料等試験法（2024）に記載した。</p> <p>この苛酷試験法を肥料事業者に広く周知するため、視覚的にわかりやすく伝える動画を作成・活用し、肥料協議会において詳しく解説した（112社）。更に、肥料事業者が繰り返し視聴できるように動画を YouTube 公開し、肥料協議会会員に視聴 URL を配布するとともに、改良要望等を聴取した。</p> <p>肥料の原料は多様であり、各肥料に適した試験条件を更に追加する必要があるため、動画を視聴した肥料協議会会員と意見交換を実施し、試験法改良に必要な試験条件に関する情報を収集・整理した。（肥料等試験法(2025)に反映予定）</p> <p>事業者の「苛酷試験法」への理解と普及を促進し（YouTube 再生回数は 140 回）、視聴者からの分析改良の提案や要望（分析時間短縮など 7 件）を収集し、これらの情報を活用することで、肥料等試験法の充実を推進した。</p>	<p>ともに、動画視聴者から、試験法を実施した感想、改良要望等を聴取し、有用な情報を効率的に収集・整理することで、試験法の充実につなげた。</p> <p>これら新たな試験法の普及と試験法の充実への取組をしたことから、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られている。</p>	
---------------------------	--	--	---	---	--

<p>4. その他参考情報</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-1-(2)	農薬関係業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	センター法第10条第1項第7号及び第2項第5号 農薬取締法(昭和23年法律第82号)
当該項目の重要度、困難度	【困難度：高】 ② 農薬の登録及び再評価に係る審査業務 【重要度：高】 ② 農薬の登録及び再評価に係る審査業務 ⑤のアの(7) 農薬の安全性等に関する情報の収集解析 ⑤のイの(7) 申請者からの事前相談への対応	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省6-④ 行政事業レビューシート予算事業ID：003181

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)						
指標等	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
① 農林水産省からの緊急要請業務	実施率	100%(報告件数/要請件数)	実績なし	実績なし	実績なし	100%(2/2)	100%(2/2)		予算額(千円)	1,135,685	1,072,523	1,080,093	1,084,528	1,115,475
②ア(7) 農薬の登録及び再評価に係る審査業務(基準値設定必要農薬)	10.5 か月以内	100%(標準処理期間内報告件数/報告件数)	100%(1,046/1,046)	100%(1,043/1,043)	100%(829/829)	100%(830/830)	100%(729/729)		決算額(千円)	1,035,615	1,079,487	1,068,803	1,006,566	1,068,379
②ア(4) 農薬の登録及び再評価に係る審査業務(基準値設定不要農薬)	10.5 か月以内								経常費用(千円)	1,037,016	1,061,683	1,040,918	1,041,245	1,039,815
②イ 農薬の登録及び再評価に係る審査業務(再評価に係る審査結果)	10.5 か月以内	100%(標準処理期間内報告件数/報告件数)	-		-	-	-		経常利益(千円)	67,530	40,401	79,163	37,675	33,642
③ 特定試験成績の信頼性の確保に関する業務(GLP調査報告)	30 業務日以内	100%(標準処理期間内報告件数/指示件数)	100%(22/22)	100%(17/17)	100%(24/24)	100%(20/20)	100%(19/19)		行政コスト(千円)	1,086,832	1,111,964	1,095,153	1,092,602	1,074,650
④ア 農薬の立入検査等業務(立入検査)	25 業務日以内	100%(標準処理期間内報告件数/指示及び集取件数)	100%(48/48)	100%(56/56)	100%(54/54)	100%(44/44)	100%(43/43)		従事人員数	99	103	101	98	95
④イ 農薬の立入検査等業務(集取分析)	60 業務日以内													
⑤ア(7)(4) 農薬の登録審査に附帯する業務(国際調和)	技術的知見の提供	-	OECD GLP 作業部会等への出席											
⑤イ(7) 農薬の登録審査に附帯する業務(農薬の使用による蜜蜂への影響の実態把握)	結果報告	-	分析及び分析結果を農林水産省へ報告	分析及び分析結果を農林水産省へ報告	分析及び分析結果を農林水産省へ報告	分析及び分析結果を農林水産省へ報告	分析及び分析結果を農林水産省へ報告							
⑤イ(4)(7) 農薬の登録審査に附帯する業務(生物農薬の審査、試験成績等整備の事前相談対応)	技術的知見の提供	-	技術的知見を農林水産省へ提供	技術的知見を農林水産省へ提供	技術的知見を農林水産省へ提供	技術的知見を農林水産省へ提供	技術的知見を農林水産省へ提供							

⑥ 農作物に係る農薬の使用状況及び残留状況調査業務	40 業務日以内	100% (標準処理期間内報告件数/指示件数)	100% (393/393)	100% (478/478)	100% (469/469)	100% (475/475)	100% (237/237)	
⑦ 調査研究業務	調査研究業務の実施状況	—	6 課題	7 課題	7 課題	6 課題	6 課題	

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
<p>(2) 農薬関係業務 農薬関係業務について、農薬取締法に基づき、農薬の安全性その他の品質及びその安全かつ適正な使用の確保を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与するため、以下のとおり農薬の検査等業務を行う。</p>	<p>(2) 農薬関係業務 農薬関係業務の実施に当たっては、諸外国における農薬登録制度の運用に関する情報の収集・分析等により検査手法を検討する等の創意工夫により改善を図り、効果的かつ効率的に取り組むものとする。 また、新たな実施体制のもと、農林水産省と連携し、再評価の導入による安全性に関する審査の充実に対応する。</p>	<p><定量的指標> ○農薬関係業務 中項目の評価は、小項目別(◇)の評価結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠> 評定：A 根拠：◇小項目4(項目)×3点(A) + 小項目5(項目)×2点(B) = 22点 A：基準点(18) × 12/10 ≤ 各小項目の合計点(22) <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。 <業務の評価> 指標を含め事業計画の所期の目標を全て達成したことに加え、FAMICの知見や技術を活かして農林水産省からの緊急要請業務を実施し、行政施策課題対応に貢献した。また、ベトナム国からの要請を受け受入研修及び短期専門家派遣を実施し、残留農薬分析の技術移転を行うことにより、農薬行政の国際調和に貢献した。さらに、現場のニーズを反映した農薬GLP講習会及び残留農薬分析技術講習会を初めて開催して、知識・技術の普及に努めた。</p>	<p>評定</p>	
<p>① 農林水産省からの緊急要請業務 農林水産省から緊急に要請した業務については、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。</p>	<p>① 農林水産省からの緊急要請業務 農林水産省から緊急に対応すべき業務の要請があった場合には、他の業務に優先して、要請のあった調査、分析又は検査等業務を実施し、その結果を速やかに農林水産省に報告する。</p>	<p><定量的指標> ◇実施率：100% (報告件数/要請件数)</p>	<p><主要な業務実績> ① 農林水産省からの緊急要請を受けて次の業務を実施した。 【実施率100% (2/2)】 ア 農林水産省指令に基づき実施した立入検査において集取した無登録農薬の疑いのある資材について分析したところ、海外での登録はあるが、日本では農薬登録のない成分(マトリン)を検出したことから、その結果を農林水産省に報告した。 立入検査の結果、当該資材は複数の県において販売されていたこと等が明らかになったことから、農林水産省において販売中止や自主回収等の指導の必要性について早急に判断する必要が生じたため、分析結果の速やかな報告が求められた。 そこで、これまでのFAMICの知見・技術(無登録農薬の疑いがある資材中のマトリン分析)の適用可否を検討し、優先的に分析機器及び職員を割り当て、分析時間の短縮を図ることで、集取後18業務日で農林水産省に結果を速やかに報告した。 このことにより、当該資材を販売していた業者に対する販売中止及び自主回収の指導が速やかに行われ、安全性が不明な資材が流通し使用されることを防止できたことから、農産物の安全確保に貢献した。 イ FAMICが実施したGLP試験施設への定期調査での指摘により、試験施設の自己点検で逸脱と考えられる事例が見つかった。これを受け、農林水産省からの調査要請に応じ、農薬登録申請等において提出された特定試験成績の信頼性に関する疑義の解消のため緊急で任意調査を実施した。 本調査にあたっては、迅速に対応するため、当初予定していた別件の複数の調査について調査職員の変更及び調査日程の調整を行った。 また、調査を効率的に行うため、事前にGLP試験施設に自己点検等の指示やWebによる聞き取りを行い、特定試験成績の作</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：農林水産省からの要請に対する実施率は100%である。無登録の農薬成分が含まれている可能性がある資材の分析を行い、その結果を速やかに報告したことで、当該資材を販売していた業者に対し販売中止及び自主回収の指導につながった。また特定試験成績の信頼性に関する疑義の解消のために行った任意調査について、限られた時間の中での確な対応により疑義要因の特定を行った。さらに、調査実施後、速やかに農林水産省に報告し、不適正な試験成績の利用を阻止し、信頼性の確保につながる事となった。</p>	

			成にあたり信頼性に影響を及ぼす箇所を解析して実地調査を行った。 これらの取組の結果、GLP 調査終了後9業務日で農林水産省に結果を報告することができた。 このことにより、不適正な試験成績の利用を阻止するとともに当該試験施設の取組を改善させて更なる影響拡大を防止し、特定試験成績の信頼性の確保に関する農林水産省における施策に貢献した。	
<p>② 農薬の登録及び再評価に係る審査業務</p> <p>農薬の登録及び再評価に係る審査業務については、農薬の蜜蜂への影響、農薬の使用者への影響及び農薬原体の組成に係る審査も含め、最新の科学的知見に基づき、農林水産大臣の指示に従い審査を行い、その結果を農林水産省と共同で審査報告書等の形に取りまとめるとともに、以下に掲げる期間内に審査結果を農林水産大臣に報告する。</p> <p>ア 農薬取締法第3条第5項及び第7条第3項（これらの規定を同法第34条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づく登録に係る審査</p> <p>（イ）農薬取締法第4条第1項第5号から第9号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定等が必要な農薬の審査のうち、農業資材審議会農薬分科会の審議が必要な農薬の審査は、農林水産大臣の指示後10.5か月以内（ただし、農業資材審議会農薬分科会の審議を要しない農薬の審査は、農林水産大臣の指示後1年4か月以内）</p> <p>（ロ）上記以外の農薬の審査は、農林水産大臣の指示後10.5か月以内</p>	<p>② 農薬の登録及び再評価に係る審査業務</p> <p>農薬の登録及び再評価に係る審査については、農薬の蜜蜂への影響、農薬の使用者への影響及び農薬原体の組成に係る審査も含め、最新の科学的知見に基づき、農林水産大臣の指示に従い、その結果を農林水産省と共同で審査報告書等の形に取りまとめるとともに、以下に掲げる期間内に審査結果を農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。</p> <p>ア 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第3条第5項及び第7条第3項（これらの規定を同法第34条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づく登録に係る審査</p> <p>（イ）農薬取締法第4条第1項第5号から第9号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定等が必要な農薬の審査のうち、農業資材審議会農薬分科会の審議が必要な審査は、農林水産大臣の指示後10.5か月以内（ただし、農業資材審議会農薬分科会の審議を要しない農薬の審査は、農林水産大臣の指示後1年4か月以内）</p> <p>（ロ）上記以外の農薬の審査は、農林水産大臣の指示後10.5か月以内</p>	<p><定量的指標></p> <p>◇標準処理期間内（10.5か月以内（農業資材審議会農薬分科会の審議を要しない農薬の審査は1年4か月以内））の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/報告件数）</p> <p>ただし、審査の過程で追加試験成績等の提出が必要となった場合における当該追加試験成績等が提出されるまでの期間及び食品安全委員会、農業資材審議会等による評価が必要である申請において、評価結果が明らかとなるまでの期間（審査ができない期間）は、審査期間に含まないものとする。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>② 農薬の登録審査業務について、次の取組を行った。</p> <p>ア 農薬の登録申請に係る審査業務の進捗管理については、毎月2回審査進捗管理表を更新し、各審査担当課が審査の進捗状況を把握できるようにするとともに、3か月ごとに審査進捗状況の定期点検を行った。 令和6年度は、前年度からの継続分を含め、農林水産大臣から1,483件の審査指示があり、令和6年度内に729件を農林水産大臣に報告した。</p> <p>（イ）基準の設定が必要な農薬の審査指示は524件であり、令和6年度内に85件を報告した。</p> <p>a 農業資材審議会農薬分科会（以下「分科会」という。）の審議が必要な農薬の審査指示は228件であった。令和6年度内に農林水産大臣に報告した13件の審査期間は全て期限内（10.5か月）であった。なお、現在審査中の案件についても、審議会等に諮問するためのFAMIC審査（以下「FAMIC審査」という。）結果を2件報告するとともに、進捗管理を適切に行っている。</p> <p>b 分科会の審議を要しない農薬の審査指示は296件であった。令和6年度内に報告した72件の審査期間は全て期限内（1年4か月）であった。 なお、現在審査中の案件についても、FAMIC審査結果を34件報告するとともに、進捗管理を適切に行っている。 （表1-1-(2)-1参照）</p> <p>（ロ）基準の設定が不要な農薬の審査指示は959件であった。令和6年度内に報告した644件の審査期間は全て10.5か月以内であった。 なお、現在審査中の案件についても、FAMIC審査結果を3件報告するとともに、進捗管理を適切に行っている。 （表1-1-(2)-1参照）</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <p>根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成しており、かつ、年度目標において困難度が「高」とされている業務であるため。</p>

<p>イ 農薬取締法第8条第5項（同法第34条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づく再評価に係る審査結果については農林水産大臣の指示後10.5か月以内</p> <p>【重要度：高】 ②の業務は、農薬による人の健康や環境への影響に関する科学的な評価を行う業務であるが、農薬の登録、変更、取消の判断の根拠として必要不可欠であり、農薬取締制度の根幹をなすものであることから、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 ②のアの業務は、農薬取締法改正に伴って、農薬の蜜蜂への影響、農薬の使用者への影響及び農薬原体の組成に係る審査などが必要となったことに加え、新規有効成分以外についても審査報告書の作成や、再評価の結果の審査が必要となり、新たな対応が必要となっていることから、期限内に対応するためには、適正かつ効率的に審査を行うための高度かつ専門的な技術的知見が必要であり、困難度が高い。</p> <p>②のイの業務は、農薬の登録審査と同様の項目の審査と審査報告書の作成が必要であることに加え、アの基準値設定必要農薬の登録審査の報告件数を超える件数を農林水産省に報告するなどの対応が必要となっていることから、期限内に対応するためには、適正かつ効率的に審査を行うための高度かつ専門的な技術的知見が必要であり、困難度が高い。</p>	<p>イ 農薬取締法第8条第5項（同法第34条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づく再評価に係る審査結果については農林水産大臣の指示後10.5か月以内</p>	<p><定量的指標> ◇標準処理期間内（10.5か月以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/報告件数）</p> <p>ただし、審査の過程で追加試験成績等の提出が必要となった場合における当該追加試験成績等が提出されるまでの期間及び食品安全委員会、農業資材審議会等による評価が必要である申請において、評価結果が明らかとなるまでの期間（審査ができない期間）は、審査期間に含まないものとする。</p>	<p>【処理率100%（729/729(85（ア(ア)）+644（ア(イ)）））】</p> <p>イ 令和6年度は、前年度からの継続分を含め、農林水産大臣から1,610件の審査指示があった。なお、FAMIC審査結果を485件報告するとともに、進捗管理を適切に行っている。</p> <p>【特筆事項等について（創意工夫等）】 農薬取締法改正に伴い、農薬の蜜蜂への影響等の評価が拡充された他、登録を受けている全ての農薬を対象に最新の科学的知見に基づく再評価制度を導入。令和3年度より順次再評価を進めているところ。 我が国でよく使用されている農薬を優先して進めている中で、特に、ネオニコチノイド系農薬については、欧州において蜜蜂への影響評価の結果、屋外での使用が制限され、我が国でも社会的な関心が寄せられている。その一つであるイミダクロプリドについて、令和5年2月以降、農業資材審議会農薬分科会農薬蜜蜂影響評価部会で調査審議が進められているところ。 本農薬は、様々な作物に使用され、その使用方法それぞれについて、蜜蜂に対する暴露量を精緻に計算する必要がある。FAMICは、一部の作物について、植物学・栽培学の基礎情報を収集し蜜蜂が訪花しないものとして整理したり、それ以外の作物については、約250の使用法それぞれについて花粉・花蜜由来の暴露量を精緻に試算したりして、農林水産省の調査審議を支援した。FAMICの試算結果は、農薬蜜蜂影響評価書（案）の本体及び参考資料として、令和7年3月公表。今後、食品安全や農薬使用者への影響等の観点の審議を経て、再評価が終了する見込み。</p>	<p><評定と根拠> 評定：－ 根拠：実績がないため評価せず</p>	
<p>③ 特定試験成績の信頼性の確保に関する業務 農薬GMP制度における試験施設の調査は、消費・安全局長の指示に従い実施し、その結果を調査終了後30業務日以内に消費・安全局長に報告する。</p>	<p>③ 特定試験成績の信頼性の確保に関する業務 農薬GMP制度における試験施設の調査は、消費・安全局長の指示に従い実施し、その結果を調査終了後30業務日以内に消費・安全局長に報告する。</p>	<p><定量的指標> ◇標準処理期間内（30業務日以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/指示件数）</p>	<p><主要な業務実績> ③ 特定試験成績の信頼性の確保に関する業務 令和6年度に消費・安全局長に報告した19件は全て調査終了後30業務日以内に結果を報告した。</p> <p>【処理率100%（19/19）】</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	

<p>④ 農薬の立入検査等業務 農薬取締法第30条第1項の規定に基づく立入検査等は、農林水産大臣の指示に従い実施し、その結果を以下の期間内に農林水産大臣に報告する。</p> <p>ア 農薬取締法の立入検査の結果は、立入検査終了後25業務日以内</p> <p>イ 集取品の分析結果は、集取後60業務日以内</p>	<p>④ 農薬の立入検査等業務 農薬取締法第30条第1項の規定に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示に従い、適切に集取する農薬等を選定し、製造指示書等による製造工程の確認も含め適正に実施するとともに、その結果を、以下の期間内に農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。</p> <p>ア 農薬取締法の立入検査の結果は、立入検査終了後25業務日以内</p> <p>イ 集取品の分析結果は、集取後60業務日以内</p>	<p><定量的指標> ◇標準処理期間内（立入検査結果の報告は25業務日以内、集取品の分析結果は60業務日以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/指示及び集取件数） ただし、標準品の入手や供試生物の育成等に要した期間を処理期間から除外することが妥当と判断される場合には、処理期間に含まないものとする。</p>	<p><主要な業務実績> ④ 農薬取締法第30条第1項に基づく製造場への立入検査については、農林水産大臣の指示に従い、38製造場に対して製造指示書等による製造工程の確認も含め適正に実施するとともに期限内に農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行った。</p> <p>ア 38製造場に対する立入検査の結果については、全ての検査で立入検査終了後25業務日以内に農林水産大臣に報告した。</p> <p>イ 農薬取締法に基づく立入検査において集取した農薬5点の分析結果については、全て集取後60業務日以内に報告した。</p> <p>【処理率100%（43/43）】</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	
<p>⑤ 農薬の登録審査に附帯する業務 農薬行政の国際調和や農薬の登録審査の質の向上に資するため、農薬の登録審査に付帯する以下の業務に取り組む。このほか、必要に応じ農林水産省からの要請等を踏まえ、農林水産省と連携して積極的に対応する。</p> <p>ア 農薬行政の国際調和に貢献するため、次の取組を行う。</p> <p>(7) 農薬の安全性その他の品質に関する科学的知見の収集及び解析</p>	<p>⑤ 農薬の登録審査に附帯する業務 ア 農薬行政の国際調和に貢献するため、FAMICの技術的知見に基づき、次の取組を行う。</p> <p>(7) 農薬の安全性その他の品質に関する科学的知見の収集及び解析</p>	<p><定性的指標> ◇技術的知見の提供</p>	<p><主要な業務実績> ⑤ 農薬の登録審査に附帯する業務 ア 農薬行政の国際調和の推進に貢献するため、次の取組を行った。</p> <p>(7) 農林水産省との連携のもと、農薬の人への影響、農薬の品質等の確保等に関する科学的知見を収集し、農林水産省に提供した。また、国際的に関心が高まっている農薬の安全性評価の分野については、農林水産省と共同で重点的に海外の状況等の情報収集、分析を行った。</p>	<p><評定と根拠> 評定：A 根拠：計画のとおり、農薬の安全性その他の品質の確保等に関する科学的知見やOECD等の国際会議への参加等を通じた農薬行政の国際調和に貢献するための技術的知見を提供した。また、JICAを通じてベトナム国への残留農薬分析に関する受入研修及び技術指導者の派遣依頼があり、FAMICの技術及び経験を活用した技術指導を行った。これにより同国の農薬行政の進展に成果として現れ、食品安全性の向上及び品質管理の効率化は同</p>	

(4) OECDによる新たなテストガイドラインの策定・改訂やGLP制度の見直し、コーデックス委員会による残留農薬に関する国際規格の設定等の議論に関しての、FAMICの技術的知見に基づいた支援

【重要度：高】

⑤のアの(4)の業務は、農薬取締法の改正に伴い新たに追加する業務（法に明記された業務）であり、情報の収集解析により、国際的な標準との調和及び最新の科学的知見に基づく農薬の安全性評価のさらなる充実を図っていくことで、農薬取締制度の円滑な運用に資することから、重要度が高い。

(4) OECDによるガイダンス文書やテストガイドラインの策定・改訂、コーデックス委員会による残留農薬に関する国際規格の設定、国際農薬分析法協議会における農薬の分析法の検討等の議論に関し、会議出席等を通じた技術的知見の提供

(4) OECDで検討されているガイダンス文書の草案等に関し、技術的な観点からの検討を行い、結果を農林水産省に提出した。

・OECD生物農薬専門家会合（EGBP）の第9回会合に職員2名を出席させ、生物農薬の試験要求に関する国際調和に関する課題の議論に参加した。

・国際農薬分析法協議会（CIPAC）の年次会合に職員2名を出席させ、農薬の規格、製剤分析法等の確立に関する国際調和の議論に参加した。また国毎に選ばれるCIPAC正会員について、後任者を指名する選挙がCIPAC理事会で実施され、引き続きFAMIC職員が日本のCIPAC正会員を担うことが了承された。

・OECD GLP作業部会については、第38回会合に職員1名を出席させ、GLPの国際調和に関する議論に参加した。

【特筆事項等について（創意工夫等）】

ベトナム国農業農村開発省（MARD:Ministry of Agriculture and Rural Development）の傘下である農林水産品品質検査・認証・コンサルティングセンター（RETAQ:Reference Testing and Agrifood Quality Consultancy Center）から独立行政法人国際協力機構（JICA）へ「持続可能な農業開発のための食品安全検査・レファレンス機能・コンサルティング能力強化プロジェクト」への参画が依頼され、その技術協力課題の一環として農林水産省を介し、残留農薬分析に関する受入研修及び技術指導者の派遣について依頼があった。

ベトナム国で農業は基幹産業であるが、農薬の適正使用を含む食品安全管理体制は確立しているとはいえない。国内の各分析機関での運営や分析手法にかかる基準等が整備されておらず、違反の検証や改善指導のための基盤となる分析結果の信頼性を確保する仕組みが不足していた。こうした状況を踏まえ、2012年にRETAQが設立され、統一的な食品検査基準の策定や分析結果の検証、他機関への技術指導などを担う認証検査機関として活動してきた。

MARDは、2025年までに達成すべき目標として「農業資材の品質と食品安全に関する管理の強化」を掲げており、RETAQが適切に機能し運営されるよう、更なる能力強化を図ることとしたところ。MARDからの依頼のうち、ベトナム国の主要産品である茶の残留農薬分析に関する技術移転をFAMIC（農薬検査部門）が担うこととなり、次の対応を行った。

・本邦受入研修

短期専門家派遣での技術指導に先立ち、3名のRETAQ職員に対し、5日間にわたる受入研修を行い、茶の残留農薬の多成分同時分析法（以下「FAMIC分析法」という。）の基礎的な分析原理（抽出、精製、LC-MS/MS定量方法）を理解・習得できるよう指導。既にSOP（標準作業手順書）が確立している日本の緑茶を用いての分析であったが、ベトナム国で生産量の多い半発酵茶にも適用できるよう、緑茶の商品特性に関する知見も教授した。

国内外での信頼が高まり、輸出拡大は同国の自立的な経済発展につながり農林水産省の施策（農林水産分野における国際協力）に貢献したことは、目標の水準を上回る成果が得られている。

			<p>・短期専門家派遣 約1か月にわたる派遣研修では、RETAQ職員と共にベトナム半発酵茶を用いて FAMILIC 分析法による分析を行い、良好な分析結果が得られることを確認した。それにとどまらず、RETAQ で採用している、安価で分析が簡便な QuEChers 法 (Quick, Easy, Cheap, Effective, Rugged, Safe の頭文字をとった一斉分析法であり、アメリカやEUで公式に採用) での分析もできるかどうか検討したところ、夾雑物に強いFAMILIC分析法を融合させる (以下「改良QuEChers法」という。) ことにより、夾雑物の多い半発酵茶でも良好な分析結果が得られることを確認した。改良 QuEChers 法は検査分析の品質を保証するため RETAQ での ISO17025 における試験法として登録予定である。</p> <p>今後、RETAQ 職員が残留農薬分析に習熟し、他機関を指導できるようになることで統一的な分析手法が拡大されると見込まれる。今般、FAMILIC が有する知見、技術及び経験を提供したことで、長期的には、ベトナム産農水産食品の安全性向上と品質管理の効率化やそれによる輸出拡大を通じたベトナム国農業の持続的発展に寄与すると期待される。また、自立的な経済発展を支援することにより、農林水産分野における国際協力を行う農林水産省の施策にも貢献した。</p> <p>さらには、現地担当者として試行錯誤し、FAMILIC 分析法をベースに現地で使用されている分析法を改良した経験は、今後の FAMILIC の残留農薬分析技術の向上、国際協力を担う人材育成にも効果があった。</p>		
<p>イ 農林水産省と連携しつつ、農薬の登録審査の質の向上等に資するため、次の取組を行う。</p> <p>(7) 農薬の使用による蜜蜂への影響の実態把握</p>	<p>イ 農林水産省と連携しつつ、農薬の登録審査の質の向上等に資するため、次の取組を行う。</p> <p>(7) 農薬の使用による蜜蜂への影響の実態把握</p>	<p><定性的指標> ◇結果報告</p>	<p><主要な業務実績> イ 農林水産省と連携しつつ、農薬の登録審査の質の向上等に資するため、次の取組を行った。</p> <p>(7) 農薬の使用に伴い、い死した可能性のある蜜蜂に含まれる農薬の定量については、都道府県から送付された蜜蜂試料 13 点について農薬の定量分析を行い、分析結果を農林水産省に報告した。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり、農薬の使用に伴い、い死した可能性のある蜜蜂に含まれる農薬の定量結果を報告している。</p>	
<p>(4) 生物農薬の審査の更なる充実に向けた検討</p> <p>(7) 再評価において、各種評価ガイドランスに基づき、評価に当たって提出が必要な試験成績等の整備に関する申請者からの事前相談への対応</p> <p>【重要度：高】 ⑤のイの(7)の業務は、申請者が持つ科学データの解析及び追加が必要</p>	<p>(4) 生物農薬の審査の更なる充実に向けた検討</p> <p>(7) 再評価において、各種評価ガイドランスに基づき、評価に当たって提出が必要な試験成績等の整備に関する申請者からの事前相談への対応</p>	<p><定性的指標> ◇技術的知見の提供</p>	<p><主要な業務実績> (4) 天敵農薬及び微生物農薬の生物学的特性や各種試験成績の概要等のとりまとめ様式を示したドシエガイドランス案を作成し農林水産省に提供した。</p> <p><主要な業務実績> (7) 次の取組を実施した。 申請者からの事前相談への対応 農林水産省から検討依頼があった事前相談について情報を管理するとともに内容について検討し、農林水産省と連携して申請者に対応した。</p> <p>【特筆事項等について (創意工夫等)】 農薬登録等に提出される特定試験成績について、試験施設へ</p>	<p><評定と根拠> 評定：A 根拠：計画のとおり、生物農薬の評価に必要なドシエガイドランス案を精査し、審査の更なる充実に向けた検討のための技術的知見を提供していることに加え、申請者が提出すべき試験成績やその評価方法の検討に技術的知見を提供することができたと考えられ、目標の水準を満たしている。</p>	

<p>となる試験の指導等、事前相談に技術的な観点から適切な助言を行うものであり、制度開始当初からの円滑な再評価制度の運用に資することから、重要度が高い。</p>			<p>の農薬 GLP 調査においては、逸脱を繰り返す例も含め一定の不適切な逸脱事項が認められる状況であり、試験施設が農薬 GLP への理解を深めることは特定試験成績の信頼性の確保に貢献すると考えられたことから、令和6年度より FAMIC 主体の農薬 GLP 講習会を開催することとした。</p> <p>本講習会を企画するにあたり飼料部門の既存講習会の実績を参照して効率的に検討した。その際、試験施設と意見交換しその声を踏まえ、農薬 GLP 基準の内容や OECD GLP ガイダンスの解説等のほか、実際に FAMIC が指摘した逸脱事項など試験施設が関心のある講習内容としたほか、参加者の理解をより深めるため、試験施設間の情報交換を行う時間を設けるなど工夫を行った。</p> <p>開催方法についても、試験施設側の負担を減らし、出来るだけ多くの希望者が参加できるよう、受講単位を組織ごととしたほか、来場及びオンラインのハイブリッド型で開催し、さらに後日の視聴により振り返りや組織内共有もできるよう、講義を収録した録画 DVD の販売も行った。</p> <p>2月28日の講習会には、農薬以外の GLP 施設も含む53施設からの参加があり、農薬 GLP に対する試験施設全体の理解増進に貢献した。また、講習会を有料で開催したことにより、FAMIC の自己収入増にも貢献した。</p>	<p>また、試験施設のニーズを踏まえて農薬 GLP の理解を深める一助になるとともに、FAMIC の自己収入にも大いに貢献したことは、目標の水準を上回る成果が得られている。</p>	
<p>⑥ 農産物に係る農薬の使用状況及び残留状況調査業務 農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策に資するため、「農産物安全対策業務の実施について」(平成15年8月4日付け15消安第424号農林水産省消費・安全局長通知)に基づき、野菜、果実、米穀等の農産物に係る農薬の使用状況及び残留状況についての調査分析等を実施し、農薬の使用状況の調査点検日から40業務日以内に結果を地方農政局等に報告する。</p>	<p>⑥ 農産物に係る農薬の使用状況及び残留状況調査業務 農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策に資するため、「農産物安全対策業務の実施について」(平成15年8月4日付け15消安第424号農林水産省消費・安全局長通知)に基づき、農産物に係る農薬の使用状況の調査点検等を適切に実施するとともに、農産物中の農薬の残留状況の調査分析を適切な精度管理の下で的確かつ速やかに実施し、農薬の使用状況調査点検実施日から40業務日以内に結果を地方農政局等に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。その際、標準処理期間内に処理を完了させるため必要に応じて分析を行う FAMIC 各地域センター等間で試料の集約化等を行う。</p>	<p><定量的指標> ◇標準処理期間内(40業務日以内)の処理率:100%(標準処理期間内報告件数/指示件数) ただし、分析値が残留農薬基準の50%を超えた場合等に行う再分析に要した期間は、処理期間に含まないものとする。</p>	<p><主要な業務実績> ⑥ 農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策に資するため、農林水産省の実施計画に基づき、農産物に係る農薬の使用状況の調査点検を実施するとともに、当該農産物に係る農薬の残留状況の調査分析を FAMIC 各地域センター等間で試料の集約化等に取り組み、適切な精度管理の下で調査点検・分析した。農林水産省から指示のあった237件全ての農産物について調査点検実施日から40業務日以内に農林水産省へ報告した。 (表1-1-(2)-2参照)</p> <p>【処理率100%(237/237)】</p> <p>【特筆事項等について(創意工夫等)】 残留農薬分析は、食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく検査だけではなく、事業者や自治体による出荷前の検査など多くの場面で実施されており、保健衛生部局関係者にとどまらない多くの機関・部門が従事している。特に、都道府県等の地方自治体においては、組織改編により保健衛生部局等のマンパワーが減少している状況にあり、組織内での自発的な技術継承が難しく、国・FAMIC による継続的な講習に対するニーズが高い。そうした背景から、都道府県・事業者等の幅広い部門を対象とした残留農薬分析に関する持続的な講習会を開催することとした。</p> <p>なお、学びたい知識・技術が参加者の担当業務や所属する組織によって異なることが想定されたことから、開催に当たっては、座学中心で分析原理を学ぶコース(残留農薬分析技術研修)と実技を中心としたコース(残留農薬分析技術研修)の2つのコースを企画した。また、実技の際、参加者の質疑に丁寧に対応するため、一人一人に課員を付ける等、満足度の向上を図った。</p>	<p><評定と根拠> 評定:A 根拠:標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。 また、これまで FAMIC で培ってきた残留農薬分析に関する技術や知見についての習得需要があることを捉え、必要な現場へ情報を届ける講習会を新たに企画・実施し、高評価を得た。既存の枠組みを用いてスムーズに実現させ、講習会の募集対象範囲を大きく広げることができ、尚且つ FAMIC の自己収入増加にも寄与したことから、目標の水準を上回る成果が得られている。</p>	

			<ul style="list-style-type: none"> ・残留農薬分析基礎研修 主に都道府県の消費生活センターの職員等を対象にした研修として実施。地方公共団体消費者担当部局や消費生活センター職員に加え、食品衛生監視業務や病害虫防除業務の従事者も対象とした。 ・残留農薬分析技術研修 主に事業者を対象にした講習会として、実技を含む3日間の研修として実施。食品関連産業事業者のほか、食品衛生監視、病害虫防除そして農薬の業界関係者等も対象とした。 <p>これらの開催に当たっては、既存のFAMIC主催講習会のノウハウを活用し、効率的に準備・実施した。FAMICが有する残留農薬分析等に係る知見を、都道府県等の自治体や事業者に教授することにより、残留農薬の自主検査に係るレベルアップを図った。これにより検査結果に基づく農薬の適正使用指導や、違反事案の減少が期待される。そしてこれらを引き続き押し上げるため、継続的な実施を計画しているところ。</p> <p>都道府県等の地方自治体や事業者のニーズに的確に応えるほか、FAMICの継続的な自己収入確保にも貢献した。</p>		
<p>⑦ 調査研究業務</p> <p>農薬の検査等に関する調査研究については、登録審査業務遂行に必要な技術力の向上及び残留農薬の調査に必要な分析技術の効率化を目的として、農薬の人畜・環境への影響に関する課題、農薬等の品質・薬効等に関する課題、残留農薬の分析に関する課題を5課題以上実施し、その取組状況、結果等について、外部有識者の評価を受ける。</p>	<p>⑦ 調査研究業務</p> <p>農薬の検査等に関する調査研究については、登録審査業務遂行に必要な技術力の向上及び残留農薬の調査に必要な分析技術の効率化を目的として、次の課題のいずれかに関わる課題を5課題以上選定し、実施する。</p> <p>ア 農薬の人畜・環境への影響に関する課題</p> <p>イ 農薬等の品質・薬効等に関する課題</p> <p>ウ 残留農薬の分析に関する課題</p> <p>また、調査研究の結果について、外部有識者から成る委員会を年1回開催し、調査研究の取組状況、結果等について評価を受ける。</p>	<p><定性的指標></p> <p>◇ 調査研究業務の実施状況</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>⑦ 農薬の検査等に関する調査研究について6課題を実施した。その成果について外部有識者から成る委員会（令和7年2月25日開催）において、調査研究課題ごとに評価を受けた。（別紙「調査研究課題一覧」参照）</p> <p>調査研究の推進に当たっては、農林水産省との綿密な調整と外部有識者の助言を踏まえて課題を設定した。また、部内関係者から成る推進委員会を複数回開催し、的確な進捗管理を行い効率的に実施した。</p> <p>また、調査研究業務で得られた成果を「農薬調査研究報告」としてホームページに公表するとともに、公開調査研究発表会（令和6年11月26日）で発表し、成果の普及に努めた。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：農薬の検査等に関する調査研究については目標課題数を満たすとともに、外部有識者を含めた委員から適切に実施されたとの評価を受けており、目標の水準を満たしている。</p>	

4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-1-(3)	飼料及び飼料添加物関係業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	センター法第10条第1項第7号から第10号まで並びに第2項第6号及び第7号 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。） 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号。以下「ペットフード安全法」という。）
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 ③のイ 安全性確保に関する検査等業務 ⑤のア 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省6-4 行政事業レビューシート予算事業ID：003181

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
① 農林水産省からの緊急要請業務	実施率	100%（報告件数/要請件数）	100% (3/3)	実績なし	100% (1/1)	100% (1/1)	実績なし	予算額(千円)	943,693	925,976	909,117	891,065	916,580
② 立入検査等業務(立入検査に係る結果報告)	立入検査等実施月の翌月末まで	100%（標準処理期間内報告件数/立入検査等件数）	飼料等 100% (543/543) 立入検査：100% (244/244) 試験結果報告：100% (299/299(うち地方農政局等への報告 37/37)) 愛玩動物用飼料 100% (165/165) 立入検査：100% (60/60) 試験結果報告：100% (105/105)	飼料等 98% (557/569) 立入検査：98% (275/280) 試験結果報告：98% (282/289(うち地方農政局等への報告 47/47)) 愛玩動物用飼料 100% (171/171) 立入検査：100% (61/61) 試験結果報告：100% (110/110)	飼料等 100% (596/596) 立入検査：100% (304/304) 試験結果報告：100% (292/292(うち地方農政局等への報告 52/52)) 愛玩動物用飼料 100% (172/172) 立入検査：100% (65/65) 試験結果報告：100% (107/107)	飼料等 99.8% (551/552) 立入検査：100% (294/294) 試験結果報告：99.6% (257/258(うち地方農政局等への報告 49/50)) 愛玩動物用飼料 100% (172/172) 立入検査：100% (62/62) 試験結果報告：100% (110/110)	飼料等 100% (411/411) 立入検査：100% (207/207) 試験結果報告：100% (204/204(うち地方農政局等への報告 41/41)) 愛玩動物用飼料 100% (173/173) 立入検査：100% (62/62) 試験結果報告：100% (111/111)	決算額(千円)	882,791	894,574	841,546	842,467	927,892
								経常費用(千円)	861,834	854,329	835,992	853,333	906,360
								経常利益(千円)	60,109	35,576	62,337	29,226	30,551
								行政コスト(千円)	871,334	863,892	844,599	860,740	913,231
								従事人員数	79	79	76	75	77
② 立入検査等業務(大臣確認検査)	実施率	100%（処理件数/申請受付件数）	100% (79/79)	100% (63/63)	100% (97/97)	100% (94/94)	100% (198/198)						
③ア 安全性確保に関する検査等業務(基準・規格等の妥当性調査及び薬剤耐性菌のモニタリング調査)	実施率	100%（実施件数/要請件数）	妥当性調査：100% (2/2) 薬剤耐性菌：100% (2/2)	妥当性調査：100% (3/3) 薬剤耐性菌：100% (3/3)	妥当性調査：100% (5/5) 薬剤耐性菌：100% (2/2)	妥当性調査：100% (6/6) 薬剤耐性菌：100% (7/7) 飼料等の検査	妥当性調査：100% (2/2) 薬剤耐性菌：100% (9/9) 飼料等の検査						
③イ 安全性確保に関する検査等業務(サーベイランス・モニタリング年次計画に基づく検査等)			—	100% (1/1)	飼料等の検査 100% (1/1)	100% (1/1)	飼料等の検査 100% (1/1)						
③ウ 安全性確保に関する検査等業務(適合性の維持)	ISO/IEC 17025 への適合性の維持	—	ISO/IEC 17025 への適合性の維持	ISO/IEC 17025 への適合性の維持	ISO/IEC 17025 への適合性の維持	ISO/IEC 17025 への適合性の維持	ISO/IEC 17025 への適合性の維持						
④ 検定等関係業務(飼料添加物の検定申請)	20業務日以内	100%（標準処理期間内処理件数/申請件数）	100% (133/133)	100% (68/68)	100% (101/101)	100% (103/103)	100% (90/90)						

⑤ア(7) 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務(抗菌剤GMPガイドライン及びGMPガイドライン適合確認申請検査)	50業務日以内	100%(実施件数/申請等件数)	100%(143/143)	100%(151/151)	100%(166/166)	100%(159/159)	100%(140/140)
⑤ア(4) 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務(センター確認)	実施率						
⑤ア(7) 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務(特定飼料等製造業者及び規格設定飼料製造業者)	特定飼料等製造業者:50業務日以内 規格設定飼料製造業者:40業務日以内						
⑤ア(2) 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務(輸出証明検査)	実施率		100%(28/28)				
⑤ア(4) 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務(エコフィード及びICオイル検査)	実施率						
⑤イ(7) 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務(飼料製造管理者認定講習会、GMPガイドライン研修)	講習会及び研修の顧客満足度並びに技術的助言等の実施状況	—	2回開催	2回開催	顧客満足度(飼料製造管理者認定講習会):4.3 顧客満足度(GMPガイドライン研修):4.3 2回開催	顧客満足度(飼料製造管理者認定講習会):3.9 顧客満足度(GMPガイドライン研修):4.3 2回開催	顧客満足度(飼料製造管理者認定講習会):4.2 顧客満足度(GMPガイドライン研修):4.3 2回開催
⑤イ(4) 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務(技術的助言)			飼料等製造業者等及び都道府県飼料検査指導機関:32件 登録検定機関:2件 地方農政局:1件	飼料等製造業者等及び都道府県飼料検査指導機関:203件 登録検定機関:0件 地方農政局:5件	飼料等製造業者等及び都道府県飼料検査指導機関:194件 登録検定機関:2件 地方農政局:2件	飼料等製造業者等及び都道府県飼料検査指導機関:192件 登録検定機関:0件 地方農政局:1件	飼料等製造業者等及び都道府県飼料検査指導機関:194件 登録検定機関:0件 地方農政局:5件
⑥ 国際関係業務	飼料安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等の実施及び報告書の提出並びに国際標準化活動の実施	—	4回+1回	4回+17件	4回+8件	5回+16件	11回+7件
⑦ 調査研究業務	調査研究業務の実施状況	—	9課題	10課題	8課題	9課題	7課題

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価		
<p>(3) 飼料及び飼料添加物関係業務</p> <p>飼料関係業務について、飼料安全法に基づき、飼料の安全性を確保するとともに品質の改善を図り、公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与するため、以下のとおり検査等業務を行う。</p> <p>また、ペットフード安全法に基づき、愛玩動物用飼料の安全性の確保を図り、愛玩動物の健康を保護し、動物の愛護に寄与するため、以下のとおり検査等業務を行う。</p>	<p>(3) 飼料及び飼料添加物関係業務</p> <p>飼料及び飼料添加物関係業務の実施に当たっては、分析技術の進歩等に伴う試験法の点検・改良、GMP 適合確認業務の信頼性確保等について、的確な情報収集及び効率的な作業分担等の創意工夫や体系的な教育訓練を通じた職員の能力向上等を図り、合理的かつ効果的に取り組むものとする。</p>	<p><定量的指標></p> <p>○飼料及び飼料添加物関係業務</p> <p>中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <p>根拠：◇小項目1(項目)×4点(S) + 小項目2(項目)×3点(A) + 小項目6(項目)×2点(B) = 22点</p> <p>A：基準点(18)×12/10 < 各小項目の合計点(22)</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。</p> <p><業務の評価></p> <p>実績のなかった緊急要請業務を除く全ての指標において、事業計画の所期の目標を達成したことに加え、大臣確認業務においては制度改正に伴う牛肉骨粉等の流通再開のため迅速かつ効率的に対応し、国際関係業務においては短期間内に複数あった技術支援等の要請に対して効率的に対応し、調査研究業務においては積極的な学会発表などの技術力アピールによりFAMIC初の外部との共同研究契約締結に至るなど、FAMICが有する知見や技術を活かして創意工夫に努め、主体的な取組を行ったことにより効果的かつ効率的に成果を挙げ、飼料等の安全確保に貢献した。</p>	<p>評定</p>		
<p>① 農林水産省からの緊急要請業務</p> <p>農林水産省から緊急に要請をした業務については、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。</p>	<p>① 農林水産省からの緊急要請業務</p> <p>農林水産省から緊急に対応すべき業務の要請があった場合には、他の業務に優先して、要請のあった調査、分析又は検査等業務を実施し、その結果を速やかに農林水産省に報告する。</p>	<p><定量的指標></p> <p>◇実施率：100% (報告件数/要請件数)</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 該当する事案はなかった。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：-</p> <p>根拠：実績がないため評価せず</p>		
<p>② 立入検査等業務</p> <p>ア 飼料等の立入検査等業務</p> <p>飼料安全法第57条の規定に基づく立入検査等として行う次に掲げる検査等は、農林水産大臣の指示に従い実施し、その結果を立入検査等実施月の翌月末までに農林水産大臣に報告する。また、同条の規定に基づく収去品(飼料安全法第56条の規定によるものを含む。)の基準・規格に係る試験を実施し、その結果を立入検査等実施月の翌月末までに農林水産大臣又は地方農政局等の長に報告する。ただし、立入検査等又は収去品の試験を実施した結果に問題が認められたときは、速やかに当該結果を農林水産大臣又は地方農政局長に報告する。</p>	<p>② 立入検査等業務</p> <p>ア 飼料等の立入検査等業務</p> <p>飼料安全法第57条の規定に基づく立入検査等は、農林水産大臣の指示に従い製造設備及び製造方法等の検査、牛海綿状脳症の発生防止に係る動物由来たん白質及び動物生油指の製造事業場及び同輸入業者の検査等について、製造現場の状況や記録を实地で確認するなどにより適正に実施するとともに、立入検査等の業務進行管理を適切に行い、立入検査の結果を立入検査等実施月の翌月末までに農林水産大臣又は地方農政局等の長に報告する。また、同条の規定に基づく収去品(飼料安全法第56条の規定によるものを含む。)の基準・規格に係る試験を実施し、その結果を立入検査等実施月の翌月末までに農林水産大臣</p>	<p><定量的指標></p> <p>◇ア及びイの立入検査等に係る結果報告 標準処理期間内(立入検査等実施月の翌月末まで)の処理率：100% (標準処理期間内報告件数/立入検査等件数)</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>② 立入検査等業務</p> <p>ア 飼料安全法第57条の規定に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、業務の進行管理に努め、立入検査207件中207件について、立入検査等実施月の翌月末までに農林水産大臣に、同条の規定に基づく収去品204件中204件(飼料安全法第56条の規定によるものを含む。)の試験結果について、立入検査等実施月の翌月末までに農林水産大臣又は地方農政局等の長に報告した。</p> <p>上記報告のうち、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令35号)に抵触する事例(1件)については、速やかに農林水産大臣に報告した。(表1-1-(3)-1参照)</p> <p>【処理率100% (立入検査 207/207、試験結果(大臣あて 163/163、地方農政局等の長あて 41/41)】</p> <p>【特筆事項等(指摘事項への対応)】</p> <p>令和5年度に発生した農政局による立入検査収去品の試験結果報告が標準処理期間内に終了しなかった件については、グループ</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>		

	<p>又は地方農政局等の長に報告する。ただし、立入検査等又は収去品の試験を実施した結果に問題が認められたときは、速やかに当該結果を農林水産大臣または地方農政局長に報告する。</p> <p>なお、収去品の試験の結果、基準・規格等に抵触する事例等が認められた場合には、製造・品質管理の方法等の改善について、専門的知見から技術的指導及び情報の提供を行う。</p>		<p>ウェア改良による進捗管理のダブルチェックを継続し、農政局の立入検査日と農政局への結果回報日を毎月末に突合しており、同様のミスは発生していない。</p>		
<p>イ 愛玩動物用飼料の立入検査等業務</p> <p>ペットフード安全法第13条の規定に基づく立入検査等は、農林水産大臣の指示に従い実施し、その結果を立入検査等実施月の翌月末までに農林水産大臣に報告する。また、同条の規定に基づく集取品（ペットフード安全法第12条の規定によるもの及び同法第4条の規定に基づく購入品を含む。）の基準・規格に係る試験を実施し、その結果を立入検査等実施又は購入月の翌月末までに農林水産大臣に報告する。ただし、立入検査等又は収去品の試験を実施した結果に問題が認められたときは、速やかに当該結果を農林水産大臣又は地方農政局長に報告する。</p>	<p>イ 愛玩動物用飼料の立入検査等業務</p> <p>ペットフード安全法第13条の規定に基づく立入検査等は、農林水産大臣の指示に従い製造現場の状況や記録を实地に確認するなどにより適正に実施するとともに、立入検査等の業務の進行管理を適切に行い農林水産大臣に報告する。また、立入検査の結果を立入検査等実施月の翌月末までに、同条の規定に基づく集取品（ペットフード安全法第12条の規定によるもの及び同法第4条の規定に基づく購入品を含む。）の基準・規格に係る試験を実施し、その結果を立入検査等実施又は購入月の翌月末までに農林水産大臣に報告する。ただし、立入検査等又は収去品の試験を実施した結果に問題が認められたときは、速やかに当該結果を農林水産大臣または地方農政局長に報告する。</p> <p>なお、集取品の試験の結果、基準・規格等に抵触する事例等が認められた場合には、製造・品質管理の方法等の改善について、専門的知見から技術的指導及び情報の提供を行う。</p>		<p><主要な業務実績></p> <p>イ ペットフード安全法第13条の規定に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、業務の進行管理を適切に行い、立入検査62件について立入検査等実施月の翌月末までに農林水産大臣に報告した。また、同条の規定に基づく集取品111件（ペットフード安全法第12条の規定によるもの及び同法第4条の規定に基づく購入品を含む。）の試験結果について立入検査等実施月（購入品についてはその購入月）の翌月末までに農林水産大臣に報告した。</p> <p>なお、立入検査等又は集取品の試験結果に問題が認められ、速やかに農林水産大臣への報告が必要となった事例はなかった。</p> <p>【処理率100%（173/173）】</p>		
<p>ウ 大臣確認検査業務</p> <p>牛海綿状脳症の発生の防止に万全を期する観点から「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認</p>	<p>ウ 大臣確認検査業務</p> <p>動物由来たん白質及び動物性油脂の製造事業場及び輸入業者に対する大臣確認に係る検査業務は、業者からの申請等に基づき、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省</p>	<p><定量的指標></p> <p>◇大臣確認検査実施率：100%（処理件数/申請受付件数）</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>ウ 農林水産大臣の確認を要する動物由来たん白質及び動物性油脂を製造する事業場及び輸入業者の検査を実施し、製造基準等への適否を確認し、農林水産大臣に報告した。</p> <p>【実施率100%（198/198）】</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：S</p> <p>根拠：動物由来たん白質及び動物性油脂を製造する事業場及び輸入業者への検査等に対する実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成</p>	

<p>手続について」(平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知)に基づき、業者からの申請等により、動物由来たん白質及び動物性油脂の製造事業場及び輸入業者の検査等を実施する。</p>	<p>令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」(平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知)に従い、製造現場の状況や記録を確認するなどにより適正に実施し、判定結果を農林水産省に報告する。</p>		<p>【特筆事項等について(創意工夫等)】</p> <p>令和6年10月3日付けで飼料安全法に基づく省令の一部が改正され、平成13年に国内で牛海綿状脳症が発生して以来規制されていた豚及び家さんへの牛肉骨粉等の利用が解禁されることとなった。牛肉骨粉等の流通再開のためには、と畜残さから牛肉骨粉等を製造するレンダリング工場及び牛肉骨粉等を用いて豚鶏用飼料を製造する配合飼料工場のそれぞれが農林水産大臣による確認(大臣確認)を受ける必要がある。FAMICは大臣確認に先がけて当該事業場を検査することが求められている。</p> <p>昨年度末の時点では対象事業場が110ヶ所にも上るとみられていたため、これらに対し、業者間で不公平が生じず、また需給のマッチングに支障をきたさないよう、短期間で多数の事業場に迅速かつ効率的な検査を実施することが課題となっていた。この際には、FAMICの業務実施体制、事業予算を逼迫しないように進める必要もあった。</p> <p>このため、まず、実施する検査の合理化として以下の取組により検査出張回数の抑制を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記アの立入検査に係る年間計画において、違反事例の少ない低リスクな事業形態の事業場(エコフィード工場、魚粉工場等)への検査頻度を低減することとした。 ・年間計画による立入検査を大臣確認のための検査と同時に実施できるよう、また、省令改正後の書類申請前であっても現地の状況を確認できるよう、立入検査の指示に係る手続きの合理化について農林水産省に提案、実現した。 ・GMP適合確認(⑤ア(7))を受けている配合飼料工場については毎年実施している現地検査での結果を利用できるよう農林水産省に提案、実現した。 <p>また、事業者からの申請書の受理、検査結果から基準への適否の判定という事務手続きの効率化として以下の取組により迅速な農林水産省への進達を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業者の申請の意向をきめ細かく把握し、検査日程の調整を図るとともに、申請書類の作成等について丁寧に助言した。 ・判定の適否判断が全国で一致するよう検査でのチェック様式、判定のための要領を定め、グループウェアを用いて進捗管理、判定の平準化を図った。 <p>さらに、事業者からの申請に基づく検査であり立入検査日程が不規則になることを踏まえ、特定のセンター、特定の期間に業務が集中し他業務が滞ることのないよう、従来月単位で実施していたセンター間の分析業務の集約分担について、よりきめ細かく週単位で業務予定の確認、分析項目の分担を行い業務量の分散を図った。これらの取組の結果、令和6年度内にレンダリング工場22事業場、配合飼料工場65事業場について申請を処理(うち、レンダリング工場14ヶ所、配合飼料工場63ヶ所は、省令改正後30業務日で農林水産省に進達し、12月26日付けで一斉に大臣確認が施行された。)し、牛肉骨粉等の円滑な流通再開(令和7年1月)に寄与することができた。これにより、安全で良質な国産動物性たん白質資源の普及、牛肉骨粉の焼却処分に必要とされていた補助事業の国費の削減に貢献した。</p>	<p>している。また、牛肉骨粉等の豚鶏用飼料への利用再開に伴い増加した確認検査について、予算・業務量の逼迫を招かないようマネジメントしながら、迅速に申請書及び判定結果を農林水産省に進達し、早期の牛肉骨粉の流通再開、ひいては、安全で良質な国産動物性たん白質資源の普及、牛肉骨粉の焼却処分に必要とされていた補助事業の国費の削減に貢献したことから、事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る成果が得られている。</p>	
--	--	--	--	---	--

<p>③ 安全性確保に関する検査等業務 飼料安全法第3条及びペットフード安全法第5条の基準及び規格の設定に資するため、飼料及び愛玩動物用飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、以下に掲げる検査等を実施する。</p> <p>ア 農林水産省が行う飼料及び飼料添加物の基準・規格の検討に当たり、それらの基準・規格及び検討資料の妥当性の調査を農林水産省の要請に応じて実施する。</p> <p>また、家畜用抗菌性物質等の家畜衛生及び公衆衛生上のリスク評価及びリスク管理に資するため、と畜場及び食肉処理場において実施する薬剤耐性菌のモニタリング調査等を、農林水産省の要請に応じて実施する。</p>	<p>③ 安全性確保に関する検査等業務 飼料安全法第3条及びペットフード安全法第5条の基準及び規格の設定に資するため、飼料及び愛玩動物用飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、以下に掲げる検査等を実施する。</p> <p>ア 飼料及び飼料添加物の基準・規格の検討に当たり、農林水産省の要請に応じてそれらの基準・規格及び検討資料の妥当性調査を実施し、その結果を農林水産省に報告する。</p> <p>また、家畜用抗菌性物質等の家畜衛生及び公衆衛生上のリスク評価及びリスク管理に資するため、と畜場及び食肉処理場において実施する薬剤耐性菌のモニタリング調査等について、農林水産省からの要請に応じて適切に実施し、その結果を報告する。</p>	<p><定量的指標> ◇実施率：100%（実施件数/要請件数）</p>	<p><主要な業務実績> ③ 飼料安全法第3条及びペットフード安全法第5条の基準及び規格の設定に資するため、次の取組を実施した。</p> <p>ア 農林水産省から要請のあった飼料等の基準・規格及びその検討資料の妥当性の調査について次のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・L - イソロイシン（その2）及びキシラナーゼ・β - グルカナーゼの成分規格設定案について、内容を検証し、修正案を農林水産省に報告した。 <p>以上の結果は、農林水産省が開催する農業資材審議会の飼料添加物の基準・規格の設定等の審議又は説明資料とされ、基準・規格の設定に資する目的を達成した。</p> <p>また、薬剤耐性菌発現モニタリング調査については、農林水産省からの次の要請に応じ、適切に報告した。</p> <p>(腸球菌（菌株）の引継ぎ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度に農林水産省が外部機関に委託した事業で分離した腸球菌の引継ぎを要請され、適切に報告した。 <p>(薬剤耐性菌委託事業に係る確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度に農林水産省が外部機関に委託した事業で委託事業者が薬剤感受性試験を実施するに当たり、現地確認を実施する代わりとして、当該試験の妥当性確認を要請され、確認結果を農林水産省に報告した。 ・令和6年度に農林水産省が外部機関に委託した事業で委託事業者が腸球菌の分離を実施するに当たり、現地確認を実施する代わりとして、当該分離の妥当性確認を要請され、確認結果を農林水産省に報告した。 <p>(委託事業者からの生データ及び報告書の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度に農林水産省が外部機関に委託した事業で委託事業者が実施した腸球菌の分離についての生データ及び報告書の内容確認を要請され、確認結果を農林水産省へ報告した。 ・令和6年度に農林水産省が外部機関に委託した事業で委託事業者が実施した薬剤感受性試験についての生データ及び報告書の内容確認を要請され、確認結果を農林水産省へ報告した。 ・令和7年度に農林水産省が委託する事業について、委託する際の仕様書について内容の確認を要請され、確認結果を農林水産省に報告した。 <p>(各種報告書作成のためのデータ解析及びそのデータ提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワンヘルス動向調査報告書の作成のためのデータについて 	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：基準・規格等の妥当性調査並びに農林水産省の要請に応じて薬剤耐性菌発現モニタリング調査で分離した菌株の保管及び妥当性確認の実施率は100%であり、また、飼料のモニタリング検査の実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	
--	---	---	--	---	--

			<p>動物医薬品検査所より提供依頼があったため、データ解析を実施し、提供した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JVARM 年次報告書作成のためのデータについて、動物医薬品検査所から提供依頼があったため、データ解析を実施し、そのデータを提供した。 <p>(試験方法の改良についての協力)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬剤感受性試験に使用するフローズンプレートの使用薬剤、濃度、配置等の改良について依頼があったため、関係部署と相談の上作成し、その設計図を農林水産省へ報告した。 		
<p>イ 農林水産省が策定する「令和6年度食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング年次計画」に基づく検査等を実施する。</p> <p>また、農林水産省からの要請により調査対象とされた項目について、検査等を実施する。なお、これらの検査等の結果は、前年度分を取りまとめ、ホームページに公表する。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>③のイの業務は、農林水産省が行う食品安全に関するリスク管理において、サーベイランス・モニタリング年次計画に基づく検査を含み、食品安全行政にリスクアナリシスを取り入れた科学に基づく行政の推進に寄与する基礎データとなることから、重要度が高い。</p>	<p>イ 農林水産省が策定する「令和6年度食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング年次計画」に基づく検査等を実施する。</p> <p>また、農林水産省からの要請により調査対象とされた項目について、検査等を実施する。</p> <p>なお、これらの検査等の結果は、前年度分を取りまとめ、ホームページに公表する。</p>		<p>イ 飼料中の飼料添加物、農薬、かび毒、有害金属等の有害物質、病原微生物、肉骨粉等、遺伝子組換え体に係る基準・規格適合検査及びサーベイランス・モニタリング計画等に基づく検査等については、過去の検査実績、汚染実態等を踏まえた項目を選定し、延べ574点のサンプルについて実施した。 (表 1-1-(3)-2 参照)</p> <p>【実施率 100% (12/12(11(ア)+1(イ)))】</p> <p>モニタリング検査結果は、事業年度ごとに取りまとめ、ホームページに公表した。このうち特に広域的に流通する主要な輸入飼料穀物や乾牧草等の有害物質等による汚染状況は、四半期ごとに取りまとめ、ホームページに公表した。</p> <p>事業者が採取したサンプルをサーベイランス用に提供してもらシステム(令和2年度に導入)について、提供業者を拡大し、延べ239点のサンプルを確保した。</p>		
<p>ウ 農林水産省が行う飼料等の安全確保を推進する上で必要とする検査分析の品質を保証するために取得した ISO/IEC 17025 認定(とうもろこし中のかび毒の試験及び飼料中の動物由来 DNA 検出法)について、一般要求事項に適合し認定試験所としての体制を維持する。</p>	<p>ウ 安全性確保に関する分析業務を実施するに当たり取得した ISO/IEC 17025 認定(とうもろこし中のかび毒の試験及び飼料中の動物由来 DNA 検出法)について、ISO/IEC 17025 に関する各種研修を充実させ、一般要求事項に適合し認定試験所としての体制を維持する。</p>	<p><定性的指標> ◇ISO/IEC 17025 への適合性の維持</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>ウ 本部の飼料部門において取得した ISO/IEC 17025:2017 認定(とうもろこし中のかび毒定量試験及び飼料中の動物由来 DNA 検出試験)について、手順書に基づく内部の教育訓練を実施し担当職員の力量管理を行った。</p> <p>また、更新審査(令和6年9月19日～20日)までに不確かさ評価の更新等を完了させ、内部監査を実施して全ての要求事項への適合を確認するとともに、継続的改善を行うためのマネジメントレビューを着実に実施し、認定機関による更新審査を受け、認定試験所としての体制を維持した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B 根拠：本部の飼料部門において取得した ISO/IEC 17025:2017 認定について、一般要求事項に適合し認定試験所としての体制を維持しており、目標の水準を満たしている。</p>	
<p>④ 検定等関係業務 飼料安全法第5条及び第6条の規定に基づき特定飼料等の安全確保を図るため、特定飼料等のうち飼料添加物の検定及び表</p>	<p>④ 検定等関係業務 飼料安全法第5条及び第6条の規定に基づき特定飼料等の安全確保を図るため、特定飼料等のうち飼料添加物の検定及び表</p>	<p><定量的指標> ◇標準処理期間内(20業務日以内)の処理率：100%(標準処理期間内処理件数/申請</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>④ 飼料添加物の検定及び表示の業務については、飼料安全法施行規則等に基づき適正に実施するとともに、業務の進行管理を適切に行い、申請90件について受理した日から20業務日以内に全て処理を行った。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成してい</p>	

<p>示の業務については、申請を受 理した日から 20 業務日以内に 終了する。</p>	<p>示の業務については、進行管理 を適切に行い、申請を受理した 日から 20 業務日以内に処理す る。</p>	<p>件数)</p>	<p>なお、飼料に係る申請はなかった。 【処理率 100% (90/90)】</p>	<p>る。</p>	
<p>⑤ 工程管理及び品質管理等に関 する検査等業務 飼料及び飼料添加物の製造設 備、製造管理の方法等に関する 検査等については、飼料の安全 確保に関する必要性を勘案して、以下に掲げる製造・品質管 理に関する検査、指導等を実施 する。</p> <p>ア 次の申請等に対する検査等を 適切に実施する。</p> <p>(7) 「抗菌性飼料添加物を含有す る配合飼料及び飼料添加物複合 製剤の製造管理及び品質管理に 関するガイドラインの制定につ いて」(平成 19 年 4 月 10 日付け 18 消安第 13845 号農林水産省消 費・安全局長通知。以下「抗菌 剤 GMP ガイドライン」という。) 及び「飼料等の適正製造規範 (GMP) ガイドラインの制定につ いて」(平成 27 年 6 月 17 日付 け 27 消安第 1853 号農林水産省 消費・安全局長通知。以下 「GMP ガイドライン」という。) に基づく申請に応じて、飼料及 び飼料添加物の製造事業場にお ける製造基準等への適否の確認 検査等を実施し、申請を受理し た日からそれぞれ 50 業務日以内 に検査を終了するとともに、そ の結果を公表する。</p> <p>(イ) 牛海綿状脳症の発生の防止 に万全を期する観点から「ペッ トフード用及び肥料用肉骨粉等 の当面の取扱いについて」(平 成 13 年 11 月 1 日付け 13 生畜第 4104 号農林水産省生産局長、水 産庁長官通知)に基づき、業者 からの申請等により、動物由来 たん白質及びペットフードの製 造事業場の検査等を実施し、製</p>	<p>⑤ 工程管理及び品質管理等に関 する検査等業務 飼料及び飼料添加物の製造設 備、製造管理の方法等に関する 検査等については、飼料の安全 確保に関する必要性を勘案して、以下に掲げる製造・品質管 理の高度化に関する検査、指導 等を実施する。</p> <p>ア 次の申請等に対する検査等を 適切に実施する。</p> <p>(7) 「抗菌性飼料添加物を含有す る配合飼料及び飼料添加物複合 製剤の製造管理及び品質管理に 関するガイドラインの制定につ いて」(平成 19 年 4 月 10 日付け 18 消安第 13845 号農林水産省消 費・安全局長通知。以下「抗菌 剤 GMP ガイドライン」という。) 及び「飼料等の適正製造規範 (GMP) ガイドラインの制定につ いて」(平成 27 年 6 月 17 日付 け 27 消安第 1853 号農林水産省 消費・安全局長通知。以下 「GMP ガイドライン」という。) に基づく申請に応じて、飼料等 の製造事業場の検査等を実施 し、製造基準等への適否の確認 の申請に係る検査については、 業務の進行管理を適切に行い、 申請を受理した日からそれぞれ 50 業務日以内に検査を終了し、 製造基準等への適否を確認し、 その結果を公表する。</p> <p>(イ) 牛海綿状脳症の発生の防止 に万全を期する観点から「ペッ トフード用及び肥料用肉骨粉等 の当面の取扱いについて」(平 成 13 年 11 月 1 日付け 13 生畜第 4104 号農林水産省生産局長、水 産庁長官通知)に基づき、業者 からの申請等により、動物由来 たん白質及びペットフードの製 造事業場の検査等を実施し、製</p>	<p><定量的指標> ◇実施率:100% (実施 件数/申請等件数)</p>	<p><主要な業務実績> ⑤ 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検 査等について、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、次 の取組を実施した。</p> <p>ア 次の申請等に対する検査等を実施した。</p> <p>(7) 「抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合 製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドライン」(以下 「抗菌剤 GMP ガイドライン」という。)及び「飼料等の適正製 造規範 (GMP) ガイドライン」(以下「GMP ガイドライン」とい う。)に基づく製造基準等への適否の確認の申請に係る検査に ついては、適切な進行管理を行うことにより、申請 104 件 (抗 菌剤 GMP ガイドライン 1 件、GMP ガイドライン 103 件) について 受理した日から 50 業務日以内に全て処理を行うとともに、確認 済み製造事業場をホームページに公表した。</p> <p>(イ) 牛海綿状脳症の発生の防止に万全を期する観点から、動物由 来たん白質及びペットフードの製造事業場 21 か所からの申請に 応じ製造基準等への適否の確認のための検査等を実施し、製造 基準に適合すると認められた事業場 21 か所をホームページに公 表した。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理 率及び輸出飼料・エコフィード に関する製造状況の確認の業者 からの依頼に対する実施率は 100%であり、計画における所 期の目標を達成している。</p>	

<p>造基準等への適否を確認し、その結果を公表する。</p> <p>(f) 飼料安全法第7条の規定に基づく特定飼料等製造業者（外国特定飼料等製造業者を除く。）及び第29条第1項の規定に基づく規格設定飼料製造業者（外国規格設定飼料製造業者を除く。）の登録等に関する調査については、申請を受理した日からそれぞれ50業務日及び40業務日以内に調査を終了する。</p> <p>(g) 飼料等の輸出促進に資するため、輸出する飼料等の製造事業場等について、農林水産大臣の依頼に応じた「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）に基づく調査及び飼料製造業者等の依頼に応じた輸出検疫証明書の発行等のための調査を実施し、輸出先国の基準への適合性について確認する。</p> <p>(h) 食品循環資源利用飼料及び回収食用油再生油脂の安全確保に資するため、農林水産省から協力要請のあった認証制度における事業場の調査について、事業者からの依頼に応じて調査を実施し、製造基準等への適否を確認する。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>⑤のアの業務は、事業者によるGP及びHACPに基づく製造工程管理により食品の安全を確保する仕組みが国際的な考えとなっている中で、我が国のフードチェーンの一端を担う飼料事業者へのGP導入拡大、取組促進につながり、飼料の効果的・効率的な安全確保に資する。また、輸出用飼料等に係る調査は国が促進する輸出拡大に寄与することから、重要度が高い。</p>	<p>造基準等への適否を確認し、その結果を公表する。</p> <p>(f) 飼料安全法第7条の規定に基づく特定飼料等製造業者（外国特定飼料等製造業者を除く。）及び第29条第1項の規定に基づく規格設定飼料製造業者（外国規格設定飼料製造業者を除く。）の登録等に関する調査については、業務の進行管理を適切に行い、申請を受理した日から、それぞれ50業務日及び40業務日以内に調査を終了する。</p> <p>(g) 飼料等の輸出促進に資するため、輸出する飼料等の製造事業場等について、農林水産大臣の依頼に応じた「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）に基づく調査及び飼料製造業者等の依頼に応じた輸出検疫証明書の発行等のための調査を実施し、輸出先国の基準への適合性について確認する。</p> <p>(h) 食品循環資源利用飼料及び回収食用油再生油脂の安全確保に資するため、農林水産省から協力要請のあった認証制度における事業場の調査について、事業者からの依頼に応じて製造基準等への適否を確認する。</p>		<p>(f) 特定飼料等製造業者及び規格設定飼料製造業者の登録等に係る申請はなかった。</p> <p>(g) 農林水産省から「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行に関する手続規程」（令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）に基づく検査の依頼はなかった。飼料等を輸出する業者からの依頼に応じた動物検疫所の輸出検疫証明書発行等のための検査を11件実施した。</p> <p>(h) 食品残さ等利用飼料の安全確保のため、申請に基づきエコフィード認証制度に係る製造基準等への適否を確認する検査4件を実施し、申請者に対して結果を通知した。なお、回収食用油再生油脂に係る確認検査の申請はなかった。</p> <p>【実施率100%（140/140）】</p>		
--	--	--	--	--	--

<p>イ 飼料の安全確保及び品質の向上に資するため、関係事業者等に対して研修及び技術的助言等を以下のとおり実施する。</p> <p>(7) 飼料等関係事業者を対象に、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則第32条第3号の規定に基づき、農林水産大臣が定める講習会を定める件」(平成7年3月13日農林水産省告示第392号)で定められている飼料製造管理者認定講習会を、受講希望者数を勘案して開催する。</p> <p>また、飼料等関係事業者を対象に、GMPガイドラインに記載された研修を開催する。</p> <p>飼料製造管理者認定講習会及びGMPガイドラインに記載された研修については、サービスの受け手である利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、アンケート調査等により顧客満足度を測定して、5段階評価で3.5以上の評価となることを目標とする。</p>	<p>イ 飼料の安全確保及び品質の向上に資するため、関係事業者等に対して研修及び技術的助言等を以下のとおり実施する。</p> <p>講習会及び研修については、サービスの受け手である利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、5段階評価で3.5以上の評価となることを目標として、講義の内容や運営方法についての顧客満足度をアンケート調査等により測定する。</p> <p>また、顧客満足度が5段階評価で3.5未満の場合には、その原因を究明して必要な改善措置を速やかに講ずる。</p> <p>(7) 飼料等製造業者を対象に、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則第32条第3号の規定に基づき、農林水産大臣が定める講習会を定める件」(平成7年3月13日農林水産省告示第392号)で定められている飼料製造管理者認定講習会を、受講希望者数を勘案して開催する。</p> <p>(1) 飼料等関係事業者を対象に、GMPガイドラインに係る研修を開催する。</p> <p>また、飼料等の有害物質に関する情報を輸入業者及び製造業者に対して定期的に発信するとともに、飼料等が原因となって食品の安全確保に問題が生じるおそれがある等の緊急時には、農林水産省の指示の下、関連業者に情報を速やかに提供する。</p>	<p><定量及び定性的指標></p> <p><講習会及び研修の顧客満足度並びに技術的助言等の実施状況></p>	<p><主要な業務実績></p> <p>イ 飼料等関係事業者を対象に、次の研修を開催した。</p> <p>(7) 飼料等製造業者を対象として受講希望者調査を実施し、その結果を基に飼料製造管理者認定講習会を開催した。令和5年度同様、講習及び修了試験についてそれぞれeラーニング及びCBT(Computer-based testing)を利用したオンライン講習とした。受講者は113名(うち10名は令和5年度試験に不合格であった再受験者)であり、顧客満足度は4.2であった。</p> <p>(1) 飼料等関係事業者を対象として、GMPガイドラインに係る研修を令和5年度に引き続きeラーニング(参加者587名)で開催し、顧客満足度は4.3であった。</p> <p>さらに、メールマガジンにより、飼料等の輸入業者及び製造業者に対し、定期的な情報発信を6回実施した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：当該講習会及び研修並びに都道府県飼料検査指導機関への技術的助言及び登録検定機関の検定業務に係る分析技術の維持状況の確認等を実施するとともに、講習会及び研修会の顧客満足度は3.5以上であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	
--	--	---	--	--	--

<p>(イ) 農林水産省からの要請により、飼料等分析の信頼性確保又は技術向上のため、外部精度管理試験を実施する飼料等製造業者等に対し、技術的助言及び協力をを行う。さらに、外部精度管理試験に参加する飼料等製造業者等及び都道府県飼料検査指導機関に対し技術的助言を行う。また、外部精度管理試験に参加する登録検定機関に対し、飼料等分析技術の維持状況を確認し、必要に応じて技術的指導を行い、飼料等分析技術の維持・向上を図る。</p> <p>そのほか、飼料安全法第 27 条第 1 項の規定に基づく登録検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、農林水産省からの要請により、地方農政局等が行う登録検定機関に対する指導等について技術的な部分に係る助言を行う。</p>	<p>(ロ) 農林水産省からの要請により、飼料等分析の信頼性確保又は技術向上のため、外部精度管理試験を実施する飼料等製造業者等に対し、技術的助言及び協力をを行う。さらに、外部精度管理試験に参加する飼料等製造業者等及び都道府県飼料検査指導機関に対し技術的助言を行う。また、外部精度管理試験に参加する登録検定機関に対し、飼料等分析技術の維持向上を確認し、必要により技術的指導を行い、飼料等分析技術の維持・向上を図る。</p> <p>そのほか、飼料安全法第 27 条第 1 項の規定に基づく登録検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、農林水産省からの要請により、地方農政局等に対する技術的な部分に係る助言を行う。</p> <p>ウ ア及びイに掲げる検査、指導、研修等の業務を充実・強化するため、これらの業務に従事する職員に GMP・HACCP 等に関する研修を受講させることなどを通じて、職員の能力の維持・向上に努める。</p>		<p>(イ) 飼料等製造業者等が実施する外部精度管理試験について、農林水産省からの要請により試料調製や統計解析に係る技術的助言及び協力をを行った。その統計解析結果を取りまとめ、試験に参加した飼料等製造業者等（160 試験室）及び都道府県飼料検査指導機関（34 機関）に対し技術的助言を行った。また、登録検定機関 5 機関（6 事業所）については、試験の実施により検定業務に係る技術の維持状況を確認した。以上の対応について、農林水産省に報告した。</p> <p>そのほか、検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、農林水産省の依頼に基づき、地方農政局等が行う登録検定機関 4 機関（5 事業所）への立入検査又は調査に同行して助言を行った。</p> <p>ウ ア及びイに掲げる検査、指導、研修等の業務を充実・強化するため、業務に従事する職員に対し GMP・HACCP 等に関する研修を 9 回、延べ 20 名受講させ、職員の能力の維持・向上に努めた。</p>		
<p>⑥ 国際関係業務 動物衛生及び人獣共通感染症に関する国際基準を策定する国際獣疫事務局 (WOAH) コラボレーティング・センターとして、技術の標準化・普及等に協力するため、飼料の安全化に関する情報の収集・発信、技術協力等を行うとともに、活動に関する報告書を WOAH へ提出する。</p> <p>また、国際標準化機構 (ISO) の動物用飼料分科委員会 (TC34/SC10) の国内審議団体として、国内の意見集約等の国際標準作成に関する活動を行う。</p>	<p>⑥ 国際関係業務 ア 動物衛生及び人獣共通感染症に関する国際基準を策定する国際獣疫事務局 (WOAH) コラボレーティング・センターとして、技術の標準化・普及等に協力するため、飼料の安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等について、次の取組を行う。</p> <p>(イ) 飼料の安全確保のために開発・改良した分析法の情報やハザードに関する情報を海外に発信し、技術の普及や情報の提供・共有を行う。</p>	<p><定性的指標> ◇飼料安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等の実施及び報告書の提出並びに国際標準化活動の実施</p>	<p><主要な業務実績> ⑥ ア 国際獣疫事務局 (WOAH) のコラボレーティング・センター (WOAH-CC) として、技術の標準化・普及等に協力するため、次の取組を行った。</p> <p>(イ) 次の 3 件の情報発信を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼料研究報告の要旨をホームページを通して国内外に発信した。 ・令和 5 年度特定添加物検定結果について英訳し、ホームページを通して国内外に発信した。 ・ラボネットワーク参加各国に対して令和 5 年度に依頼し、結果を取りまとめた各国の飼料検査の状況等のレポートの内容 	<p><評定と根拠> 評定：A 根拠：計画のとおり、情報の発信・共有等、国際標準化機構 (ISO) の動物用飼料分科委員会 (TC34/SC10) の国内審議団体として国際標準作成に関する活動及びオンラインによる飼料安全の技術研修を実施しており、計画における所期の目標を達成している。</p> <p>また、諸外国等からの要請に対しては、対応時期が短期間に集中する中で準備作業の効率化・合理化を図り、すべての要請に適切に対応し、事</p>	

	<p>(イ) コラボレーティング・センターとしての活動に関する報告書を WOH へ提出する。</p> <p>(ロ) 諸外国等からの要請に応じて、研修生の受入れや職員派遣等を通じた技術支援を行う。</p>		<p>について、ラボネットワーク参加各国に送付するとともに FAMIC のホームページに掲載した</p> <p>(イ) 次の2件の報告書等を作成し WOH 本部に提出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2024 年の活動に関する報告書 ・2020-2024 年の5ヵ年計画に基づき取り組んだ活動についての自己評価書 <p>(ロ) 次の6件の要請等に応じて対応した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産省からの要請を受け、バングラデシュ家畜衛生当局職員の来訪を受け入れ、日本における飼料のリスク管理及びこれに関する FAMIC の役割等の説明及び質疑応答を行った（令和6年6月7日）。 ・農林水産省からの要請を受け、タイ動物用医薬品関係当局の研修生3名を受け入れ、日本における飼料中の抗菌性飼料添加物の規制及び分析法の説明並びに微量定量法の実習を行った（令和6年7月4日）。 ・WOAH アジア太平洋地域事務所主催の Regional Seminar for WOH National Focal Points for Veterinary Laboratories のプログラムの一つとして9ヵ国の参加者の FAMIC 視察を受け入れ、FAMIC 業務の概要及び施設の説明並びに質疑応答を行った（令和6年7月17日）。 ・韓国農産物品質管理院の要請を受け、日本におけるペットフードの安全管理及び情報提供のための法的枠組みについての講習をオンラインで実施した（令和6年7月30日）。 ・WOAH アジア太平洋地域事務所と共催で WOH regional Workshop & FAMIC Virtual Training on Analysis of Antimicrobials in Feed をオンラインで開催し、27ヵ国121名の参加者に対し、飼料中の抗菌剤のリスク管理及び分析法の概要の説明並びに主な分析法2法のビデオ上映によるデモンストレーションを行った（令和7年1月16日）。 ・第4回 WOH アジア太平洋地域リファレンスセンター会議（令和6年7月19日ハイブリッド開催）にオンラインで参加した。 <p>【特筆事項等について（創意工夫等）】</p> <p>令和6年度の WOH-CC の活動として年度当初に計画した活動に加え、年度上半期に諸外国等からの要請が急増し、多くの国際関係業務に対応する必要があった。多くの要請に対応するため、研修内容、説明原稿及び資料・動画の作成等において、テーマが共通である2件の研修内容を極力連動させ、既存の動画・資料の参照・部分使用等による有効活用、各研修・見学の共通となる業務説明資料の部分修正による再利用を行い、準備作業の効率化・合理化を図った。また、これらの国際関係業務の対応は、調査研究や特定添加物の検定等の通常業務と同時並行で進める必要があり、開催時期が調整可能な要請に対しては業務繁忙期を避けて職員負担を回避した。さらに、他課や他センターでの共通業務である立入検査・GMP 検査及び収去品の分析業務の分担を調整し、業務の負担を平準化することで、対応に必要な人員や時間を確保した。</p>	<p>前に計画した技術研修を予定どおり開催するなど、計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p>	
--	---	--	---	---	--

	<p>イ 国際標準化機構 (ISO) の動物用飼料分科委員会 (TC34/SC10) の国内審議団体として、外部有識者等から成る委員会を設置し、国内の意見集約等の国際標準作成に関する活動を行う。</p>		<p>その結果、通常業務に支障をきたすことなく、WOAH-CCとして年度当初に計画していた活動を上回る諸外国等からの多くの要請に応えることができ、研修参加者等からも FOMIC の技術支援や研修内容に対し高評価を得ることができた。飼料の安全と分析分野の WOAH-CC として、積極的な技術支援や情報発信は、アジア太平洋地域各国との連携強化や FOMIC の存在感のアピールに繋がり、世界における飼料の安全確保に貢献することができた。</p> <p>イ 国際規格に我が国の意見を反映させるため、国際標準化機構 (ISO) の動物用飼料分科委員会 (TC34/SC10) の国内審議団体として、次のとおり国際標準作成に関する活動を行った。</p> <p>① 国際規格策定案件に対応するため、外部有識者から成る国内対策委員会を設置し、国内の意見集約を実施した。</p> <p>② ISO において改正が検討された規格について、7 規格のプロジェクトに参画し、ISO の規格改正に貢献した。</p>		
<p>⑦ 調査研究業務 飼料及び飼料添加物の検査等に関する調査研究については、農林水産省の要請への対応その他分析技術の進歩に伴う分析法の改良等のため、飼料分析基準に関する試験法等の開発及び改良並びに愛玩動物用飼料等の検査法の制定に関する試験法等の開発及び改良を7課題以上実施する。 これらの課題については、その取組状況、結果等について、外部有識者の評価を受ける。</p>	<p>⑦ 調査研究業務 飼料及び飼料添加物の検査等に関する調査研究については、農林水産省の要請への対応その他分析技術の進歩に伴う分析法の改良等のため、飼料分析基準に関する試験法等の開発及び改良並びに愛玩動物用飼料等の検査法の制定に関する試験法等の開発及び改良を7課題以上実施し、農林水産省の要請に係る課題についてその結果を農林水産省に報告する。 これらの調査研究の結果について、外部有識者から成る委員会を年1回開催し、調査研究の取組状況、結果等について評価を受ける。</p>	<p><定性的指標> ◇調査研究業務の実施状況</p>	<p><主要な業務実績> ⑦ 農林水産省から要請のあった飼料分析基準に関する試験法等(6課題)に係る開発及び改良を実施し、その結果を農林水産省に報告した。また、飼料等の安全確保上必要な課題については、1課題を選定、実施した。これらの成果について、外部有識者から成る委員会(令和7年3月6日開催)において評価を受けた。 (別紙「調査研究課題一覧」参照)</p> <p>調査研究業務で得られた成果を公表するために、「飼料研究報告」を電子ジャーナルとして取りまとめ、ホームページに掲載(令和6年9月30日)するとともに公開調査研究発表会(令和6年11月26日)で成果の普及に努めた。</p> <p>【特筆事項等について(創意工夫等)】 新たな分析法を開発していくには、技術の進歩に対応するための知識・技術のアップデートが必要である。一方、調査研究は、立入検査等の他業務と併行して実施する必要があり、新たな調査研究を行うには資金・人員の不足が課題となっている。FOMICでは調査研究の活性化のため、令和4年度に研究資金を獲得し研究開発事業に参画できる体制が整備されたものの、コンソーシアム参画を伴う共同研究の実績はなかった。そこで、共同研究の締結を目指し、研究機関からの依頼分析への協力(令和3年度から)、農研機構への職員駐在(令和3年度から)や学会活動(平成28年度から)によるネットワークの構築に取り組んだ。また、食品分野の共同研究の申し出に対し、飼料分析への応用を視野に前向きに協議に参画し、通常分析と併行し効率的に実施できる研究分担を積極的に提案した。以上の取り組みの結果、農研機構主体の食用昆虫事業に係るコンソーシアム参画を伴う共同研究を、FOMICとして初めて締結した。さらに、令和7年度、新たに1件の共同研究の実施が決定した。その結果、今後の成長や飼料への利用が期待できる食用昆虫関係の知識・技術の向上と、研究ネットワーク拡充に繋がり、また結果として研究資金の獲得に至った。</p>	<p><評定と根拠> 評定：A 根拠：農林水産省から要請されたものを含め、計画した課題に全て取り組み、外部有識者による評価(検討途中の4課題を除く)はA評価2課題、B評価1課題であり、目標の水準を満たしている。 また、依頼分析への協力やネットワーク構築等に取り組んだ結果、コンソーシアム参画を伴う共同研究をFOMICとして初めて締結し、知識・技術の向上と研究ネットワークの拡充、研究資金の獲得に至ったことから、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られている。</p>	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-2-(1)	食品表示の監視に関する業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	センター法第10条第1項第3号、第5号及び第6号並びに第2項第1号及び第2号 食品表示法（平成25年法律第70号） 日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 ②のア 食品表示法に基づく立入検査等業務	関連する政策評価・行政事業 レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省6-④ 行政事業レビューシート予算事業ID：003181

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
① 農林水産省からの緊急命令等業務	実施率	100%（報告件数/要請件数）	実績なし	100% (1/1)	実績なし	実績なし	実績なし	予算額(千円)	1,504,078	1,464,993	1,437,523	1,427,862	1,506,320
②ア 食品表示法に基づく立入検査等業務（立入検査）	3業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数/立入検査等終了件数）	100% (23/23)	100% (26/26)	100% (27/27)	100% (15/15)	100% (11/11)	決算額(千円)	1,424,798	1,414,041	1,353,184	1,385,912	1,436,171
②イ 食品表示法に基づく立入検査等業務（行政部局要請調査）	報告処理率	100%（報告件数/調査終了件数）	100% (3/3)	100% (2/2)	100% (14/14)	100% (15/15)	100% (12/12)	経常費用(千円)	1,397,202	1,390,462	1,367,944	1,424,646	1,399,217
③ 食品表示の科学的検査業務（原産地表示検査）	原産地表示検査の実施率	100%（実施件数/2,400件）	2,489件	2,502件	2,643件	2,521件	2,546件	経常利益(千円)	86,673	51,732	103,267	48,439	43,716
④ 食品表示 110番等対応業務（関係部局への回付）	実施率	100%（回付件数/情報提供）	100% (12/12)	100% (19/19)	100% (24/24)	100% (12/12)	100% (30/30)	行政コスト(千円)	1,406,655	1,400,443	1,377,920	1,433,855	1,404,479
⑤ 調査研究業務	調査研究業務の実施状況	—	13課題	13課題	13課題	14課題	13課題	従事人員数	136	136	133	135	128

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
<p>2 食品表示の監視並びに日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務</p> <p>(1) 食品表示の監視に関する業務 食品表示の監視に関する業務について、食品表示法に基づき、食品の生産及び流通の円滑化並びに消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与するため、以下のとおり食品表示基準に関する検査等業務を行う。</p>	<p>(1) 食品表示の監視に関する業務 食品表示の監視に関する業務の実施に当たっては、全ての加工食品に対する原料原産地表示の義務化に対応するため、新たな品目の産地判別技術の開発及び既に開発済みの技術の精度向上等に取り組むほか、製造業者に対する検査能力の向上に必要な取組を行う等の創意工夫により改善を図り、効果的かつ効率的に取り組むものとする。</p>	<p><定量的指標> ○食品表示の監視に関する業務 中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠> 評定：A 根拠：◇ 小項目2 (項目) ×3点 (A) +小項目3 (項目) ×2点 (B) =12点 A：基準点 (10) ×12/10 ≤ 各小項目の合計点 (12)</p> <p><課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。</p> <p><業務の評価> 指標を含め事業計画の所期の目標を全て達成した。加えて、①モニタリング検査での疑義を端緒とした立入検査において、業務に有効な技術や知識を習得するための独自の取り組みを実践に活かしつつ、農林水産省との連携により不適正表示の改善指示につなげ、②調査研究においては、受託調査分析により自己収入を得て、新たな検査法開発に貢献し、最新の遺伝子解析技術に関する知見を獲得する等、食品の生産及び流通の円滑化並びに消費者の需要に即した食品の生産の振興に貢献した。</p>		<p>評定</p>
<p>① 農林水産省からの緊急命令等業務 農林水産大臣からセンター法第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう命令があった場合その他緊急に要請があった場合には、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を正確かつ速やかに報告する。</p>	<p>① 農林水産省からの緊急命令等業務 農林水産大臣からセンター法第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう命令があった場合その他緊急に対応すべき課題が生じた場合は、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに農林水産省に報告する。</p>	<p><定量的指標> ◇実施率：100% (報告件数/要請件数)</p>	<p><主要な業務実績> ① 該当する事案はなかった。</p>	<p><評定と根拠> 評定：－ 根拠：実績がないため評価せず。</p>	
<p>② 食品表示法に基づく立入検査等業務 食品表示法に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示及び行政部局の要請に従い実施するため、次の取組を行う。</p> <p>ア 食品表示法第9条第1項の規定に基づく農林水産大臣の指示による立入検査等は、適正に実施するとともに、農林水産省が立入検査終了と判断した翌日から3業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。</p> <p>【重要度：高】</p>	<p>② 食品表示法に基づく立入検査等業務 食品表示法(平成25年法律第70号)に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示及び行政部局の要請に従い適正に実施するため、次の取組を行う。</p> <p>ア 食品表示法第9条第1項の規定に基づく農林水産大臣の指示による立入検査等は、農林水産省と連携の上適正に実施するとともに農林水産省が立入検査終了と判断した翌日から3業務日以内に正確な結果を取りまとめ、センター内での適切な確認の上、農林水産大臣に報告する。</p>	<p><定量的指標> ◇標準処理期間内(3業務日以内)の報告処理率：100% (標準処理期間内報告件数/立入検査等終了件数)</p>	<p><主要な業務実績> ② 食品表示法第9条第1項の規定に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示に従い次のとおり実施した。</p> <p>ア 食品表示基準の疑義に関する立入検査等を11件(14事業所・延べ49回)実施し、全ての案件について、3業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告した。</p> <p>【処理率100% (11/11)】</p> <p>立入検査等で入手した試料の科学的検査を60件実施した。 (③食品表示の科学的検査業務のウの253件の内数として実施)</p>	<p><評定と根拠> 評定：A 根拠：立入検査等については、農林水産大臣の指示に従い適正に実施し、標準処理期間内の報告処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。 また、立入検査業務に有効な技術や知識を習得するための努力をおこない、不適正表示の改善指示につなげるなど、計画における初期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p>	

<p>②のアの業務は、食品表示法に基づき農林水産大臣の指示の下で実施するものであり、かつ食品の不適正表示の疑義を速やかに解明するために欠くことができず、食品表示制度の信頼性の確保のためには必要不可欠であることから、重要度が高い。</p>			<p>【特筆事項等について（創意工夫等）】</p> <p>FAMICのモニタリング検査（分析）で、疑義が確認された場合は、農政局・FAMIC 合同で立入検査を実施しているが、製造記録、帳簿等の書類確認といった社会的検証による疑義解明が困難な場合があり、FAMICが保有する科学的知見の活用が求められている。そのため、FAMICでは、立入検査での科学的知見の効果的な活用方法の検討や職員への普及に取り組んでいる。</p> <p>令和6年度の事例として、モニタリング検査においてイクラの原料魚種名の表示に疑義が確認されて立入検査を実施したところ、既に当該イクラは販売されておらず、疑義の解明が遅れることが懸念されたことがあった。</p> <p>しかしながら、立入検査を実施した場合には、他の商品や施設等の写真を多数撮影しており、当事案では農政局が撮影した写真のうち、国産表示のあるサバ加工品の写真に日本では生息していないサバの特徴があることをFAMICが確認した。このため、FAMICがこのサバ加工品を買い上げて科学的検査を実施したところ、原料原産地表示の疑義を確認した。さらに、社会的検証でも当該サバ加工品に表示違反を確認し、当初のイクラの疑義情報と併せ、当該事業者が4商品について表示違反をしたことを確認した。</p> <p>これは、検査マニュアルや研修によって外観で魚種が推定できる食品に関する情報をFAMICの職員が習得し、日々の検査で実践していた成果であり、写真に写ったサバ加工品の特徴に気づくことで、機動的な買上から科学的な検査の実施によって原料原産地の疑義を確認したという結果につながったものである。</p> <p>最終的に、上記の商品を含め複数の疑義情報を得ることで、立入検査を有利に展開することが可能となり、当該事業者の不適正表示について早期に（令和6年度の平均立入検査業務日数112日に対して、本事例では63日で解決となった。）全容解明し、農林水産省による改善指示につながった（令和6年8月30日指示公表）。</p> <p>以上のように、独自の取組みが立入検査の実践に活かされ、農林水産省との連携により食品表示適正化に貢献することができた。</p>		
<p>イ 行政部局の要請による事業所等への調査については、適正に実施し、調査終了後は調査結果を取りまとめ、要請者に対し報告する。</p>	<p>イ 行政部局の要請による事業所等への調査については、適正に実施し、調査終了後は正確な調査結果を取りまとめ、要請者に対し報告する。</p>	<p><定量的指標> ◇報告処理率： 100%（報告件数/調査終了件数）</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>イ 行政部局の要請による事業所等への調査については、次のとおり適正に実施し、結果を取りまとめ、要請者に対し報告した。このうち、10件（22事業所・延べ22回）については、加工食品の製造工程に関する知見を蓄積し、今後の立入検査等に役立てるため、農林水産省と連携した任意調査を実施した。</p> <p>また、都道府県等からの要請による協力調査2件（3事業所・延べ6回）を行った。</p> <p>【処理率100%（12/12）】</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B 根拠：報告処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	

			<p>なお、協力調査時に入手した試料について、都道府県等からの要請に基づき、科学的検査を 19 件実施した。(③食品表示の科学的検査業務のウの 253 件の内数として実施)</p>		
<p>③ 食品表示の科学的検査業務</p> <p>表示監視行政への支援機能を強化するため、農林水産省による立入検査・措置に繋がるよう、原則として都道府県内食品関連事業者及び指定都市内食品関連事業者以外の食品関連事業者により販売される食品のモニタリング検査及び表示監視関係行政機関からの検査要請に的確に対応した検査を実施する。検査品目に関しては、農林水産省と調整し、緊急度及び重要度の高いものに重点化する。また、検査項目に関しては、原産地表示等の検査を重点的に行う。</p> <p>過去の違反が多く消費者の関心が高い原産地表示検査の実施に当たっては、原産地に関する表示監視の重要性を踏まえ、直近3年間の目標件数の水準を維持する。</p> <p>検査の結果、疑義が認められた場合には、検査結果を農林水産省等に速やかに報告する。</p>	<p>③ 食品表示の科学的検査業務</p> <p>表示監視行政への支援機能を強化するため、農林水産省と連携の上、検査対象の重点化に取り組み、農林水産省による立入検査・措置に繋がるよう、原則として都道府県内食品関連事業者及び指定都市内食品関連事業者以外の食品関連事業者により販売される食品のモニタリング検査及び表示監視関係行政機関等からの検査要請に的確に対応した検査を以下のとおり実施する。</p> <p>検査の結果、疑義が認められた場合には、検査結果を農林水産省等に速やかに報告する。</p> <p>ア 検査対象の重点化では、検査品目に関して、農林水産省と調整して緊急度及び重要度の高いものを重点化し、次の検査を行う。</p> <p>(ア) 原産地表示に関する検査については、直近の検査件数実績の推移及び原産地に関する表示監視の重要性を踏まえ、過去の違反が多く、国産と外国産の価格差が大きい品目の検査を優先的に行うとともに、国産農産物の需給動向に変化が生じた時期や端境期など偽装が生じやすい時期に買い上げるなど、検査対象品及び検査時期の選定を適切かつ、きめ細かく行い、2,420 件以上の検査を実施する。</p> <p>また、新たに開発され有効性が確認された判別手法を積極的かつ適切に検査に利用する。</p> <p>(イ) 消費者の関心が高い遺伝子組換え表示に関する検査については、遺伝子組換えに関する任意表示制度や商品ごとの流通実態</p>	<p><定量的指標></p> <p>◇原産地表示検査の実施率：100% (実施件数/2,400 件)</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>③ 食品表示の科学的検査業務</p> <p>食品関連事業者により販売される食品のモニタリング検査及び表示監視関係行政機関等からの検査要請に的確に対応した検査を 5,479 件実施した。(2,546 件 (原産地表示に関する検査) + 259 件 (遺伝子組換え表示に関する検査) + 2,674 件 (品種判別その他の検査) = 5,479 件)。</p> <p>なお、検査の結果、疑義が認められた 99 件については、農林水産省関係部局等に速やかに報告した。</p> <p>ア 農林水産省関係部局と調整して緊急度及び重要度の高い品目に重点化し、次の検査を行った。</p> <p>(ア) 原産地表示に関する検査については、検査対象品目及び検査時期の選定を適切かつきめ細かく行い、2,546 件の検査を実施した。</p> <p>なお、モニタリング検査で買い上げたいか加工品の原料原産地表示に疑義があるとの検査結果を農林水産省に報告したものが、立入検査を経て、食品表示法に基づく不適正表示の改善指示につながった。</p> <p>(表 1-2-(1)-1 参照)</p> <p>【実施率：106% (2,546/2,400)】</p> <p>(イ) 遺伝子組換え原料の混入の有無の確認検査について、商品ごとの流通実態を勘案して効果的に検査対象品の選定を行うとともに、遺伝子組換えに関する新たな任意表示制度の施行も踏まえ、「遺伝子組換えでない」と表示された豆</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：原産地表示に関する検査は初期の予定件数を上回っており、計画における初期の目標を達成している。</p> <p>なお、モニタリング検査で買い上げた商品の原料原産地表示に疑義があるとの検査結果を農林水産省に報告したものが、立入検査を経て、食品表示法に基づく、事業者に対する不適正表示の改善指示につながった。</p>	

	<p>を勘案して効果的に検査対象品の選定を行い、豆腐、油揚げ等の検査を250件以上実施する。</p> <p>なお、検査の結果、必要に応じて製造業者、流通業者等に対する分別生産流通管理の実施状況等の調査を行うとともに、原料として使用された農産物を入手し、遺伝子組換え体の混入の有無について検査を行う。</p> <p>イ 食品のモニタリング検査では、農林水産省が行う社会的検証への支援を強化するため、検査結果の報告が正確で分かりやすいものとなるよう報告内容の精査等に取り組むとともに、分析疑義が判明した時点で速やかに買上げ及び検査を追加実施して疑義の継続性・広域性等の確認を行う取組等によるモニタリング検査の機動性向上に引き続き取り組む。</p> <p>ウ 表示監視関係行政機関等からの要請による検査では、要請の目的に応じた検査内容となるようにするとともに、科学的検査に関する技術的な相談等の協力要請についても、可能な限り対応する。</p>		<p>腐、油揚げ等の検査を行った。</p> <p>また、検査の結果、遺伝子組換え原料の混入の可能性のあるものについては分別生産流通管理の実施状況等の調査を行うとともに、可能な範囲で原料農産物等を入手し、遺伝子組換え体の混入率等について検査を行った。なお、調査の結果、不適切な管理が認められた案件はなかった。</p> <p>これらの遺伝子組換え表示に関する検査を合計259件実施した。</p> <p>イ 分析疑義が判明した時点で速やかに追加買上げ及び検査を実施して疑義の継続性、広域性等の確認を行う取組を37件に対して行った。</p> <p>ウ 表示監視関係行政機関等からの要請による検査については、その目的に応じた検査内容となるよう要請者の意向を踏まえて253件実施した。また、科学的検査に関する技術的な相談についても、可能な限り対応した。</p>	
④ 食品表示110番等対応業務 食品表示110番等を通じて寄せられる不適正表示や違法なJASマーク表示に関する情報（以下「疑義情報」という。）については、疑義情報接受後、速やかに農林水産省へ回付する。また、農林水産省から疑義情報に係る調査及び分析の依頼があった場合は、適切に対応する。	④ 食品表示110番等対応業務 食品表示110番等を通じて寄せられる不適正表示や違法なJASマーク表示に関する情報（以下「疑義情報」という。）については、手順書に従い疑義情報接受後、速やかに農林水産省へ回付する。また、農林水産省から疑義情報に係る調査及び分析の依頼があった場合は、適切に対応する。	<定量的指標> ◇実施率：100% (回付件数/情報提供)	<主要な業務実績> ④ 食品表示110番等を通じて寄せられた不適正表示や違法なJASマーク表示に関する情報30件について、事務処理手順書に基づき農林水産省関係部局へ迅速かつ的確に回付した。 【実施率100% (30/30)】 また、農林水産省からの食品表示110番に係る分析依頼について、科学的検査を13件実施した。(③食品表示の科学的検査業務のウの253件の内数として実施)	<評定と根拠> 評定：B 根拠：実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。
⑤ 調査研究業務 食品表示監視業務で活用できる分析技術及び半別技術の開発・精度向上等に関する調査研究を13課題以上実施し、その取組状況、結果等について、外部有識者の評価を受ける。	⑤ 調査研究業務 食品表示監視業務で活用できる分析技術及び半別技術の開発・精度向上等に関する調査研究を13課題以上実施する。	<定性的指標> ◇調査研究業務の実施状況	<主要な業務実績> ⑤ 調査研究業務 食品表示の監視に関する調査研究について、13課題を実施した。その成果について、外部有識者から成る委員会（令和7年3月4日開催）において調査研究課題ごとに評価を受けた。（別紙「調査研究課題一覧」参照）	<評定と根拠> 評定：A 根拠：食品表示の監視に関する調査研究については、目標課題数を満たすとともに、外部有識者から成る委員会から

	<p>また、外部有識者から成る委員会を年1回以上開催し、調査研究の取組状況、結果等について評価を受ける。</p>		<p>研究課題は、行政ニーズへの対応やシーズの発掘を目的に設定し、部内検討会を複数回開催し、進捗管理を行い効率的に実施した。</p> <p>調査研究業務で得られた成果について、公開調査研究発表会（令和6年11月26日）を開催して発表するとともに、研究成果を「食品関係等調査研究報告」を電子ジャーナルとして取りまとめ、ホームページに掲載（令和7年3月26日）する等、成果の普及に努めた。</p> <p>【特筆事項等について（創意工夫等）】</p> <p>大学発のスタートアップ企業と受託調査分析契約を締結し、当該企業が開発する新たな分析法の実用化に向けた試験計画についての助言や、共同試験に3試験所が参画し、室間妥当性検証試験を行った。FAMICが有する分析法開発のノウハウを企業と共有し、試験から得られた問題点のフィードバック等を通じて、新たな分析法の実用化を進めることができた。また、企業が有する遺伝子解析分野の先端技術に関する知見を習得することで、職員の遺伝子解析分野における技術力を向上できたほか、得られた知見を食品表示監視業務で用いる分析法の開発に応用することができた。</p> <p>また、この業務は、企業からの受託による自己収入を得て実施しており、さらには令和7年度も、引き続き自己収入の獲得機会を確保した。</p>	<p>適切に実施されたとの評価を受けており、目標の水準を満たしている。</p> <p>さらに、受託調査分析により自己収入を得て、新たな検査法開発に貢献しつつ、最新の遺伝子解析技術に関する知見を獲得し、自らの分析法開発に応用するなど、計画における初期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p>	
--	--	--	--	---	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p></p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-2-(2)	日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	センター法第10条第1項第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号並びに第2項第1号及び第3号 JAS法 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第57号。以下「輸出促進法」という。)
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 ② JASの制定等に係る業務 ③ 農林水産消費安全技術センター認定制度に基づく認定業務 ④ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する業務	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省6-④ 行政事業レビューシート予算事業ID：003181

2. 主要な経年データ																																																	
①主要なアウトプット(アウトカム)情報				②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)																																													
指標等	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度																																										
① 農林水産省からの緊急命令等業務	実施率	100%(報告件数/要請件数)	実績なし	実績なし	100%(1/1)	実績なし	実績なし																																										
②ア 日本農林規格に関する業務 JISの制定等に係る業務(JISの確立等に関する原案作成)	実施率	100%(作成又は検討件数/要請件数)	100%(3/3)	180%(18/10)	470%(47/10)	100%(71/71)	100%(35/35)																																										
②ア 日本農林規格に関する業務 JISの制定等に係る業務(日本産品の優位性の発揮につながる原案(団体等の提案に係るサポート件数含む。))			13件																																														
②イ 日本農林規格に関する業務 登録認証機関等及び登録試験業者等に対する調査等の業務(登録認証機関等の登録及びその更新の申請に係る調査)	45業務日以内	100%(標準処理期間内報告件数/報告件数)	新規：100%(2/2) 更新：100%(4/4)	新規：100%(2/2) 更新：100%(51/51)	新規：100%(6/6) 更新：100%(36/36)	新規：100%(5/5) 更新：100%(6/6)	新規：100%(1/1) 更新：100%(7/7)																																										
②イ 日本農林規格に関する業務 登録認証機関等及び登録試験業者等に対する調査等の業務(登録試験業者等の登録及びその更新の申請に係る調査)			新規：実績なし 更新：実績なし	新規：100%(1/1) 更新：実績なし	新規：実績なし 更新：実績なし	新規：実績なし 更新：実績なし	新規：実績なし 更新：実績なし																																										
②ウ(ウ) 日本農林規格に関する業務 JIS法に基づく立入検査等業務(登録認証機関等)	3業務日又は30業務日以内	100%(標準処理期間内報告件数/検査終了件数)	100%(68/68)	100%(78/78)	100%(77/77)	100%(73/73)	100%(91/91)																																										
②ウ(イ) 日本農林規格に関する業務 JIS法に基づく立入検査等業務(登録外国認証機関等)	45業務日以内		100%(8/8)	100%(11/11)	100%(12/12)	100%(14/14)	100%(16/16)																																										
②ウ(ウ) 日本農林規格に関する業務 JIS法に基づく立入検査等業務(登録認証機関等の技術能力確認調査)	調査実施率	100%(実施件数/計画件数及び要請件数)	100%(460/460)	100%(431/431)	100%(419/419)	100%(325/325)	100%(308/308)																																										
②ウ(エ) 日本農林規格に関する業務 JIS法に基づく立入検査等業務(行政部局要請検査)			実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし																																										
				<table border="1"> <tr> <th></th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> </tr> <tr> <td>予算額(千円)</td> <td>1,041,442</td> <td>1,057,424</td> <td>1,029,952</td> <td>1,010,611</td> <td>1,084,000</td> </tr> <tr> <td>決算額(千円)</td> <td>1,051,889</td> <td>1,039,841</td> <td>922,446</td> <td>1,042,348</td> <td>1,087,896</td> </tr> <tr> <td>経常費用(千円)</td> <td>1,034,510</td> <td>1,004,022</td> <td>933,458</td> <td>1,042,708</td> <td>1,072,048</td> </tr> <tr> <td>経常利益(千円)</td> <td>70,927</td> <td>39,813</td> <td>72,154</td> <td>36,883</td> <td>34,933</td> </tr> <tr> <td>行政コスト(千円)</td> <td>1,040,814</td> <td>1,010,240</td> <td>939,332</td> <td>1,048,652</td> <td>1,077,526</td> </tr> <tr> <td>従事人員数</td> <td>105</td> <td>103</td> <td>94</td> <td>101</td> <td>101</td> </tr> </table>					2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	予算額(千円)	1,041,442	1,057,424	1,029,952	1,010,611	1,084,000	決算額(千円)	1,051,889	1,039,841	922,446	1,042,348	1,087,896	経常費用(千円)	1,034,510	1,004,022	933,458	1,042,708	1,072,048	経常利益(千円)	70,927	39,813	72,154	36,883	34,933	行政コスト(千円)	1,040,814	1,010,240	939,332	1,048,652	1,077,526	従事人員数	105	103	94	101	101
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度																																												
予算額(千円)	1,041,442	1,057,424	1,029,952	1,010,611	1,084,000																																												
決算額(千円)	1,051,889	1,039,841	922,446	1,042,348	1,087,896																																												
経常費用(千円)	1,034,510	1,004,022	933,458	1,042,708	1,072,048																																												
経常利益(千円)	70,927	39,813	72,154	36,883	34,933																																												
行政コスト(千円)	1,040,814	1,010,240	939,332	1,048,652	1,077,526																																												
従事人員数	105	103	94	101	101																																												

②エ 日本農林規格に関する業務 国際規格に係る業務	国際標準化 活動の実施	—	国内委員会 を 1 回 開 催、国際規 格プロジェクト 41 件に 参画（うち 発行済は 19 規格）、国際 会議に 20 回 参加	国内委員会 を 3 回開催、 国際規格プロ ジェクト 26 件に参画 （うち発行済 は 10 規格）	国内委員会を 2 回開催、国 際規格プロジ ェクト 33 件 に参画（うち 発行済は 10 規格）	国内委員会を 4 回開催、国 際規格プロジ ェクト 42 件に 参画（うち発 行済は 10 規 格）	国内委員会 を 3 回開催、 国際規格プロ ジェクト 56 件に参画 （うち発行済 は 8 規格）	
③ 認定制度に基づく認定業務(認証 機関又は試験業者の申請に応じて 審査)	調査実施率	100%(審査件数/申 請受理件数、申請 中の案件を除く。)	100% (4/4)	100% (6/6)	100% (6/6)	100% (5/5)	100% (10/10)	
③ 認定制度に基づく認定業務(国際 相互承認に向けた取組)	国際相互承認 に向けた取組	—	国際相互認 証申請に必 要な認定実 績を確保 し、APAC の準 会員となっ た。	製品認証分野 (ISO/IEC 17065)におい て、APAC へ国 際相互承認の 申請手続きを 行った。	製品認証分野 (ISO/IEC 17065)におい て、APAC 国際 相互承認審査 を受審した。	製品認証分野 (ISO/IEC 17065)におい て、APAC 及び IAF の国際相互 承認を締結し た。	試験所認定分 野 (ISO/IEC 17025)におい て、APAC へ 国際相互承認 の申請手続き を行った。	
④ア 農林水産物及び食品の輸出の 促進に関する業務（認定農林水 産物・食品輸出促進団体への協 力業務）	実施率	100%（実施件数/ 要請件数）	—	—	100% (1/1)	100% (1/1)	100% (1/1)	
④イ 農林水産物及び食品の輸出の 促進に関する業務（登録発行機関 及び登録認定機関の登録及びそ の更新申請調査）	調査実施率	100%（調査報告件 数/農林水産大臣 からの調査依頼件 数、調査中の案件 を除く。）	100% (5/5)	100% (2/2)	100% (1/1)	実績なし	新規：100% (1/1) 更新：100% (5/5)	
④ウ(イ) 農林水産物及び食品の輸出 の促進に関する業務（登録発行機 関若しくは登録認定機関又はこ れらの者と関係のある事業者に 対する立入検査）	検査実施率	100%（検査報告件 数/検査件数及び 要請件数、検査中 の案件を除く。）	実績なし	100% (6/6)	100% (14/14)	100% (14/14)	100% (4/4)	
④ウ(イ) 農林水産物及び食品の輸出 の促進に関する業務（行政部局の 要請による調査）			実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	
<p>(2) 日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務</p> <p>JIS 法に基づき、農林水産業及びその関連産業の健全な発展と一般消費者の利益の保護に寄与するため、以下のとおり JIS の制定等、登録認証機関等及び登録試験業者等の調査、JIS に係る検査等業務を行う。</p> <p>また、JIS の活用が図られるよう JIS 制度の普及を行うとともに、規格に関する専門的知識を有する人材の育成を進める。</p> <p>さらに、国内の農林水産物及び食品の輸出を更に増大させるため、輸出促進法に基づく認定農林水産物・食品輸出促進団体の依頼に応じて必要な協力を行うとともに、登録発行機関及び登録認定機関の登録に係る調査等業務を行う。</p>	<p>(2) 日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務</p> <p>日本農林規格（以下「JIS」という。）等に関する業務の実施に当たっては、国際的に広く用いられている国際標準化機構が定める枠組みを基本として対応し、国際的に通用する信頼性の高い認定業務に取り組むとともに、JAS の制定等、JAS 制度の普及、登録認証機関等及び登録試験業者等の調査、JAS に係る検査等について創意工夫により改善を図り、効果的かつ効率的に取り組むものとする。</p> <p>また、国内の農林水産物及び食品の輸出を更に増大させるため、輸出促進法に基づく認定農林水産物・食品輸出促進団体の依頼に応じて必要な協力を行うとともに、登録発行機関及び登録認定機関の登録に係る調査等業務を行う。</p>	<p><定量的指標></p> <p>○農林水産物等の品質の改善等に関する業務</p> <p>中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：◇小項目 2（項目）×3 点（A）＋小項目 8（項目）×2 点（B）＝22 点 B：基準点（20）×9/10 ≤ 各小項目の合計点（22）<基準点（20）×12/10</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。</p> <p><業務の評価></p> <p>我が国の強みのアピールにつながる日本農林規格（JAS）の原案作成、登録認証機関等に対する立入検査等により、農林水産・食品分野における標準化政策である JAS 制度の的確な運用に貢献した。</p> <p>FAMIC の知見や技術を生かした創意工夫による主体的な取組として、日本の農林水産物・食品の輸出拡大に資する戦略的な国際規格の日本提案が承認されるよう民間有識者等と協働しプレゼンテーションを行い、海外の利害関係者と信頼関係を構築した。これにより、日本の農林水産物・食品の輸出力の強化が期待できる。さらに、JAS の海外への浸透・定着に向け ASEAN 諸国との関係強化や国際規格化に向けた各国との協力体制構築の推進、有機同等性の承認を行うために必要な調査の実施、林産物 JAS に係る接着剤同等性能確認、輸出促進団体の支援などにより、日本の農林水産物・食品の輸出拡大等にご貢献した。</p> <p>また、農林水産消費安全技術センター認定制度に基づく認定業務については、APAC 事務局へ試験所認定分野（ISO/IEC 17025）における相互承認の申請を行うとともに、令和 9 年度までの 3 年計画での相互承認審査員の育成にも着手するなど、相互承認の下での国内認証体制の構築に向け FAMIC 認定センター（JASaff）の国際的信頼性向上への取り組みを進捗させた。</p>		評定	
<p>① 農林水産省からの緊急命令等業務</p> <p>農林水産大臣からセンター法第 12 条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう命令があった場合その他緊急に要請があった場合には、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。</p>	<p>① 農林水産省からの緊急命令等業務</p> <p>農林水産大臣からセンター法第 12 条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう命令があった場合その他緊急に対応すべき課題が生じた場合は、他の業務に優先して、調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに農林水産省に報告する。</p>	<p><定量的指標></p> <p>◇実施率：100%（報告件数/要請件数）</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 該当する事案はなかった。</p>		<p><評定と根拠></p> <p>評定：－</p> <p>根拠：実績がないため評価せず。</p>	
<p>② 日本農林規格に関する業務</p> <p>ア JAS の制定等に係る業務</p> <p>JAS の制定等については、農林水産省のほか、様々な関係機関とのネットワークを活用・連携して、規格のニーズ・シーズを探索し、規格化の可能性のあるものは、国際</p>	<p>② 日本農林規格に関する業務</p> <p>ア JAS の制定等に係る業務</p> <p>(7) JAS の制定等については、農林水産省のほか、様々な関係機関とのネットワークを活用・連携して、規格のニーズ・シーズを探索し、規格化の可能性のあるもの</p>	<p><定量的指標></p> <p>◇我が国の強みのアピールにつながる新たな規格の原案及び既存規格見直しによる原案の作成又は検討（団体等の提案に係るサポ</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>② 日本農林規格に関する業務</p> <p>ア JAS の制定等に係る業務</p> <p>(7) 我が国の強みのアピールにつながる新たな JAS の原案作成について、広範囲に所在する関係者との連絡、調整等を緊密に実施し、ニーズ・シーズの探索を効率的かつ効果的に実施した。その結果、新たな規格 13 件（うち、サポート 10 件）、既存規格の見直し 22 件（うち、サポート 12 件）について、原案</p>		<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <p>根拠：新たな規格の原案及び既存規格見直しによる原案作成又は検討件数の達成率は 100%（35/35）である。</p> <p>また、EU との有機同等性</p>	

<p>化を見据えて規格原案の作成を行う。その際、国際的に活用する規格にあっては、必要に応じて日英両語で作成する。</p>	<p>は、国際化も見据えて原案の作成を行う。</p>	<p>一件数を含む) 実施率：100% (作成又は検討件数/要請件数)</p>	<p>の作成若しくは検討又は団体等の提案に係るサポートを実施した。</p> <p>また、団体等の提案に係るサポート等に加えて、農林水産省における日本農林規格調査会 (JAS 調査会) の審議のための資料・想定問の作成、JAS 調査会での質疑応答、JAS 及び関連告示の制定・改正案の作成等、官報掲載までのフォローアップを的確に行った。</p> <p>【処理率 100% : 規格 (35/35)】</p>	<p>承認に関して、有機畜産物及びその加工食品を対象とした範囲の拡大と、有機加工食品の原料原産地の制限撤廃を実現できたことにより、今後、日本と有機同等性がない国の有機 JAS 製品を原材料とする有機加工食品及び畜産物並びに畜産物を原料に含む有機加工食品についても有機同等性を利用した EU への輸出が可能となり、これにより EU への輸出拡大が期待される。</p> <p>このことは、農林水産省の施策である農林水産業・食品産業の競争力・輸出力の強化に大きく貢献するものであり、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られている。</p>
<p>また、事業者団体等から提案される規格案について、積極的にサポートし、規格化を推進するとともに、JAS の確認等を行う。</p> <p>さらに、国際規格や技術の動向等を含め、JAS の制定等及び有機認証制度の同等性協議に係る調査等 JAS 制度の運用に資するための調査等を積極的かつ効率的に行う。</p> <p>加えて、JAS 制度、新たに制定された JAS 等について、事業者等に対する説明会等を通じ、国内外への普及啓発を推進する。</p> <p>【重要度：高】 規格・認証は、商取引を効率化・円滑化するツールとして、サプライヤーは品質管理基準として、バイヤーは調達基準として活用され、特に、海外取引では、価値観・文化・商習慣が異なる者同士が取引を円滑に行えるよう、必要な情報や信頼を担保していることから、農林水産業・食品産業の競争力・輸出力の強化に向けて、事業者や産地からの提案により、我が国の強みのアピールにつながる多様な JAS の制定が重要である。</p> <p>②の業務は、上記の実現に主要な役割を果たすことから、重要度が高い。</p>	<p>また、事業者団体等から提案される規格案について、積極的にサポートし、規格化を推進する。</p> <p>(イ) 国際規格や技術の動向等を含め、JAS の制定等及び有機認証制度の同等性協議に係る調査等 JAS 制度の運用に資するための調査等を積極的かつ効率的に行い、新たな JAS の原案作成等に活用する。</p> <p>(ロ) JAS 制度、新たに制定された JAS 等について、国内外への普及啓発を推進するため、事業者等に対する説明会等を実施する。</p>		<p>(イ) 事業者団体等による創意工夫を生かした JAS の活用が図られるよう、新たな JAS の提案促進のためのオンラインセミナー等を実施した。</p> <p>オンラインセミナーでは、制定された JAS のプロジェクトメンバーによる具体的な体験等の説明、JAS 提案の事例紹介、JAS 開発の手順、原案作成のための支援事業の説明など、農林水産省と連携し、効果的な普及や関係者の標準化に対する関心が高まる工夫を行った。</p> <p>展示会では、幅広い事業者に対する普及のため、JAS 提案に関する出展をした。</p> <p>これらによって、農林水産・食品分野の標準化の意義やビジネスツールとしての JAS の活用意識の醸成を図った。</p> <p>さらに、FAMIC ホームページ及び動画投稿サイトに標準化や JAS 申出に関する動画、試験方法等規格解説動画を掲載した。あわせて、海外での JAS の普及・展開を促すため錦鯉、チルドハンバーグステーキなど7規格の英文翻訳をホームページに掲載するとともに、ASEAN 人材育成プロジェクトの食品分析講座においては、2か国の学生、政府・企業関係者に対して試験方法 JAS を普及するための講義を行った。ASEAN プロジェクトでは、新型コロナウイルス感染症拡大後においては初めて現地へ赴いての講義・実習を行い、JAS への興味・関心の増加と理解の向上、また、現地人材育成に貢献した。</p> <p>このほか、次のとおり ASEAN 事業での有機 JAS 制度に関する講義へ講師を派遣した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○有機 JAS に関連するワークショップ タイ カセサート大学 (現地派遣) ○有機 JAS に関するフードバリューチェーン講座 カンボジア 王立農業大学 (Web 参加) インドネシア ボゴール農科大学 (Web 参加) <p>(ロ) 農林水産省が有機食品の輸出拡大のために、有機 JAS 認証制度との同等性 (有機同等性) 承認を得るための二国間交渉を検討している輸出先国 (地域を含む。) に関して、当該国の有機制度の調査、有機 JAS 制度との相違点の調査等を実施した。</p> <p>これまで、EU との有機同等性に関して、有機畜産物及びその加工食品は有機同等性の範囲外であった。さらに、有機加工食品の原料について、日本産又は日本が同等性を認めた国若しくは地域の原料を使用しなければならない制限があることで、EU への同等性を利用した輸出に制限が課されていた</p>	

			<p>が、有機畜産物及び畜産物を含む有機加工食品への対象範囲の拡大と、有機加工食品の原料原産地の制限撤廃が実現した。</p> <p>(e) 年度目標で指示された業務のほか、JAS 制度の運営に貢献するため、林産物に用いる接着剤の同等性能確認のスキームにおいて、15 件の接着剤について JAS に規定された接着剤と同等以上の性能であることを確認し結果を公表した。</p>		
<p>イ 登録認証機関等及び登録試験業者等に対する調査等の業務</p> <p>(7) 登録認証機関等の登録及びその更新の申請に係る調査 登録認証機関及び登録外国認証機関（以下「登録認証機関等」という。）の登録及びその更新の申請に係る調査は、JAS 法第 14 条第 2 項（JAS 法第 17 条第 2 項において準用する場合を含む。）に基づく農林水産大臣の指示に従い、ISO/IEC 17011 に基づいて行い、その結果を申請書類の受付から 45 業務日以内に農林水産大臣に報告する。</p> <p>(4) 登録試験業者等の登録及びその更新の申請に係る調査 登録試験業者及び登録外国試験業者の登録及びその更新の申請に係る調査は、JAS 法第 43 条第 2 項（JAS 法第 45 条第 2 項において準用する場合を含む。）に基づく農林水産大臣の指示に従い、ISO/IEC 17011 に基づいて行い、その結果を申請書類の受付から 45 業務日以内に農林水産大臣に報告する。</p>	<p>イ 登録認証機関等及び登録試験業者等に対する調査等の業務</p> <p>(7) 登録認証機関等の登録及びその更新の申請に係る調査については、次の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 登録認証機関及び登録外国認証機関（以下「登録認証機関等」という。）の登録及びその更新の申請に係る調査は、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号。以下「JAS 法」という。）第 14 条第 2 項（JAS 法第 17 条第 2 項において準用する場合を含む。）に基づく農林水産大臣の指示に従い、ISO/IEC 17011 に基づいて行い、申請書類の受付から 45 業務日以内に調査結果を農林水産大臣に報告する。 調査の結果、登録認証機関等の登録基準への適合性が確認されない場合は、農林水産省へ報告する。 <p>(4) 登録試験業者及び登録外国試験業者（以下「登録試験業者等」という。）の登録及びその更新の申請に係る調査については、次の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 登録試験業者等の登録及びその更新の申請に係る調査は、JAS 法第 43 条第 2 項（JAS 法第 45 条第 2 項において準用する場合を含む。）に基づく農林水産大臣の指 	<p><定量的指標> ◇標準処理期間内の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/報告件数） ただし、調査の過程で申請者に対し資料の記載内容の確認、追加提出等を請求した場合において、申請者からそれらの確認、提出等が行われるまでに要した期間は処理期間に含めない。</p>	<p><主要な業務実績> イ 登録認証機関等及び登録試験業者等に対する調査等の業務 JAS 法第 14 条第 2 項（JAS 法第 17 条第 2 項において準用する場合を含む。）に基づく登録認証機関及び登録外国認証機関（以下「登録認証機関等」という。）の登録及びその更新の申請に係る調査については、農林水産大臣の指示に従い「ISO/IEC 17011 適合性評価－適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項」に基づき、次の取組を行った。</p> <p>(7) 登録認証機関等の登録における調査 1 件及び登録の更新時における調査 7 件について、業務の進行管理を適切に行い全て 45 業務日以内に農林水産大臣へ調査結果を報告した。 なお、農林水産省から依頼された登録認証機関等の業務規程等の変更の届出に関する調査を行い、令和 6 年度に調査が終了した 166 件を報告した。 (表 1-2-(2)-1 参照)</p> <p>調査の結果、登録認証機関等の登録基準への適合性が確認されない案件はなかった。</p> <p>(4) JAS 法第 43 条第 2 項（JAS 法第 45 条第 2 項において準用する場合を含む。）に基づく登録試験業者及び登録外国試験業者の登録及びその更新の申請に係る調査について、該当する事案はなかった。 なお、農林水産省から依頼された登録試験業者の業務規程等の変更届出に関する調査を行い、令和 6 年度に調査が終了した 1 件を報告した。 (表 1-2-(2)-1 参照)</p> <p>【処理率 100% (8/8(新規 1+更新 7)(イ(7))+新規 0+更新 0)(イ(4))】</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：標準処理期間内（45 業務日以内）の処理率は 100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	

	<p>示に従い、ISO/IEC 17011 に基づいて行い、申請書類の受付から 45 業務日以内に調査結果を農林水産大臣に報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査の結果、登録試験業者等の登録基準への適合性が確認されない場合は、農林水産省へ報告する。 				
<p>ウ JAS 法に基づく立入検査等業務</p> <p>JAS 法に基づく立入検査等について、次の取組を行う。</p> <p>(7) 登録認証機関及び認証事業者並びに登録試験業者に対する立入検査</p> <p>JAS 法第 66 条第 1 項から第 5 項までの規定に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い実施するとともに、立入検査が終了した翌日から 30 業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。ただし、JAS 法令に違反している疑いがある等の情報に基づく立入検査を行う場合は、その結果を 3 業務日以内に報告する。</p> <p>(4) 登録外国認証機関及び登録外国試験業者に対する検査</p> <p>JAS 法第 35 条第 2 項第 6 号及び第 55 条第 1 項第 5 号の規定に基づく検査については、農林水産大臣の指示に従い実施するとともに、検査が終了した翌日から 45 業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。</p>	<p>ウ JAS 法に基づく立入検査等業務</p> <p>JAS 法に基づく立入検査等については、次の取組を行う。</p> <p>(7) 登録認証機関及び認証事業者並びに登録試験業者に対する立入検査</p> <p>JAS 法第 66 条第 1 項から第 5 項までの規定に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示に従い、立入検査が終了した翌日から 30 業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。ただし、JAS 法令に違反している疑いがある等の情報に基づく立入検査を行う場合は、立入検査が終了した翌日から 3 業務日以内に結果を報告する。</p> <p>(4) 登録外国認証機関及び登録外国試験業者に対する検査</p> <p>JAS 法第 35 条第 2 項第 6 号及び第 55 条第 1 項第 5 号の規定に基づく検査については、農林水産大臣の指示に従い実施するとともに、検査が終了した翌日から 45 業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。</p>	<p><定量的指標></p> <p>◇標準処理期間内の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/検査終了件数）</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>ウ JAS 法に基づく立入検査等業務</p> <p>JAS 法第 66 条第 1 項から第 5 項までの規定に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示に従い(7)及び(4)のとおり適切に実施した。</p> <p>(7) 登録認証機関及び認証事業者並びに登録試験業者に対する立入検査</p> <p>a 登録認証機関及び登録試験業者の認証業務の確認を強化するため、77 機関に対する立入検査に着手し、86 機関（前年度からの継続案件 11 件を含む。）の立入検査が令和 6 年度内に終了し、終了した翌日から 30 業務日以内に結果を取りまとめ、全て標準処理期間内に農林水産大臣に報告した。</p> <p>なお、当該立入検査は、①事業所調査（登録認証機関及び登録試験業者の事業所で行う調査）、②製品検査施設調査（製品検査を実施する登録認証機関の製品検査施設で行う調査）、③立会調査（認証業務の現場に立ち会って行う調査）により行い、登録認証機関の登録の区分、認証事業者数等にに応じて必要な調査を次のとおり実施した。</p> <p>① 事業所調査：69 件 ② 製品検査施設調査：42 件 ③ 立会調査：178 件</p> <p>b JAS 法令に違反している疑いがある等の情報に基づく立入検査を 3 件実施し、3 業務日以内に農林水産大臣に報告した。</p> <p>また、有機資材リスト掲載機関に対する立入検査を 2 件実施し、30 業務日以内に農林水産大臣に報告した。</p> <p>(表 1-2-(2)-2 参照)</p> <p>(4) 登録外国認証機関及び登録外国試験業者に対する検査</p> <p>JAS 法第 35 条第 2 項第 6 号及び第 55 条第 1 項第 5 号の規定に基づく検査については、農林水産大臣の指示に従い次のとおり適切に実施した。</p> <p>登録外国認証機関の認証業務が適切に実施されていることを確認するための検査を 18 機関に対して着手し、16 機関の検査が令和 6 年度内に終了し、終了した翌日から 45 業務日以内に結果を取りまとめ、全て標準処理期間内に農林水産大臣に報告した。</p> <p>なお、検査は、①事業所調査、②製品検査施設調査（外部委</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：標準処理期間内の処理率は 100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	

			<p>託された製品検査施設の調査を除く。)により行い、登録外国認証機関の登録の区分、認証事業者数等に応じて必要な調査を次のとおり実施した。</p> <p>① 事業所調査：17件（前年度からの継続案件はない。） ② 製品検査施設調査：6件 (表1-2-(2)-3参照)</p> <p>【処理率100% (107/107(86ウ(7)a+5ウ(7)b+16ウ(7))】</p>		
<p>(f) 登録認証機関等の技術的能力等の確認調査 登録認証機関等の技術的能力等を確認するために、認証事業者及び格付の表示が付された製品の調査を行う。</p>	<p>(f) 登録認証機関等の技術的能力等の確認調査 登録認証機関等の技術的能力等を確認するために、認証事業者及び格付の表示が付された製品の調査を行う。この調査は、過去の調査結果等を勘案して実施計画を定めて実施する。このため、本部と地域センターにおける調査業務の配分を行う。 また、この調査は、登録認証機関等の技術的能力等の確認を行うための立入検査に活用するため、次の調査によって実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認証事業者に対する調査は、各登録認証機関の認証事業者数、過去の調査の結果等を勘案して実施する。 ・ 格付の表示が付された製品の調査は、市場に流通するJAS製品を買い上げ、JASへの適合性を判断するための検査を行う。その対象品目の選定に当たっては、これまでの製品調査の結果及びJASの確認等業務への活用を考慮する。 	<p><定量的指標> ◇調査実施率：100% (実施件数/計画件数及び要請件数)</p>	<p><主要な業務実績> (f) 登録認証機関等の技術的能力等を確認し、立入検査に活用するために、合計308件の認証事業者を直接訪問して行う調査(以下「現地調査」という。)及び市場に流通するJAS製品の調査(以下「製品調査」という。)を行った。</p> <p>【実施率100% (308/308)】</p> <p>a 登録認証機関等の認証業務の確認を強化するため、各登録認証機関の調査員数、認証事業者数、過去の調査の結果等を勘案して、現地調査30件を実施した。 (表1-2-(2)-4参照)</p> <p>b 登録認証機関等の認証業務が適切に実施されていることを確認するため、これまでの製品調査の結果等を勘案して、製品調査278件を実施した。 (表1-2-(2)-4参照)</p> <p>(g) 該当する事案はなかった。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：調査実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	
<p>(g) 行政部局の要請による調査については、適正に実施し、調査終了後は調査結果を取りまとめ、要請者に対し報告する。</p>	<p>(g) 行政部局の要請による調査については、適正に実施し、調査終了後は調査結果を取りまとめ、要請者に対し報告する。</p>				
<p>エ 国際規格に係る業務 国際規格に係る業務について、国際標準化機構(ISO)が制定等する国際規格へ国内意見を反映させ</p>	<p>エ 国際規格に係る業務 国際規格に係る業務について、国際規格に我が国の意見を反映させるため、国際標準化機</p>	<p><定性的指標> ◇国際標準化活動の実施</p>	<p><主要な業務実績> エ 国際規格に我が国の意見を反映させるため、国際標準化機構(ISO)の食品専門委員会(TC34)、官能分析分科委員会(TC34/SC12)、分子生物指標の分析に係る横断的手法分科委員</p>	<p><評定と根拠> 評定：A 根拠：計画のとおり国内審議団体として、外部有識者</p>	

<p>るため国際標準化機構 (ISO) の食品専門委員会 (TC34)、官能分析分科委員会 (TC34/SC12)、分子生物指標の分析に係る横断的手法分科委員会 (TC34/SC16)、食品安全のためのマネジメントシステム分科委員会 (TC34/SC17)、合板分科委員会 (TC34/SC3) 及び木材専門委員会 (TC218) の国内審議団体として、国内の意見集約 (関連する専門委員会等からの意見照会等への対応を含む。)、JAS と国際規格との連動も見据えた情報の収集・提供等、国際標準化作成に関する活動を行う。</p> <p>また、JAS と国際規格との連動に係る活動については、国際会議に規格を提案するため、研究機関や民間の有識者と連携を強化するとともに、日本産品を輸出する際のニーズの把握等必要な調査を行う。</p> <p>加えて、国際規格化の対応を円滑に進めるために、国際会議の議論に積極的に貢献する。その際、有識者とともに職員が作戦作りから参加して対応力の向上に努める。</p>	<p>構 (ISO) の食品専門委員会 (TC34 (うち WG26 等の作業グループに係る活動)) 及び傘下の分科委員会 (TC34/SC12、TC34/SC16、TC34/SC17) 、並びに合板分科委員会 (TC34/SC3) 及び木材専門委員会 (TC218) の国内審議団体として次の国際標準作成に関する活動を行う。</p> <p>(7) 必要に応じて外部有識者等から成る委員会を設置し、国内の意見集約 (関連する専門委員会等からの意見照会等への対応を含む。)、JAS と国際規格との連動も見据えた情報の収集・提供等を行う。</p> <p>(4) 国際会議への規格の提案に必要な研究機関や民間の有識者と上記(7)の委員会等を通じて連携の強化を図る。また、日本産品を輸出する際のニーズの把握等必要な調査を行う。</p> <p>(9) 国内意見の反映に努めるため、必要に応じて、国際会議に職員等を派遣する。なお、JAS と国際規格との連動に係る活動については、国際化の対応を円滑に進めるため国際会議の議論に積極的に貢献する。その際、有識者とともに職員が作戦作りから参加して対応力の向上に努める。</p>		<p>会 (TC34/SC16) 、食品安全のためのマネジメントシステム分科委員会 (TC34/SC17) 、木質パネル専門委員会/合板分科委員会 (TC34/SC3) 及び木材専門委員会 (TC218) の国内審議団体として次の国際標準作成に関する活動を行うとともに、国際規格の検討状況を把握するため、木質構造専門委員会 (TC165) に出席した。</p> <p>また、日本の事業者の輸出環境の整備に向けて、肉、魚等に関する国際標準を提案、議論できる体制を整えるため、新たに食肉、家さん、魚、卵及びそれらの製品分科委員会 (TC34/SC6) の国内審議団体を引き受けるとともに、規格開発の国内専門家登録並びに新規規格開発の提案権及び規格開発における投票権獲得のため P メンバーに参加地位変更を行った。</p> <p>さらに、他国提案規格に対しても我が国の意見を反映させるため、国内審議団体として次の国際標準作成に関する活動を行った。</p> <p>(7) 関係する TC、SC における国際規格策定案件に対応するため、外部有識者等から成る国内対策委員会等を設置し、メール等により、JAS を踏まえた国際規格への提案を見据えた国内の意見集約、情報の収集等を実施した。国際会議への参加等に当たり、国際規格案や国際会議の対応方針を検討するため、食品専門委員会 (TC34) 及び分子生物指標の分析に係る横断的手法分科委員会 (TC34/SC16) に対応する国内対策委員会等をそれぞれ1回開催した。</p> <p>また、新たに立ち上げた食肉、家さん、魚、卵及びそれらの製品分科委員会 (TC34/SC6) に対応する国内対策委員会を1回開催した。</p> <p>(4) 「生鮮食品等の機能性成分に関する規格」の国際規格化を目指し、研究機関や民間有識者から構成される外部機関主催の有識者グループ会合に参画し、規格素案を作成するなど活動を推進した。</p> <p>このほか、日本提案を行った「災害食の品質要求事項」については、WD ステージが終了し、D ステージに進んだ。</p> <p>さらに、「魚類の鮮度 (K 値) 試験方法」については、TC34/SC6 参加国等の専門家に対してプレゼンテーションを実施するとともに、研究機関等と協力して規格案を作成する等、国際規格の提案及び開発に向けた活動に大きく貢献した。</p> <p>(9) 国際規格案件ごとの重要度や検討状況等を踏まえ、外部有識者等の専門家及びFAMIC職員を選定の上、次のとおり国際会議 (Web 会議を含む。) へ派遣した。</p> <p>() 内はFAMIC職員派遣数。</p> <p>[TC34/WG24] 定量核磁気共鳴分光法：1回派遣/1回開催 (2名) [TC34/WG25] 災害食：5回派遣/5回開催 (延べ14名) [TC34/WG26] 植物性食品：2回派遣/2回開催 (延べ5名) [TC34/WG27] 職業的農業者組織：1回派遣/1回開催 (1名) [TC34/WG28] パン用生酵母及び乾燥酵母の特性：2回派遣/2回開催 (延べ4名)</p>	<p>等から成る委員会を設置し国内の意見を集約、JAS と国際規格との連動を見据え JAS に関連する ISO の規格策定のプロジェクトに参画、国内意見の反映に努めるため国際会議に職員等を派遣するなどの活動を実施した。</p> <p>さらに、新たに TC34/SC6 の国内審議団体を引受け、P メンバーとなり新規の規格提案に向けて国内の体制整備を行うとともに、TC34/SC6 参加国等の専門家に対して K 値に関するプレゼンテーションを実施することにより国外での環境整備を行った。これらのことは輸出重点品目である肉、魚等に関する国際標準化に対して大きく貢献しており、目標の水準を上回る成果が得られている。</p>
---	---	--	--	--

			<p>[TC34/WG29] 野菜及び藻類タンパク：3 回派遣/4 回開催（延べ7名）</p> <p>[TC34/WG30] 細胞培養及び細胞食品技術製品：1 回派遣/1 回開催（2名）</p> <p>[TC34/AHG1] 酢の分類：1 回派遣/1 回開催（2名）</p> <p>[TC34/SC6/WG20] 食肉処理の作業手順：2 回派遣/2 回開催（延べ4名）</p> <p>[TC34/SC6/WG23] 添加物の定量：1 回派遣/1 回開催（2名）</p> <p>[TC34/SC6/WG24] 汚染物質の定量：1 回派遣/1 回開催（2名）</p> <p>[TC34/SC6/WG28] 残留農薬及び動物用医薬品の定量：1 回派遣/1 回開催（2名）</p> <p>[TC34/SC16 総会] 1 回派遣/1 回開催（4名）</p> <p>[TC34/SC16/WG14] 遺伝子組換え体の検出と定量化：1 回派遣/3 回開催（2名）</p> <p>[TC34/SC17 総会] 1 回派遣/1 回開催（1名）</p> <p>[TC34/SC17/WG11] 前提条件プログラム：2 回派遣/2 回開催（延べ2名）</p> <p>[TC34/SC17/WG8] ISO22000 改訂：6 回派遣/6 回開催（延べ4名）</p> <p>国際規格の検討状況を把握するため、外部有識者等の専門家及び FAMIC 職員を選定の上、次のとおり国際会議（FAMIC 以外の機関が国内審議団体、Web 会議を含む。）へ派遣した。 （ ）内は FAMIC 職員派遣数。</p> <p>[TC165 総会] 1 回派遣/1 回開催（3名）</p> <p>[TC165/WG2] 構造用接着木材製品：1 回派遣/1 回開催（3名）</p> <p>[TC165/WG7] 接合とアッセンブリー：1 回派遣/1 回開催（1名）</p> <p>[TC165/WG10] 基準強度：1 回派遣/1 回開催（3名）</p> <p>[TC165/WG11] 製材等級区分：1 回派遣/1 回開催（3名）</p> <p>[TC165/WG12] 竹の構造的利用：1 回派遣/1 回開催（3名）</p> <p>また、国際食品規格の策定等を行うコーデックス食品規格委員会関連の国内会議に 8 回出席し、総会、各部会等で検討されている食品規格の分析法、検討状況等の情報を収集、整理するとともに、その結果をグループウェアに掲載し、関係部署と情報共有した。</p> <p>JAS の国際化に対応する人材育成として、国際会議における作戦作りを含めた会議の進め方や、国際会議にも必要な知見である国際規格に関する専門的知識を習得するため、経済産業省、農林水産省及び民間機関が主催する ISO 等標準化に関する研修等に参加した。</p> <p>【特筆事項等について（創意工夫等）】</p> <p>日本の農林水産物・食品の輸出力強化は重要な課題であり、海外との取引を円滑に進めるためには、日本の事業者にとって有利に働く輸出環境の整備が望まれる。特に牛肉、豚肉、鶏肉、ぶり、たいなどは輸出拡大実行戦略に基づく輸出重点品目に選定され、輸出促進の体制整備が求められている。</p> <p>また、海外において和食が注目されている中で、日本では魚の鮮度を保持する方法として「活〆」が行われているが、海外では、「活〆」は魚体に傷があるという理由で正当に評価されない</p>		
--	--	--	---	--	--

			<p>ことから、日本の鮮度保持技術を科学的に示せる「魚の鮮度（K 値）試験方法」を国際標準化することが有効と考えられる。</p> <p>これらのことから、肉、魚等に関する国際標準を提案、議論できる体制を整えるため、肉、魚等に関する ISO 規格開発を行っている TC34/SC6 の国内審議団体を引き受けた。また、規格開発の国内専門家登録並びに新規規格開発の提案及び規格開発における投票権獲得のため TC34/SC6 の参加地位を O メンバーから P メンバーに変更した。</p> <p>さらに、国内の研究機関等と協力し、TC34/SC6 参加国等の専門家を参集して会議を開催し、「魚の鮮度（K 値）試験方法」の提案内容や標準化の意義に関するプレゼンテーションにより、積極的な理解促進に取り組み、信頼関係を構築するとともに、研究機関等と協力して「魚の鮮度（K 値）試験方法」の ISO 規格案を作成した。</p> <p>これらにより、今後、肉、魚等に関する国際標準を提案することが可能になったことに加え、「魚の鮮度（K 値）試験方法」を ISO に新規提案した際に海外の専門家から賛同を得られやすい環境を整備した。</p>		
<p>③ 農林水産消費安全技術センター認定制度に基づく認定業務</p> <p>農林水産消費安全技術センター認定制度に基づき、認証機関又は試験業者の申請に応じて審査を実施する。</p> <p>また、新規認定分野の探索のため、関係機関等からの認定ニーズの情報等を活用し、認証スキームオーナーや試験業者に対し認定業務についての啓発を行う。</p>	<p>③ 農林水産消費安全技術センター認定制度に基づく認定業務</p> <p>ア 認証機関又は試験業者の認定</p> <p>農林水産消費安全技術センター認定制度に基づき、認証機関又は試験業者の申請に応じて審査を実施する。また、新規認定分野の探索のため、関係機関等からの認定ニーズの情報等を活用し、認証スキームオーナーや試験業者に対し認定業務についての啓発を行う。</p> <p>認定業務の実施にあたっては、ISO/IEC 17011 に基づいて申請者の技術的能力等の評価を行い、申請に係る必要事項が満たされた書類が到着した日の翌日から 90 業務日以内に認定の可否を申請者へ通知する。</p>	<p><定量的指標></p> <p>◇調査実施率：100%（審査件数/申請受理件数。審査中の案件を除く。）</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>③農林水産消費安全技術センター認定制度に基づく認定業務</p> <p>ア 製品認証の認証機関においては、新規及び更新の申請で 3 件、認定維持（サーベイランス）では 1 件について、ISO/IEC 17011 に基づき、立会いや事業所での審査を適切かつ迅速に行った。</p> <p>一方、試験業者においては新規及び更新の申請で 3 件、認定維持（サーベイランス）では 3 件について、ISO/IEC 17011 に基づき、審査を実施し、適切かつ迅速に認定等を行った。加えて、新たな顧客獲得のため、申請を検討する認証スキームオーナーや試験業者等に対し啓発を行い、新規申請に結びつく 4 件の申請相談を受けた。</p> <p>また、すべての新規及び更新の申請並びに認定維持に関する認定業務の実施にあたっては、ISO/IEC 17011 に基づき、書類が到着した日の翌日から 90 業務日以内に認定の可否を申請者に通知した。</p> <p>【実施率 100% (10/10)】</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：調査実施率は 100% であり計画における所期の目標を達成している。</p>	
<p>加えて、各国認定機関との相互承認に関し、製品認証分野（ISO/IEC 17065）にあつては、令和 5 年度に国際相互承認締結を受け、認定業務の国際的な信頼性確保のためその地位を維持するとともに、試験所認定分野（ISO/IEC 17025）にあつては、</p>	<p>イ 国際相互承認締結に向けた取組</p> <p>製品認証分野（ISO/IEC 17065）における国際相互承認を維持するとともに、試験所認定分野（ISO/IEC 17025）においては各国認定機関との相互承認締結に向け、APAC 事</p>	<p><定性的指標></p> <p>◇国際相互承認に向けた取組</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>イ 製品認証分野（ISO/IEC 17065）においては、国際相互承認維持のため、令和 6 年 7 月に APAC 総会に、同年 10 月に IAF-ILAC 合同総会に出席するとともに、投票や意見照会等に適切に対応した。更に APAC 総会等の出席報告として、令和 6 年 12 月に国際的な認定・認証活用オンラインセミナーを開催し、製品認証機関や関連機関等に対し情報提供を行うとともに、JASaff 認定制度の普及を行った。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：製品認証分野における国際相互承認締結機関としての地位を維持するとともに、試験所認定分野においては相互承認審査受審に向け、改善した内部文書を APAC 事務</p>	

<p>各国認定機関との相互承認締結に向け、APAC 事務局との調整などの準備を行うとともに、相互承認後の相互承認審査員の派遣に必要な人材の確保・育成を進める。</p> <p>【重要度：高】 海外市場において JAS 認証の国際的な信用を向上させるとともに、JAS をベースとした国際規格の制定を進め、他国に先行して国内事業者が認証を取得できる環境を整備することは、我が国の農林水産業・食品産業の競争力・輸出力の強化にとって重要であり、JAS の戦略的活用が求められる。</p> <p>③の業務は、各国認定機関と相互承認を締結し、JAS 認証機関を国際規格等の認証機関として国際水準を満たす認定を行うなど、JAS の国際化に資することから、重要度が高い。</p>	<p>務局との調整などの準備を行うとともに、相互承認後の相互承認審査員の派遣に必要な人材の確保・育成のため、国際機関が開催する研修等に積極的に参加する。</p>		<p>一方、試験所認定分野（ISO/IEC 17025）において、関係機関からの情報収集等を行い、かつ品質システム文書を改善する等準備を整え、APAC 事務局へ相互承認締結の申請を令和7年2月に行い受理された。</p> <p>また、相互承認後の相互承認審査員の派遣に必要な人材の確保・育成のため、令和9年度までの3年計画として APAC 審査員候補者3名を選定、目標の確実な達成に向けこれらの者を対象とした人材育成ロードマップを作成し、英語研修及び APAC 審査員育成オンライン研修の受講や調査経験の付与等、語学力の向上及び審査技能の向上への取り組みを進めた。</p>	<p>局へ申請し受理されている。</p> <p>また、相互承認審査員の人材の確保・育成についても育成計画を作成し着実に進捗させていることから、目標の水準を満たしている。</p>	
<p>④ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する業務</p> <p>ア 認定農林水産物・食品輸出促進団体への協力に関する業務</p> <p>輸出促進法第 43 条第 2 項に規定する認定農林水産物・食品輸出促進団体から同条第 3 項第 1 号に掲げる業務の実施に関し協力依頼があった場合は、輸出促進法第 51 条及びセンター法第 10 条第 3 項の規定に基づき、専門家の派遣その他の必要な協力を行う。</p>	<p>④ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する業務</p> <p>ア 認定農林水産物・食品輸出促進団体への協力に関する業務については、輸出促進法第 43 条第 2 項に規定する認定農林水産物・食品輸出促進団体から同条第 3 項第 1 号に掲げる業務の実施に関し協力依頼があった場合は、輸出促進法第 51 条及びセンター法第 10 条第 3 項の規定に基づき、専門家の派遣その他の必要な協力を行う。</p>	<p><定量的指標> ◇実施率：100%（実施件数/要請件数）</p>	<p><主要な業務実績> ④ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する業務</p> <p>ア 輸出促進法第 51 条及びセンター法第 10 条の規定に基づき、認定農林水産物・食品輸出促進団体からの要請を受けて、日本産製材の輸出促進を目的とした団体規格の策定について専門家を派遣して協力した。</p> <p>【実施率 100% (1/1)】</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：実施率は 100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	
<p>イ 登録発行機関及び登録認定機関の登録及びその更新の申請に係る調査</p> <p>輸出促進法第 18 条第 2 項（輸出促進法第 21 条第 2 項及び第 36 条において準用する場合を含む。）に基づく農林水産大臣の指示に従い、登録及びその更新の申請が輸出促進法第 20 条（登録認定機関にあっては輸出促進</p>	<p>イ 登録発行機関及び登録認定機関の登録及びその更新の申請に係る調査については、輸出促進法第 18 条第 2 項（輸出促進法第 21 条第 2 項及び第 36 条において準用する場合を含む。）に基づく農林水産大臣の指示に従い、登録及びその更新の申請が輸出促進法第 20 条（登録認定機関にあっては輸出促進法第 35</p>	<p><定量的指標> ◇調査実施率：100%（調査報告件数/農林水産大臣からの調査依頼件数。調査中の案件を除く。）</p>	<p><主要な業務実績> イ 輸出促進法第 18 条第 2 項（輸出促進法第 21 条第 2 項及び第 36 条において準用する場合を含む。）に基づく登録発行機関及び登録認定機関（以下「登録発行機関等」という。）の登録における調査1件及び登録の更新における調査5件について、業務の進行管理を適切に行い全て 45 業務日以内に農林水産大臣へ調査結果を報告した。</p> <p>また、登録発行機関等の業務規程等の変更の届出に関する調査を行い、令和6年度に調査が終了した 13 件の調査結果を農林水産省に報告した。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：標準処理期間内（45 業務日以内）の処理率は 100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	

<p>法第 35 条) で定める登録基準に適合しているかどうかを調査し、調査結果を農林水産大臣に報告する。</p>	<p>条) で定める登録基準に適合しているかどうかを調査し、調査結果を農林水産大臣に報告する。</p>		<p>【検査実施率 100% (6/6)】</p>		
<p>ウ 輸出促進法に基づく立入検査業務 (7) 登録発行機関若しくは登録認定機関又はこれらの者とその業務に関して関係のある事業者に対する立入検査 輸出促進法第 55 条第 1 項の規定に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い実施するとともに、検査結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。</p> <p>(4) 行政部局の要請による調査については、適正に実施し、調査終了後は調査結果を取りまとめ、要請者に対し報告する。</p> <p>【重要度：高】 政府の農林水産物・食品の輸出額目標である 2030 年 5 兆円の達成に向け、輸出促進法に基づく登録発行機関及び登録認定機関制度を活用し、輸出証明書発行及び施設認定の加速化を図ることや認定農林水産物・食品輸出促進団体が輸出促進のための規格を策定することは重要。④の業務は、輸出先国との協議において、本制度の信頼性を証明するために必要不可欠な業務であること、また輸出促進のための規格策定に資する業務であることから、重要度が高い。</p>	<p>ウ 輸出促進法に基づく立入検査業務 (7) 輸出促進法に基づく立入検査については、登録発行機関若しくは登録認定機関又はこれらの者とその業務に関して関係のある事業者に対し、輸出促進法第 55 条第 1 項の規定に基づく農林水産大臣の指示に従い検査し、結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。</p> <p>(4) 行政部局の要請による調査については、適正に実施し、調査終了後は調査結果を取りまとめ、要請者に対し報告する。</p>	<p><定量的指標> ◇検査実施率：100% (検査報告件数/検査件数及び要請件数。検査中の案件を除く。)</p>	<p><主要な業務実績> ウ 輸出促進法に基づく立入検査業務 (7) 輸出促進法第 55 条第 1 項の規定に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い 4 機関の登録発行機関等に対する立入検査に着手し、4 機関の立入検査が令和 6 年度内に終了し、農林水産大臣に報告した。 なお、当該立入検査として、事業所調査 2 件及び立会調査 3 件を実施した。 【検査実施率 100% (4/4)】</p> <p><主要な業務実績> (4) 該当する事案はなかった。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：検査実施率は 100% であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-3	食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	センター法第10条及び第12条
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 ② サーベイランス・モニタリング年次計画に従った分析業務 ③ 食品安全に係る有害化学物質の分析能力の確立	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省6-④ 行政事業レビューシート予算事業ID：003181

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
① 農林水産省からの緊急命令等業務	実施率	100% (報告件数/要請件数)	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	予算額(千円)	191,127	186,150	182,898	175,119	181,646
② サーベイランス・モニタリング年次計画に従った分析業務(農林水産省依頼分析)	実施率	100% (報告分析件数/依頼分析件数)	100% (896件/896件)	100% (968件/968件)	100% (907件/907件)	100% (850件/850件)	100% (1,065件/1,065件)	決算額(千円)	164,798	161,275	157,797	165,583	190,700
③ 食品安全に係る有害化学物質の分析能力の確立 (SP及び報告書作成)	実施率	100% (年度内 SP 又は報告書作成数/年度内に分析能力を確立するよう農林水産省が指示する課題数)	100% (6件/6件)	100% (7件/7件)	100% (7件/7件)	100% (6件/6件)	100% (6件/6件)	経常費用(千円)	165,738	163,637	153,646	160,695	170,314
④ サーベイランス・モニタリングの確認分析業務	実施率	100% (分析実施点数/指示点数)	100% (73点/73点)	100% (20点/20点)	100% (38点/38点)	100% (57点/57点)	100% (115点/115点)	経常利益(千円)	9,767	7,040	10,018	4,850	4,519
⑤ ISO/IEC 17025 要求事項への適合の維持	ISO/IEC 17025への適合性の維持	—	適合性を維持	適合性を維持	適合性を維持	適合性を維持	適合性を維持	行政コスト(千円)	166,680	164,654	154,629	161,643	171,172
								従事人員数	14	14	13	13	13

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	
<p>3 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務</p> <p>農林水産省が行う食品の安全性向上の取組に資するため、食品に含有する有害化学物質の分析を進める。</p>	<p>3 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務</p> <p>食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務の実施に当たっては、調査分析の品質を保证するため、品質マネジメントの維持、向上に努めるほか、麦類の赤かび病の多発によりかび毒の追加調査の依頼があった場合であっても、創意工夫により改善を図り、効果的かつ効率的に取り組むものとする。</p>	<p><定量的指標></p> <p>○食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務</p> <p>中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：◇ 小項目 4 (項目) ×2点 (B) =8点 B：基準点 (8) ×9/10 ≤ 各小項目の合計点 (8) < 基準点 (8) ×12/10</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。</p> <p><業務の評価></p> <p>サーベイランス・モニタリング分析業務において、農林水産省が実施する、麦類の赤かび病かび毒のリスク管理における低減指針の有効性の検証に貢献した。</p> <p>以上のような取組により、農林水産省が行う国民の健康の保護に貢献する施策の基盤となる有害化学物質の実態調査に大きく貢献し、FAMICの信頼性を向上させた。</p>		評定	
<p>① 農林水産省からの緊急命令等業務</p> <p>農林水産大臣からセンター法第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう命令があった場合その他緊急に要請があった場合には、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。</p>	<p>① 農林水産省からの緊急命令等業務</p> <p>農林水産大臣からセンター法第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう命令があった場合その他緊急に要請があった場合に、最優先で組織的に取り組み、機動的かつ的確に対応することができるよう、次の取組を行う。</p> <p>ア 緊急の命令があった場合等には、他の業務に優先して、必要な調査、分析又は検査の進行管理を適切に行い、機動的かつ正確に実施し、その結果を速やかに農林水産省に報告する。</p> <p>イ 食品安全に係る有害化学物質の調査研究結果及び緊急時に活用する可能性の高い研究論文、国際規格等を平時から整理し、必要時に分析方法等を速やかに参照できる体制を維持する。</p> <p>ウ 専門的知見を有する職員、分析機器及び外部有識者や外部機関に係る情報の登録・更新を行う。また、必要に応じて、緊急命令等があった場合の組織としての対応や処理の手順を見直す。</p>	<p><定量的指標></p> <p>◇実施率：100% (報告件数/要請件数)</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 緊急に対応すべき課題が生じた場合に、迅速かつ的確に対応することができるよう、次の取組を行った。</p> <p>ア 該当する事案はなかった。</p> <p>イ 緊急の要請に備え、危害要因のうち農林水産省が優先的にリスク管理を行う対象に位置づけている有害化学物質に関する分析試験方法や規準について、飼料分析基準、EU法、AOAC法、Codex規格等から検索して作成しているデータベースを最新の情報に更新した。また、要請が想定される事案ごとに研究論文や分析方法等を整理した。</p> <p>ウ 緊急分析として想定される危害要因について、その内容に応じた分析技術等を有する職員及びその際に用いる分析機器(GC/MS、LC-MS/MS、ICP-MS、リアルタイムPCR等)に係る情報の登録・更新を行った。また、外部有識者や外部機関の情報のデータベースを更新した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：-</p> <p>根拠：アについては農林水産省からの緊急要請がなかったため評価せず。</p> <p>なお、指標のないイ、ウの業務については計画のとおり適切に実施している。</p>		

<p>② サーベイランス・モニタリング年次計画に従った分析業務 農林水産省が示す「令和6年度食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング年次計画」において調査対象とされた有害化学物質と食品の組合せのうち、農林水産省が依頼するものについて、調査実施要領及び仕様書に従って分析を実施し、報告する。</p> <p>【重要度：高】 ②の業務は、食品が安全かどうかを判断するための食品中の有害化学物質の含有実態把握に寄与するものであり、農林水産省が進める食品安全に関するリスク管理に資する基礎データとなることから、重要度が高い。</p>	<p>② サーベイランス・モニタリング年次計画に従った分析業務 「令和6年度食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング年次計画」において調査対象とされた有害化学物質と食品の組合せのうち、農林水産省からの依頼があったものについて、進行管理を適切に行い、調査実施要領及び仕様書に従って分析を実施し、農林水産省の示す様式に従い、分析結果を的確かつ速やかに報告する。</p>	<p><定量的指標> ◇実施率：100% (報告分析件数/依頼分析件数)</p>	<p><主要な業務実績> ② 農林水産省が策定する「サーベイランス・モニタリング年次計画」に含まれる次の品目と有害化学物質の組合せについて農林水産省から依頼のあった実態調査を、調査実施要領、仕様書等に従い全て実施（依頼分析件数1,065件）し、年度内に報告を求められていた全ての結果を農林水産省に報告した。また、農林水産省が求める調査分析の品質を保証するISO/IEC17025:2017 認定試験所として、麦類のかび毒含有実態調査に対応するため、昨年度更新したLC-MS/MSでこれまでの機器と同等に分析できることの検証を実施するとともに、既存の機器についても併せて効率的に検討を行い、2台の分析体制を整備した。これにより、機器の故障等での業務停止リスクを軽減した。 (表1-3-1参照)</p> <p>【実施率100% (1,065/1,065)】</p> <p>ア 「令和6年度麦類のかび毒含有実態調査の実施について（令和6年5月8日付け6消安第228号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）」、「令和6年度麦類のかび毒含有実態調査（追加調査）の実施について（令和6年7月17日付け6消安第2251号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）」に基づき、依頼のあった小麦及び大麦中のかび毒（民間の分析機関では対応が困難なDON-3-グルコシドを含む。）*657件、追加調査78件の分析を実施し、その結果を報告した。</p> <p>イ 「令和6年度モリアザミ中のピロリジジナルカロイド類含有実態調査の実施について（令和6年8月23日付け6消安第1854号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）」に基づき、依頼のあったモリアザミ中のピロリジジナルカロイド類16件の分析を実施し、その結果を報告した。</p> <p>ウ 「はちみつ中のピロリジジナルカロイド類の含有実態調査の実施について（令和7年1月30日付け6消安第6151号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知）」に基づき、依頼のあったはちみつ中のピロリジジナルカロイド類について分析能力を確立及びSOPを作成するとともに、6件の分析を実施し、その結果を報告した。</p> <p>エ 「令和6年度農産物中のタリウム含有実態調査の実施について（令和6年5月28日付け6消安第1182号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）」に基づき、依頼のあった農産物中のタリウム120件の分析を実施し、その結果を報告した。</p> <p>オ 「食用植物油脂及び乳児用調製乳等の3-MCPD脂肪酸エステル類及びグリシドール脂肪酸エステル類等の含有実態調査の実施について（令和5年10月17日5消安第4119号農林</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：農林水産省からの依頼分析件数に対する実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	
--	---	--	--	--	--

			<p>水産省消費・安全局食品安全政策課長通知」に基づき、依頼のあった食用植物油脂及び乳児用調製乳等の 3-MCPD 脂肪酸エステル類及びグリシドール脂肪酸エステル類等 188 件の分析を実施し、その結果を報告した。</p> <p>※タイプ B トリコテセン類 (デオキシニバレノール (DON)、ニバレノール (NIV)、3-アセチル DON、15-アセチル DON、4-アセチル NIV、DON-3-グルコシド)、タイプ A トリコテセン類 (T-2 トキシン、HT-2 トキシン、ジアセトキシシシルペノール)、ゼアラレノン (ZEN)</p>		
<p>③ 食品安全に係る有害化学物質の分析能力の確立</p> <p>すでに分析能力を確立している分析試験に加えてサーベイランス・モニタリングの確認分析や民間分析機関で分析困難な有害化学物質の分析を可能にするため、農林水産省が指示する有害化学物質と食品の組合せについて、農林水産省の定める「分析法の妥当性確認に関するガイドライン」の規準を満足する信頼性データを備えた分析の標準作業手順書 (SOP) を作成し、必要に応じ改訂し、分析能力を確立する。</p> <p>また、規準を満たす分析の SOP 作成が困難である場合は、その旨を示す妥当性確認結果に関する報告書を作成する。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>③の業務は、分析法が確立していない有害化学物質と食品の組合せについて、農林水産省の指示に基づき、②や④の分析業務を行う前に分析能力を確立するものであり、農林水産省が進める食品安全に関するリスク管理に必要不可欠であることから、重要度が高い。</p>	<p>③ 食品安全に係る有害化学物質の分析能力の確立</p> <p>農林水産省が調査を検討しており、サーベイランス・モニタリングの確認分析の必要性が高い有害化学物質や民間分析機関での分析が困難な有害化学物質等について、農林水産省の定める「分析法の妥当性確認に関するガイドライン」の規準を満たす試験法の標準作業手順書 (SOP) を作成、必要に応じ改訂し、分析能力の確立に取り組む。</p>	<p><定量的指標></p> <p>◇実施率：100%</p> <p>(年度内 SOP 又は報告書作成数/年度内に分析能力を確立するよう農林水産省が指示する課題数)</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>③ 農林水産省からの指示「令和 6 年度食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害化学物質の分析業務について (令和 6 年 4 月 26 日付け 6 消安第 798 号農林水産省消費・安全局長通知) に基づき、農林水産省が調査を検討しており、かつ民間分析機関での対応が困難な 6 つの危害要因と食品の組合せ等について分析能力の確立等に取り組み、うち、次のとおり 1 件の SOP を作成し、イのとおり 5 件の取組結果を報告した。</p> <p>【実施率 100% (6/6)】</p> <p>ア 作成した SOP</p> <ul style="list-style-type: none"> ICP-MS による玄米中のタリウムの分析標準作業書 <p>イ 取組を報告した危害要因</p> <ul style="list-style-type: none"> 乳児用調製乳 (粉、液体) 中の 3-MCPD 脂肪酸エステル類、3-MCPD、グリシドール脂肪酸エステル類、2-MCPD 脂肪酸エステル類及び 2-MCPD (分析法の性能検証) 乳児用調製乳 (粉、液体) 中の 3-MCPD 脂肪酸エステル類、3-MCPD、グリシドール脂肪酸エステル類、2-MCPD 脂肪酸エステル類及び 2-MCPD (分析能力の確立) 鳥肉製品、魚節及び削り節中の多環芳香族炭化水素類 燻製食品中のオルトフェニルフェノール及びジフェニル 紅麴及び関連製品中のシトリニン及び紅麴から検出される有害物質 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：農林水産省からの指示課題数に対する SOP 及び報告書作成実施率は 100% であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	

<p>④ サーベイランス・モニタリングの確認分析業務 農林水産省が実施する有害化学物質等の含有実態調査の分析値の信頼性を確認するため、調査試料のうち農林水産省が指示する有害化学物質と食品の組合せについてクロスチェック（相互検証）を実施する。</p>	<p>④ サーベイランス・モニタリングの確認分析業務 農林水産省が実施する有害化学物質等の含有実態調査の分析値の信頼性を確認するため、農林水産省が指示する有害化学物質と食品の組合せについてクロスチェック（相互検証）を実施する。</p>	<p><定量的指標> ◇実施率：100% （分析実施点数/指示点数）</p>	<p><主要な業務実績> ④ 農林水産省からの指示「令和6年度食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害化学物質の分析業務について（令和6年4月26日付け6消安第798号農林水産省消費・安全局長通知）」に基づき、農林水産省が行う実態調査の分析値の信頼性の確認に資するため、次の危害要因と調査試料の組合せについて、農林水産省が指示する調査試料についてクロスチェックを行うために分析を実施し、その結果を報告した。 【実施率100%（115/115）】 ・アクリルアミド（フライドポテト22点、乳幼児用穀類加工品3点） ・無機ヒ素（Ⅴ価＋Ⅲ価）（コメ90点）</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：農林水産省からの指示点数に対する分析実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	
<p>⑤ ISO/IEC 17025 要求事項への適合の維持 農林水産省が行う食品の安全性に関するリスク管理を推進する上で必要とする調査分析の品質を保証するため、分析機関に求められる国際標準である「ISO/IEC 17025 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」（以下「一般要求事項」という。）に基づき、認定機関によるサーベイランス審査の結果を踏まえ、全ての要求事項に適合し認定試験所としての体制を維持する。 また、認定を受けた麦類のかび毒の分析試験以外の分析試験についても、その品質を保証するため、一般要求事項に適合したマネジメントの構築、維持を目指す。</p>	<p>⑤ ISO/IEC 17025 要求事項への適合の維持 農林水産省が行う食品の安全性に関するリスク管理を推進する上で必要とする調査分析の品質を保証するため、平成25年度に適合認定を取得した「ISO/IEC 17025 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」（以下「一般要求事項」という。）について、認定機関によって実施されるサーベイランス審査の結果を踏まえ、引き続き全ての要求事項に適合し、認定試験所としての体制を維持する。 また、認定を受けた麦類のかび毒の分析試験以外の分析試験についても、その品質を保証するため、一般要求事項に適合したマネジメントシステムの構築、維持を目指す。</p>	<p><定性的指標> ◇ISO/IEC 17025 への適合性の維持</p>	<p><主要な業務実績> ⑤ ISO/IEC 17025:2017による本部の試験所認定（LC-MS/MSによる小麦及び大麦中の赤かび病かび毒の定量試験）について、内部監査を実施するとともに、マネジメントレビューを実施して継続的改善を図った。また、令和7年3月10日に行われた認定機関による再審査で、一般要求事項に適合していると評価され、認定試験所としての体制を維持した。 また、試験所認定を受けた分析試験に加え、認定の範囲外の分析試験についても、次の外部技能試験に取り組み、本部及び神戸センターの2試験室においてISO/IEC17025の一般要求事項に適合したマネジメントシステムを維持した。 ・DON、ZEN、T-2 トキシン、HT-2 トキシン（小麦粉） ・アクリルアミド（ポテトクリスプ） ・ピロリジジナルカロイド類（はちみつ）</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：ISO/IEC 17025:2017による本部の赤かび病かび毒の試験所認定のサーベイランス審査において、一般要求事項に適合していると評価されISO/IEC 17025:2017に基づく品質保証体制を維持した。また、認定（赤かび病かび毒の試験）の範囲外の分析試験についてもISO/IEC 17025:2017に基づく一般要求事項と同水準の品質保証体制を維持した。以上のことにより、目標の水準を満たしている。</p>	

<p>4. その他参考情報</p>
<p> </p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-4	その他の業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	センター法第10条第1項第1号、第2号、第6号及び第11号並びに第2項第9号 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政 事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省6-④ 行政事業レビューシート予算事業ID：003181

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
(1) カルタヘナ法関係業務	実施率	100%（報告件数/ 立入検査件数）	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし
(2) 情報提供業務 ① ホームページ等による 情報提供	顧客満足度	5段階評価平均値 3.5以上 （ホームページ） （メールマガジン） （広報誌）	3.8	3.8	3.9	4.0	4.0
			4.2	4.1	3.9	4.0	4.0
			4.2	4.2	4.6	4.3	4.2
② 事業者等からの講師 派遣依頼等	顧客満足度	5段階評価平均値 3.5以上	4.3	4.5	4.4	4.5	4.5
③講習会の開催	顧客満足度	5段階評価平均値 3.5以上	4.3	4.2	4.3	4.3	4.4
(3) 検査・分析に係る信頼性の 確保及び業務遂行能力の継続的 向上 ① 分析業務の精度管理	外部技能試験の実施予 定数に対する実施率	100%（参加回数/ 計画回数）	100%（12/12）	100%（10/10）	100%（11/11）	100%（11/11）	100%（11/11）
② 技術研修の実施	実施率	100%（実施件数/ 計画件数）	100%（33/33）	100%（35/35）	100%（36/36）	100%（31/31）	100%（34/34）
(4) 関係機関との連携 ① 国民生活センターとの 連携	研修・講座 の開催について の連携	—	4回	2回	7回	4回	4回
② 国際技術協力要請 （専門家の派遣）	実施率	100%（専門家の派 遣実施件数及び海 外からの研修員の 受入件数/依頼件 数）	実績なし	100%（2/2）	100%（5/5）	100%（3/3）	100%（2/2）
② 国際技術協力要請 （海外研修員の受入）			実績なし				
②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
予算額（千円）	490,683	493,539	474,836	509,715	521,710		
決算額（千円）	476,859	478,451	489,018	480,308	499,024		
経常費用（千円）	469,482	463,294	494,954	497,829	488,976		
経常利益（千円）	31,570	18,921	41,858	20,007	18,528		
行政コスト（千円）	471,478	465,550	497,399	500,090	490,780		
従事人員数	48	48	51	50	47		

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	
4 その他の業務	4 その他の業務 その他の業務の実施に当たっては、各職員が自身の業務を点検し、常に業務改善の意識を持って創意工夫に努め、効果的かつ効率的に業務に取り組むものとする。	<定量的指標> ○その他の業務 中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：◇小項目1(項目)×3点(A) + 小項目6(項目)×2点(B) = 15点 B：基準点(14)×9/10 ≤ 各小項目の合計点(15) < 基準点(14)×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に基づき適切に対応する。 <業務の評価> 農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施した。		評定	
(1) カルタヘナ法関係業務 遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置を講ずることにより生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書等の的確かつ円滑な実施を確保し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号。「カルタヘナ法」という。)第32条第1項の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を実施し、その結果を指示した期間内に農林水産大臣に報告する。	(1) カルタヘナ法関係業務 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号。「カルタヘナ法」という。)第32条第1項の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を実施し、その結果を指示した期間内に農林水産大臣に報告する。 また、立入検査等を行うための規程等を必要に応じて見直す。	<定量的指標> ◇実施率：100% (報告件数/立入検査件数)	<主要な業務実績> 該当する事案はなかった。	<評定と根拠> 評定：－ 根拠：実績がないため評価せず。		
(2) 情報提供業務 国民の食に関する知識や食品に対する信頼性の向上及び安全で信頼できる農産物の生産・流通に資するため、農業生産資材及び食品の安全性、JAS、食品表示等に関する情報、科学的知見、各種制度や検査結果など、FAMICの業務に関して生産者、事業者等の関心の高い情報を、ホームページ、メールマガジン、広報誌及び講習会等の実施により分かりやすく提供する。このため、以下の取組を行う。	(2) 情報提供業務					

<p>① ホームページ等による情報提供</p> <p>ホームページ、メールマガジン、広報誌等を通じて、国民に対し、肥料、農薬、飼料、飼料添加物等の農業生産資材の安全性に関する情報や、JAS、食品表示等に関する情報を分かりやすく提供する。</p> <p>ホームページ、メールマガジン及び広報誌については、サービスの受け手である利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、アンケート調査等により顧客満足度を測定して、5段階評価で3.5以上の評価となることを目標とする。</p>	<p>① ホームページ等による情報提供</p> <p>ア ホームページの情報の内容を適宜更新することにより、JAS等に関する情報、食品表示に関する情報、農薬登録に関する情報、農業生産資材の安全性に関する情報や企業等からの相談事例等を速やかに提供する。</p> <p>イ 内閣府食品安全委員会等の動向や食品の安全と消費者の信頼の確保に関する情報を事業者等に対して速やかに提供するため、希望者にメールマガジンを毎月3回以上配信する。</p> <p>ウ 業務に関連した情報や知見などを分かりやすく提供するため、広報誌を4回以上発行する。</p> <p>エ より効果的な情報提供の取組を進めるため、検査等業務及び情報提供業務等に従事する職員から成る委員会を年10回以上開催する。</p> <p>オ ホームページ、メールマガジン及び広報誌については、サービスの受け手である利用者等の声を反映した業務の改善を図る</p>	<p><定量的指標></p> <p>◇顧客満足度：3.5以上 (5段階評価平均値)</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 情報提供業務を的確に行うため、次の取組を行った。</p> <p>ア ホームページの情報の内容を適宜更新することにより、JAS製品の品質に関する情報、食品表示に関する情報、農薬登録に関する情報、農薬・肥料・土壌改良資材・飼料・飼料添加物・ペットフードの安全性に関する情報や企業等からの相談事例等を速やかに提供した。 (更新回数203回、アクセス回数693,298回)</p> <p>[ホームページの主な掲載内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品等検査関係情報（JAS、食品表示、調査研究報告、分析マニュアル等） ・農薬関係情報（登録・失効情報、農薬登録申請、GLP 適合確認申請等） ・肥飼料検査関係情報（関係法令・通知、肥料登録申請手続き、肥料等試験法・飼料分析法・愛玩動物用飼料等の検査法、検査結果の公表等） ・WOAH コラボレーティング・センターとしての活動（輸入飼料原料の有害物質のモニタリング結果及び概要、分析法、ハザードカード、飼料研究報告（要旨）等）・ISO・Codex・国際協力関連情報・センター情報（行事・講習会等情報、相談窓口等） ・公表事項（独立行政法人通則法に基づく公表事項、調達情報等） <p>イ 内閣府食品安全委員会等の動向や食品の安全と消費者の信頼の確保に関する情報を事業者等に対して速やかに提供するため、希望者にメールマガジンを49回（3月末現在登録者数4,870、延べ配信数239,310通）配信した。</p> <p>[メールマガジンの主な掲載内容]</p> <p>FAMICの情報（行事・講習会等）及び食の安全と消費者の信頼確保に関する情報（各府省の報道発表資料等）</p> <p>ウ 業務に関連した情報や知見などを分かりやすく提供するため、広報誌「大きな目小さな目」を4回（紙版3回（毎回5,000部）、Web版1回）発行し、学校・教育関係機関等に配付した。なお、広報誌の作成に当たっては、写真やイラストを多用しつつ、出来る限り消費者が分かりやすい表現となるよう工夫した。</p> <p>[広報誌の主な掲載内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品、肥料、農薬、飼料等及び土壌改良資材に関する情報 ・Q&A <p>・行政情報・食と農のサイエンス</p> <p>エ より効果的な情報提供の取組を進めるため、検査等業務及び情報提供業務等に従事する職員を構成員とする情報提供推進委員会を12回開催し、ホームページ、メールマガジン、広報誌、イベント等における提供情報の的確性及びわかりやすさ等について検討を行った。</p> <p>オ 利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、利用者に対するアンケート調査による効果測定を実施した。各業務の顧客満足度（5段階評価）の平均値は、次のとおり3.5以上の評価であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ 4.0 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <p>根拠：計画における所期の目標のホームページ、メールマガジン及び広報誌の顧客満足度3.5以上の数値を出したほか、新しい媒体による情報発信に注力し、事業者、消費者へのFAMICの業務内容（食の安全や信頼性向上の取組）の認知度向上への成果に繋がったことから事業計画における所期の目標を上回る成果が得られている。</p>	
--	--	---	--	--	--

	<p>ため、5段階評価で3.5以上の評価となることを目標として、提供した情報の内容や提供方法についての顧客満足度をアンケート調査等により測定する。</p> <p>また、顧客満足度が5段階評価で3.5未満の場合には、その原因を究明して必要な改善措置を速やかに講ずる。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・メールマガジン 4.0 ・広報誌 4.2 <p>【特筆事項等について（創意工夫等）】</p> <p>令和6年度から、SNS 協力メンバーを全センターから募集し、増員し体制を整えた上で、従来の Facebook に加え、X（旧 Twitter）による情報発信を新たに開始した。この中では、食品表示法違反における FAMIC の科学的能力の発揮、JAS オンラインセミナー、肥料袋の肥料成分の見方、注目度を高めたみどりの月間、農林水産省からのシェアによってこどもたちの関心を集めたこども霞が関見学デーの告知等、イベントや採用情報の告知によって、国民の健康保護、信頼確保への取組を広く紹介した。</p> <p>また、イベント来場者へのアピールを目的として、次のような名刺サイズのコピーを作成し、実りのフェスティバル（11月1日、2日）やアグリビジネス創出フェア（11月26日～28日）などのイベントで配布した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌に掲載した花クイズをカードにした花カード30種類 ・JASの内容を説明したJASカード50種類 ・FAMICの業務を紹介したFAMICカード9種類 <p>なお、これらのカードには、FAMIC ホームページ、FAMIC 作成の動画等への情報にリンクしたQRコードを入れ、FAMIC のアピールを行った。</p> <p>これにより、X では、Facebook と比べ利用している年代が若く、採用情報など閲覧数が大きく伸びたものもあり、今までと異なる年齢層への情報発信力が高まった。また、クイズを取り入れるなど、消費者にささる内容による情報提供が好評。</p> <p>以上のことから、事業者、消費者等へのFAMICの業務内容（食の安全や信頼度向上の取組）等の情報、Xによる学生への認知度も向上した。</p>		
<p>② 事業者等からの講師派遣依頼等</p> <p>事業者等からの講習・講師派遣依頼や相談等に対して、適切かつ積極的に対応するため、事業者等の求める情報の内容に留意しつつ、検査等業務を通じて蓄積した専門的・技術的な知見を活用して情報を提供する。また、消費者からの相談が寄せられた場合は、行政サービスの一環として対応する。</p> <p>事業者等からの講習・講師派遣依頼等については、サービスの受け手である依頼者や利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、アンケート調査等により顧客満足度を測定して、5段階評価で3.5以上の評価となることを目標とする。</p>	<p>② 事業者等からの講師派遣依頼等</p> <p>事業者等からの講習・講師派遣依頼や相談等に対して、適切かつ積極的に対応するため、以下の取組を行う。また、消費者からの相談が寄せられた場合は、行政サービスの一環として対応する。</p> <p>ア 事業者等からの依頼を受けて、農業生産資材の安全等の確保、農林水産分野に関する標準化施策の推進、食品表示の適正化等に資する技術的な情報を提供する講習会等へ、講師を積極的に派遣する。</p> <p>イ 事業者等からの講習・講師派遣依頼等に適切に対応するため顧客満足度が高かった講習等で使用したテキスト等のデータベース化やその更新等を行う。</p>	<p><定量的指標></p> <p>◇顧客満足度：3.5以上（5段階評価平均値）</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>② 事業者等からの講習・講師派遣依頼や相談等を適切かつ積極的に対応するため、次の取組を行った。</p> <p>ア 事業者等から依頼を受けて、講習会に役職員を講師として派遣した。（計58回、参加者5,642名）</p> <p>また、事業者等からの要請に応じて、委員会等に役職員を53回派遣した。</p> <p>さらに、神戸センターにおいて、業界団体や大学からの依頼に基づく研修を2回（参加者計15名）実施した。</p> <p>イ 事業者等からの講習・講師派遣依頼等に適切に対応するため、顧客満足度が高かった講習会で使用したテキスト等のデータベース化を新規4件、更新を18件、削除を2件行い、テキスト等作成作業の効率化を行った。（データベース化されたテキスト等79件）</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：顧客満足度3.5以上であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	

	<p>ウ 新たな原料原産地表示への対応を含む事業者等からの相談への対応の質の向上を図るため、受け付けた相談を整理し、重要な事例を相談事例集に収録し、相談業務処理マニュアルの改善を行う。</p> <p>エ 事業者等からの依頼による講習会及び講師派遣については、サービスの受け手である依頼者や利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、5段階評価で3.5以上の評価となることを目標として、提供した情報の内容や提供方法についての顧客満足度をアンケート調査等により測定する。</p> <p>また、顧客満足度が5段階評価で3.5未満の場合には、その原因を究明して必要な改善措置を速やかに講ずる。</p>		<p>ウ 相談窓口業務においては、事業者等からの食品の品質等に関する相談521件に対応した。また、消費者からの相談は、行政サービスの一環として対応した。 (表1-4-1参照)</p> <p>事業者等からの相談への対応の質の向上を図るため、相談対応マニュアルを見直すとともに、受け付けた相談を整理し、重要な事例4件を「企業相談事例集」に追加収録する等既存の収録内容を精査した。 (全収録数56件)</p> <p>エ 提供情報の的確性、わかりやすさ、受講者のニーズ及び業務の成果・効果の把握等に資するため講師派遣、依頼に基づく研修の業務について、利用者に対するアンケート調査による効果測定を実施するとともに受講者による今後の業務への活用について把握した。顧客満足度(5段階評価)の平均値は、4.5であった。</p> <p>また、顧客満足度が5段階評価で3.5未満のものはなかった。</p>		
<p>③ 講習会の開催</p> <p>農業生産資材の安全等の確保、農林水産分野に関する標準化施策の推進、食品表示の適正化等に資するため、事業者、検査機関、都道府県等に対して、法令に関する知識、検査技術、分析技術、食品の品質・表示等に関する講習会を開催する。</p> <p>FAMICが主催する講習会については、サービスの受け手である利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、アンケート調査等により顧客満足度を測定して、5段階評価で3.5以上の評価となることを目標とする。</p>	<p>③ 講習会の開催</p> <p>農業生産資材の安全等の確保、農林水産分野に関する標準化施策の推進、食品表示の適正化等に資するため、検査等業務を通じて蓄積された技術的知見を事業者等へ提供するものに特化し、次の取組を行う。</p> <p>ア 事業者を対象に、農業生産資材、食品等に関する専門技術的知見を活用した講習会を、参加者の利便性などに配慮したWeb配信による開催なども検討したうえで開催し、事業者ニーズへの対応を図る。</p> <p>イ 都道府県の消費生活センターの職員等を対象に、食品の品質、検査分析技術等に関する研修を7回以上開催する。</p>	<p><定量的指標></p> <p>◇顧客満足度：3.5以上(5段階評価平均値)</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>③ 農業生産資材の安全等の確保、食品の品質及び表示の適正化等に資するため、次の取組を行った。</p> <p>ア 肥料、農薬、食品表示及びJASに関する情報提供を目的とする講習会(技術講習会)を6回(参加者94名)開催した。なお、農薬検査部(東京都小平市)において残留農薬分析に係る講義を実施したほか、分析実習を行った。また、これらのうち札幌センター、神戸センター及び福岡センターにおいては、事業者ニーズを踏まえ、Web会議システムを利用したオンライン形式(対面形式とのハイブリットを含む。)により開催し、利用者の利便性向上を図った。</p> <p>イ 都道府県の消費者担当部局及び消費生活センター職員等を対象に、食品の品質、検査分析技術(残留農薬分析を含む。)等に関する研修(地方公共団体職員等研修)を7回計画し、6回(参加者24名)実施した。本研修については当年度から受益者に対し相応の負担を求めるため有料化を行った。なお、名古屋センターにおいては、受講希望者がいなかったため、費用対効果を考慮し開催中止とした。また、都道府県の飼料業務担当の職員を対象に飼料等安全性検査技術に関する研修を2回(参加者64名)開催した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：顧客満足度3.5以上であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	

	<p>ウ 主催講習会については、サービスの受け手である利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、5段階評価で3.5以上の評価となることを目標として、提供した情報の内容や提供方法についての顧客満足度をアンケート調査等により測定する。</p> <p>また、顧客満足度が5段階評価で3.5未満の場合には、その原因を究明して必要な改善措置を速やかに講ずる。</p>		<p>ウ サービスの受け手である利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、主催講習会について、利用者等に対するアンケート調査による効果測定を実施するとともに受講者による今後の主催講習会への活用について把握した。各業務の顧客満足度（5段階評価）の平均値は、4.4であった。</p> <p>また、顧客満足度が5段階評価で3.5未満のものはなかった。</p>		
<p>(3) 検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上</p> <p>検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上を図るため、以下の取組を行う。</p> <p>① 分析業務の精度管理</p> <p>分析試験を伴う検査等業務に係る信頼性を確保するため、外部技能試験への参加等、個別の分析業務の目的に応じた精度管理を行う。</p>	<p>(3) 検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上</p> <p>検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上を図るため、以下の取組を行う。</p> <p>① 分析業務の精度管理</p> <p>分析試験を伴う検査等業務に係る信頼性を確保するため、ISO/IEC 17025の考え方に基づき、作業手順書等の基準文書に基づく業務管理及び技術管理を推進し、外部技能試験への参加等、個別の分析業務の目的に応じた精度管理を行う。</p>	<p><定量的指標></p> <p>◇外部技能試験の実施予定数に対する実施率：100%（参加回数/計画件数）</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 分析試験等の信頼性確保を図る観点から、引き続き ISO/IEC 17025 の自己適合宣言等の取組を継続するとともに、自己適合宣言の対象項目以外の分析項目についても ISO/IEC 17025 の考え方に基づく業務管理及び技術管理を推進し、個別の分析業務の目的に応じた精度管理を実施した。</p> <p>また、ISO/IEC 17025 の自己適合宣言の取組のほか、検査・分析に係る信頼性を確保するため、検査等業務に応じて次の取組を行った。</p> <p>○肥料の検査・分析</p> <p>ISO/IEC 17025 の考え方に従い、肥料試験品質マニュアル及び信頼性確保に係る手順書等に基づき、業務管理及び技術管理を行った。また、担当部長をラボラトリマネジメントとし、肥料試験マネジメントシステムのマネジメントレビューを行い、内部監査、外部精度管理、内部品質管理等の結果を検証した。</p> <p>○農薬の検査・分析</p> <p>ISO/IEC 17025 の考え方に従い構築した分析業務管理システムに基づき、品質管理及び技術管理を行った。</p> <p>○飼料及び飼料添加物並びにペットフードの検査・分析</p> <p>ISO/IEC 17025 の考え方に従い構築した分析業務管理システムに基づき、業務管理及び技術管理を行った。</p> <p>○食品等の検査・分析</p> <p>ISO/IEC 17025 の考え方に従い、基準文書に基づき、試験を実施し、試験実施記録等の必要な記録の励行と確認を行った。</p> <p>全ての分析試験業務について内部精度管理を適正に実施するとともに、ISO/IEC 17025 に基づくマネジメントシステムを構築した業務等については外部機関が主催する技能試験に検査分析に携わる職員</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：計画のとおり外部技能試験を実施した。また ISO/IEC 17025 自己適合宣言の取組等を進め、国際的に通用する ISO 規格に準拠したマネジメントシステムの体制の構築を進めており、事業計画における所期の目標を達成している。</p>	

			を参加（11回、延べ32名）させた。 【実施率100%（11/11）】		
② 技術研修の実施 検査・分析、立入検査、調査等の業務に携わる職員の業務遂行能力を継続的に向上させるため、分析技術、分析機器の操作、分析の精度管理、関係法令に基づく立入検査、その他検査等業務の的確な遂行に必要な研修を計画的に実施する。	② 技術研修の実施 検査・分析、立入検査、調査等の業務に携わる職員の業務遂行能力の継続的向上を推進するため、令和6年度職員技術研修計画に基づき、分析技術、分析機器の操作、分析の精度管理、関係法令に基づく立入検査、その他検査等業務の的確な遂行に必要な研修を実施する。	<定量的指標> ◇ 実施率：100%（実施件数 / 計画件数）	<主要な業務実績> ② 検査・分析、立入検査、調査等の業務に携わる職員の業務遂行能力を継続的に向上させるため、令和6年度職員技術研修計画（全34件）に基づき、次のとおり研修を行った。 【実施率100%（34/34）】 研修の実施に当たっては、研修効果の適切な評価に資するためのアンケート等により研修効果を検証するとともに、事前学習課題を配布するなど、効果的な実施に取り組んだ。 ・中堅職員技術研修 1件 採用後3年目程度の職員を対象とした研修を実施した。 ・外国語力強化研修 1件 業務上必要な英語力を習得するための英語力強化研修を実施した。 ・業務技術研修 32件 各法令に基づく立入検査に関する知識及び技術を習得するためのJAS法、食品表示法及び農薬取締法に基づく立入検査に係る研修に加え、化学分析における不確かさ研修やISO9000審査員研修、GMPガイドライン検査員養成研修等を実施した。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり検査等業務の的確な遂行に必要な研修を計画的に実施しており、所期の目標を達成している。	
(4) 関係機関との連携 ① 国民生活センターとの連携 独立行政法人国民生活センターとの連携については、相互の協力を推進することとし、講師派遣等について両者間の連携・協力に関する合意に基づき、適切に対応する。	(4) 関係機関との連携 ① 国民生活センターとの連携 独立行政法人国民生活センターとの連携については、両者間の連携・協力に関する合意に基づき、適切に対応する。	<定性的指標> ◇ 研修・講座の開催についての連携	<主要な業務実績> ① 独立行政法人国民生活センター（以下「国セン」という。）との協定（平成23年5月17日締結）に基づく、FAMICが分析対応する事案はなかった。 なお、国センとの合意（平成20年3月3日合意）に基づきFAMICの主催する研修会の講師として国セン職員の招へい（4回）、本部に設置されたPIO-NETの端末の利用等の連携を図った。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：研修・講座の開催についての連携を適切に実施しており、目標の水準を満たしている。	
② 国際技術協力要請 独立行政法人国際協力機構等の関係機関からの国際技術協力等の要請については、国内活動及び専門家の海外派遣を行うとともに、海外からの研修員の受入れを行う。	② 国際技術協力要請 農林水産省、独立行政法人国際協力機構等の関係機関からの国際技術協力等の要請については、国内活動及び専門家の海外派遣を行うとともに、海外からの研修員の受入れを行う。	<定量的指標> ◇ 実施率：100%（専門家の派遣実施件数及び海外からの研修員の受入件数/依頼件数）	<主要な業務実績> ② JICAから技術協力専門家の派遣要請に対応し、職員を1回（1名）派遣した。また、JICAから海外研修員の受入れ要請に対応し、農薬の分析技術の習得に関する研修を1回（3名）実施した。（以上、第1-1-(2)農薬関係業務⑤の再掲） なお、日程を含む内容の策定にあたっては派遣先や研修員の要望を聞き取り、事前調整を行うことで、効率的かつ効果的な実施に努めた。 【実施率100%（2/2）】	<評定と根拠> 評定：B 根拠：要請のあった専門家の派遣及び海外からの研修員の受入実施率が100%であり、事業計画における所期の目標を達成している。	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-1	業務運営コストの削減		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省6-④ 行政事業レビューシート予算事業ID：003181

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
(1) 業務運営コストの削減 (一般管理費削減率)	3%以上の抑制	(R5年度予算額) 625,889千円	3%削減 (削減額 6,918千円)	3%削減 (削減額 6,757千円)	3%削減 (削減額 7,187千円)	3%削減 (削減額 6,957千円)	3%削減 (削減額 7,136千円)	
(業務経費削減率)	1%以上の抑制	(R5年度予算額) 747,643千円	1%削減 (削減額 7,647千円)	1%削減 (削減額 7,623千円)	1%削減 (削減額 7,585千円)	1%削減 (削減額 7,494千円)	1%削減 (削減額 7,477千円)	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
	以下の事業計画の実施にあたっては、法人の効率的な運営に資するため、人材、施設及び経費の活用において、各職員が自身の業務を点検し常に業務改善の意識を持って創意工夫に努め、効果的かつ効率的に業務に取り組むものとする。	<p><定量的指標> ○業務運営コストの削減 中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：◇小項目2(項目)×2点(B)=4点 B：基準点(4)×9/10≦各小項目の合計点(4)<基準点(4)×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 <業務の評価> 事業計画に基づき的確に実施するとともに、節電の取組など能動的に経費の削減を図った。</p>		評定
1 業務運営コストの削減 運営費交付金を充当して行う事業については、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費(合同庁舎維持等分担金及び消費者物価指数による影響額を除く。)については令和5年度比3%以上の抑制、業務経費(消費者物価指数による影響額を除く。)については令和5年度比1%以上の抑制をすることを目標に削減する。	1 業務運営コストの削減 (1) 運営費交付金を充当して行う事業について、令和5年度比で一般管理費(合同庁舎維持等分担金及び消費者物価指数による影響額を除く。)を3%以上、業務経費(消費者物価指数による影響額を除く。)を1%以上抑制することを目標に、(2)による業務の見直し及び効率化を進める。	<p><定量的指標> ◇一般管理費削減率 (合同庁舎維持等分担金及び消費者物価指数による影響額を除く。):3%以上 <定量的指標> ◇業務経費削減率 (消費者物価指数による影響額を除く。):1%以上 (ただし、新規・拡充分を除く。)</p>	<主要な業務実績> (1) 人件費を除く運営費交付金で行う事業については、予算額において令和5年度と比較すると一般管理費については3%減、業務経費については1%減となった。	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：一般管理費は令和5年度比3%減となり、計画における所期の目標を達成している。 <評定と根拠> 評定：B 根拠：業務経費は令和5年度比1%減となり、計画における所期の目標を達成している。</p>	

	<p>② 業務運営コストの縮減に当たっては、次の取組を行う。</p> <p>① 関連規程等に基づき積極的にアウトソーシングを実施する。</p> <p>② 設置している分析機器等については、その稼働状況や不具合の有無等の調査を定期的に行い、調査結果に基づいて他のセンター等への移設や他の検査等業務での有効活用を図るとともに、更新時期の延長等に資するため、効果的な保守点検を行う。</p> <p>③ 環境配慮・無駄削減推進委員会において、一般管理費について経費節減の余地がないか等の見直しを引き続き行い、無駄削減の取組目標を定め、厳格な自己評価を行う。</p>		<p>② 業務運営コストの縮減に当たっては、次の取組を行った。</p> <p>① 「アウトソーシング実施規程」に基づき、外部委託することにより業務運営の効率化に資するものとして、次に掲げる業務についてアウトソーシングを行い、業務の効率化を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農薬及びかび毒分析用混合標準液の調製作業 ・メールマガジンの配信作業・広報誌の印刷及び発送作業 ・消費者の意識アンケート調査表の発送及び回答の集計作業 <p>② 分析機器等については、稼働状況を踏まえ、センター内で集約化を実施するとともに、更新時期の延長等に資するため、点検等に係る統一的な基準である「FAMICにおける分析機器整備・管理方針」に基づき、効果的な保守点検を行った。</p> <p>③ 環境配慮・無駄削減推進委員会において、一般管理費について経費節減の余地がないか等の見直しを引き続き行い、無駄削減の取組目標を定め取り組んだ。また、令和6年12月に開催した業務管理課長会議において上半期実績を踏まえ取組の推進について意見交換するとともに、令和7年3月に令和6年度の達成状況を委員会に報告し自己評価を行った。 (表2-2-1参照)</p>		
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-2	人件費の削減等		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省6-④ 行政事業レビューシート予算事業ID：003181

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
人件費の削減	人件費 (令和5年度予算額以下)	前年度予算額	予算額：4,480,928千円 実績額：4,274,329千円	予算額：4,467,853千円 実績額：4,342,233千円	予算額：4,424,395千円 実績額：4,188,163千円	予算額：4,471,488千円 実績額：4,264,199千円	予算額：4,531,584千円 実績額：4,257,681千円	※ 予算額は、新規・拡充業務に伴う増員分及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を含む。	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
	以下の事業計画の実施にあたっては、法人の効率的な運営に資するため、人材、施設及び経費の活用において、各職員が自身の業務を点検し常に業務改善の意識を持って創意工夫に努め、効果的かつ効率的に業務に取り組むものとする。	<定量的指標> ○人件費の削減等 中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：◇小項目1(項目)×2点(B)=2点 B：基準点(2)×9/10≦各小項目の合計点(2)<基準点(2)×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 <業務の評価> 事業計画に基づき的確に実施した。		評定
2 人件費の削減等 給与水準については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえ、国家公務員の給与を参酌するとともに、役職員の給与の在り方について検証し、その検証結果や取組状況をホームページにおいて公表するとともに、総人件費を令和5年度以下とする。 また、役職員の給与改定に当たっては、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(令和5年10月20日閣議決定)に基づき適切に実施する。	2 人件費の削減等 給与水準については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえ、国家公務員の給与を参酌するとともに、役職員の給与の在り方について検証し、その検証結果や取組状況をホームページにおいて公表するとともに、総人件費を令和5年度以下とする。ただし、新規・拡充業務に伴う増員分、退職金、福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)、非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。 また、役職員の給与改定に当たっては、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(令和5年10月20日閣議決定)を踏まえ、適切に対応する。	<定性的指標> ◇人件費(令和5年度予算額以下) ただし、新規・拡充業務に伴う増員分、退職金、福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)、非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。	<主要な業務実績> 給与水準については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえ、国家公務員の給与を参酌し、国と同水準を維持しており、令和6年度のラスパイレス指数(事務・技術職員)は96.2であった。 役職員の報酬・給与等については、報酬水準の妥当性に係る検証結果や取組状況について令和5年度分までをホームページにおいて公表した。 役職員の給与改定に当たっては、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(令和6年11月29日閣議決定)等を踏まえ、役員給与規程及び職員給与規程を改正し、令和6年4月から一般職員俸給表を若年層に特に重点を置きつつ、おおむね30歳台後半までの職員にも重点を置いて全ての職員を対象に全体で平均3.0%引上げ、役員の俸給についても職員との均衡を基本として1.1%程度引上げた。併せて、諸手当についても期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の支給割合を上げるとともに、寒冷地手当の月額を11.3%引上げた。 また、長時間労働の削減については、次世代育成支援行動計画に基づき各種対策に取り組んだ。 総人件費については、常勤職員数が令和6年1月1日時点(※1)の637名から625名(令和7年1月1日時点)に減少したことにより令和5年度と比較して人件費(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利	<評定と根拠> 評定：B 根拠：人件費は令和5年度予算額以下であり、目標の水準を満たしている。	

			<p>費) 並びに非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。) が4.8%減額となった。</p> <p>(参考)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和5年度予算額 ※2</th> <th>令和6年度実績額</th> <th>削減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4,471百万円</td> <td>4,258百万円</td> <td>4.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 独立行政法人通則法第60条の規定による常勤職員数の国会報告基準日である。</p> <p>※2 新規・拡充業務に伴う増員分及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を含む。</p>	令和5年度予算額 ※2	令和6年度実績額	削減率	4,471百万円	4,258百万円	4.8%		
令和5年度予算額 ※2	令和6年度実績額	削減率									
4,471百万円	4,258百万円	4.8%									

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-3	常勤職員数の削減等		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省6-④ 行政事業レビューシート予算事業ID：003181

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
人件費の削減	令和10年度までに令和5年度を基準として常勤職員数を少なくとも7人削減	常勤職員数（628人）（育児休業代替職員を除く。）	625人	636人	621人	628人	616人		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
	以下の事業計画の実施にあたっては、法人の効率的な運営に資するため、人材、施設及び経費の活用において、各職員が自身の業務を点検し常に業務改善の意識を持って創意工夫に努め、効果的かつ効率的に業務に取り組むものとする。	<p><定量的指標></p> <p>○常勤職員数の削減等</p> <p>中項目の評定は、小項目別（◇）の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：—</p> <p>根拠：令和10年度終了後に評価するため、令和6年度においては評価せず。</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き適切に対応する。</p> <p><業務の評価></p> <p>—</p>		評定
3 常勤職員数の削減等 業務運営に必要な人員については、業務の質の低下を招かないよう配慮しつつ、引き続き業務の効率化を図り、不断の見直しを行う。その上で、常勤職員数を令和5年度以下に抑制していくこととし、令和10年度までに令和5年度を基準として常勤職員数を少なくとも7人削減する。その上で、拠点の合理化も含め、さらに常勤職員数の削減を検討する。	3 常勤職員数の削減等 業務運営に必要な人員については、業務の質の低下を招かないよう配慮しつつ、引き続き業務の効率化を図り、不断の見直しを行う。その上で、常勤職員数を令和5年度以下に抑制していくこととし、令和10年度までに令和5年度を基準として常勤職員数を少なくとも7人削減する。その上で、拠点の合理化も含め、さらに常勤職員数の削減を検討する。	<p><定量的指標></p> <p>◇常勤職員数（628人）（育児休業代替職員を除く。）</p> <p>【令和10年度限りの指標】</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>業務運営に必要な人員について、業務の質の低下を招かないよう配慮しつつ、講習会開催、講師派遣等の業務を合理化・効率化することにより、令和10年度までに令和5年度を基準として常勤職員数を少なくとも7人削減する方針を決定した。</p> <p>なお、令和6年度については、予期せぬ退職等により、一時的に令和5年度の常勤職員数を大きく下回っている。</p> <p>令和6年度常勤職員数（育児休業代替職員を除く。）：616人</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：—</p> <p>根拠：令和10年度終了後に評価するため、令和6年度においては評価せず。</p>	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-4	調達等合理化の取組		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省6-④ 行政事業レビューシート予算事業ID：003181

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
調達等合理化の取組(一者応札・応募等の改善)	一者応札・応募等の改善状況(令和4年度までは、競争性のある契約に占める一者応札・応募割合)	— (令和4年度は、42%以下)	39%	32%	23%	一者応札・応募となった契約(30件)のうち、「4. その他参考情報」に示す基準に該当しないと判断された契約は8件あった。	一者応札・応募となった契約(28件)のうち、「4. その他参考情報」に示す基準に該当しないと判断された契約は2件あった。	
調達等合理化の取組(随意契約によることができる事由の明確化)	随意契約によることができる事由の明確化	—	22件 契約監視委員会による事後評価の実施	21件 契約監視委員会による事後評価の実施	21件 契約監視委員会による事後評価の実施	25件 契約監視委員会による事後評価の実施	20件 契約監視委員会による事後評価の実施	
調達等合理化の取組(契約監視委員会における点検・見直しの状況)	契約監視委員会における点検・見直しの状況	—	いずれも事由について契約監視委員会による事後評価を受け、妥当性が確認されている。	いずれも事由について契約監視委員会による事後評価を受け、妥当性が確認されている。	いずれも事由について契約監視委員会による事後評価を受け、妥当性が確認されている。	いずれも事由について契約監視委員会による事後評価を受け、妥当性が確認されている。	いずれも事由について契約監視委員会による事後評価を受け、妥当性が確認されている。	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
	以下の事業計画の実施にあたっては、法人の効率的な運営に資するため、人材、施設及び経費の活用において、各職員が自身の業務を点検し常に業務改善の意識を持って創意工夫に努め、効果的かつ効率的に業務に取り組むものとする。	<定量的指標> ○契約の点検・見直し 中項目の評価は、小項目別(◇)の評価結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：◇小項目3(項目)×2点(B)=6点 B：基準点(6)×9/10≦各小項目の合計点(6)<基準点(6)×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 <業務の評価> 事業計画に基づき的確に実施した。		評定
4 調達等合理化の取組 調達等合理化の取組については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度策定する「調達等合理化計画」	4 調達等合理化の取組 公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を促進するため、次の取組を行う。 (1) 調達等合理化の取組については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等に基づき策定する「調達等合理化計画」を着実に実施する。	<定性的指標> ◇一者応札・応募等の改善状況* *詳細は「4. その他参考情報」に記載	<主要な業務実績> 公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を促進するため、次の取組を行った。 (1) 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等に基づき、「調達等合理化計画」を策定し実施した。(表2-3-1参照)	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり調達等合理化計画に基づく一者応札・応募の改善に取り組んだ。「4. その他参考情報」の記載を満たすことができなかった契約が2件あったが、令和5年度の8件から大きく減少した。これは、一者応	

<p>画」を着実に実施し、以下の取組を行う。</p> <p>(1) 契約については原則一般競争入札とし、一者応札・応募等の改善に不断に取り組み、</p>	<p>(2) 一般競争入札については、幅広く周知し、仕様書の見直しや公告期間を十分確保する等の改善に不断に取り組み、一層の競争性が確保されるように努める。</p>		<p>(2) 一者応札・応募の改善に資するため、これまでのメールマガジン等を活用した調達情報の提供、仕様書の見直しや公告期間を十分確保、調達要求の集約化、ホームページへの調達予定情報の早期掲載、積極的な競争参加者の発掘に加えて、配送コストを配慮し契約を履行場所（地域）ごとに分割することを検討したり、改めて仕様書を見直したりするなど改善に取り組んだ。一者応札・応募となった件数（28 件）のうち「4 その他参考情報」の記載を満たすことができなかった契約は2件あった。</p> <p>これら2件の契約についても、詳細に原因を検証し、改善に努めることとしている。</p> <p>なお、一者応札・応募となった契約については、外部有識者を交えた契約監視委員会において妥当性及び改善方策について審議及びフォローアップを行った結果、当該委員会における意見の具申や勧告はなく、当該委員会の概要をホームページで公表した。</p> <p>また、過去の不適正経理に係る再発防止強化策をはじめとする発注・検収事務に係る自己点検を行い、適切に処理されていることを確認するとともに、再発防止強化策の風化を防ぐため、各地域センター等業務管理課長等や担当者に対して当該対策の策定経緯を含め定期的に周知し、不祥事の未然防止・再発防止の再認識に努めた。</p>	<p>札・応募等の改善に不断に取り組んだ結果であり、一般競争入札について一層の競争性が確保されたことから、目標の水準を満たしている。</p>	
<p>(2) 随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」（平成26年10月1日付け総管査第284号総務省行政管理局長通知）に基づき、随意契約によることができる事由を明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。</p>	<p>(3) 随意契約については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成26年12月24日閣議決定）、「独立行政法人の随意契約に係る事務について」（平成26年10月1日付け総管査第284号総務省行政管理局長通知）に基づき、随意契約によることができる事由を明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。</p>	<p><定性的指標> ◇随意契約によることができる事由の明確化</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>(3) 随意契約については、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施するため、平成27年7月に契約事務取扱規程を改正し、随意契約による事由を明確にした「随意契約理由書」により、公平性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施するとともに、調達等合理化検討会において当該調達手続について点検を受けた。</p> <p>また、令和5年6月に策定した「調達等合理化計画」に基づき、競争性のない随意契約の事由の明確化、公正性・透明性の確保に努めた。</p> <p>この結果、競争性のない契約件数は20件であったが、いずれも取扱業者が特定され、競争の余地がないものとして、随意契約による事由を明確にし、当該事由については契約監視委員会において事後評価が行われ、その妥当性を確認した。</p> <p>(表2-3-2参照)</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B 根拠：計画のとおり調達等合理化計画に基づく随意契約における事由の明確化等に適切に取り組んでおり、目標の水準を満たしている。</p>	
<p>(3) 契約については監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会において公平性等が確保されているかの点検・見直しを行う。</p>	<p>(4) 契約については監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会において公平性等が確保されているかの点検・見直しを行う。</p> <p>(5) 調査研究業務に係る調達については、透明性を高める観点から、他の独立行政法人の優良な事例等を収集し、応用の可能性を検討する。</p>	<p><定性的指標> ◇契約監視委員会における点検・見直しの状況</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>(4) 契約監視委員会を次のとおり開催し、個々の契約案件の事後点検を受けた。</p> <p>併せて一者応札の改善方策についてフォローアップ等がなされた。</p> <p>① 令和6年5月31日：理事長が定める基準（新規の随意契約、2か年連続の一者応札・応募など）に該当する個々の契約案件（令和5年度第3～第4四半期分）の事後点検</p> <p>② 令和7年2月28日：理事長が定める基準に該当する個々の契約案件（令和6年度第1～第3四半期分）の事後点検</p> <p>(5) 調査研究業務に係る調達について、平成23年2月に開催された「研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議（関係府省）」及び「同検証会議（関係法人）」における検討内容の情報収集を行うとともに、FAMICでの</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B 根拠：契約監視委員会の点検結果、フォローアップ内容を踏まえ、調達合理化を着実に推進しており、目標の水準を満たしている。</p>	

			応用の可能性について検討を行った結果、新たに応用できる事例は見受けられなかった。		
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

※ ①及び②を満たすこと。

① 一者応札・応募等がないこと。
ただし、以下のアからエに該当する場合を除く。
ア 「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知)記の1. (2)②ロ(ロ)に掲げる公募を行った契約であって、その公募の結果一者応募となったもの
イ 次年度契約を行わないことが明らかなもの
ウ 研究開発に係る契約であって、研究目標達成のため次年度以降も契約の相手方が同一と見込まれるもの
エ 前々年度(同一の年度に数次にわたって契約を行っているものについては、前々回。)の契約において一者応札・応募等となり、かつ、契約監視委員会の審査を経た一者応札・応募等の改善策を実施したにもかかわらず、前年度の入札の結果一者応札・応募等となったものであって、改善の余地が見込まれないとして契約監視委員会の承認を得たもの

② 契約監視委員会における意見の具申又は勧告がないこと。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-5	情報システムの整備及び管理		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省6-④ 行政事業レビューシート予算事業ID：003181

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
情報システムの整備及び管理	PMOの設置等の検討状況	—	—	—	令和5年4月1日からPMOを設置することとした。	—	—	
	情報システムの整備及び管理の取組	—	—	—	—	PMOを設置し、適切に運用	PMOを設置し、適切に運用	
情報システムの整備及び管理(情報システム整備に係る投資対効果の精査結果)	情報システム整備に係る投資対効果の精査結果	—	—	—	投資対効果を精査し、法人文書管理システムを導入し、令和5年度から運用できるようにした。	—	—	
情報システムの整備及び管理(クラウドサービスの活用実績)	クラウドサービスの活用実績	—	—	—	勤怠管理システム、法人文書管理システムに加え、クラウド型業務アプリ開発ツールを導入し、令和5年度から運用できるようにした。	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
		<p><定量的指標></p> <p>○情報システムの整備及び管理中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：◇小項目1(項目)×2点(B)=2点</p> <p>B：基準点(2)×9/10≦各小項目の合計点(2)<基準点(2)×12/10</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。</p> <p><業務の評価></p> <p>事業計画の所期の目標を達成した。</p>		評定
5 情報システムの整備及び管理 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備	5 情報システムの整備及び管理 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備	<p><定性的指標></p> <p>◇情報システムの整備及び管理の取組状況</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>PMOの運用について、FAMIC LANシステムを構成するサーバ更新に関する令和7年度当初予算要求及び令和6年度補正予算要求作業においてPJMOに対して助言を行うなど適切に運用した。</p> <p>また、情報システムの整備及び管理に関する委員会において長期的な情報システムの整備方針を決定するに当たり、PJMOに対して助言を行うなど適切に運用した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：PMOはPJMOに対して助言を行うなど適切に運用しており、目標の水準を満たしている。</p>	

<p>備及び管理を行うとともに、情報システムの整備及び管理を行う PJMO を支援する PMO を適切に運用する。</p>	<p>管理を行う PJMO を支援する PMO を適切に運用し、必要に応じ運用体制の見直しを行う。</p>				
---	---	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p></p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3-1	保有資産の見直し等		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省6-④ 行政事業レビューシート予算事業ID：003181

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
保有資産の見直し等	保有資産の見直し状況	—	保有資産の維持	保有資産の維持	保有資産の維持	保有資産の維持	保有資産の維持	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
		<p><定量的指標> ○保有資産の見直し等 中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：◇小項目1(項目)×2点(B)=2点 B：基準点(2)×9/10≦各小項目の合計点(2)<基準点(2)×12/10</p> <p><課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。</p> <p><業務の評価> 事業計画に基づき的確に実施した。</p>		<p>評定</p>
<p>1 保有資産の見直し等 保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」(平成26年9月2日付け総管第233号総務省行政管理局長通知)に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこととする。</p>	<p>4 保有資産の見直し等 保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」(平成26年9月2日付け総管第233号総務省行政管理局長通知)に基づき、保有の必要性を確認し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこととする。</p>	<p><定性的指標> ◇保有資産の見直し状況</p>	<p><主要な業務実績> 保有資産の見直し等については、保有している庁舎及びその敷地3か所(農薬検査部、神戸センター、福岡センター)、ほ場1か所(岩槻ほ場)、分析機器等について、利用・稼働状況に係る調査を実施し、保有の必要性の見直しを行った。 また、令和5年度に取得した名古屋センター移転のための建物及び敷地については、令和7年度において改修工事を実施し、新庁舎として使用する予定である。 (表3-1-1参照) なお、宿舍及び福利厚生施設は保有していない。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり保有資産の必要性について見直ししており、目標の水準を満たしている。</p>	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3-2	自己収入の確保		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省6-④ 行政事業レビューシート予算事業ID：003181

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
自己収入の確保	自己収入確保の状況	—	・講習会の実施 ・講師派遣の周知・広報 ・保有特許の周知・広報 ・手数料の見直し	・講習会の実施 ・講師派遣の周知・広報 ・保有特許の周知・広報 ・手数料の見直し	・講習会の実施 ・講師派遣の周知・広報 ・保有特許の周知・広報 ・手数料の見直し	・講習会の実施 ・講師派遣の周知・広報 ・保有特許の周知・広報 ・手数料の見直し	・講習会の実施 ・講師派遣の周知・広報 ・保有特許の周知・広報 ・手数料の見直し	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
		<p><定量的指標> ○自己収入の確保</p> <p>中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠> 評定：A 根拠：◇小項目1（項目）×3点（A）=3点 A：基準点（2）×12/10≤各小項目の合計点（3）</p> <p><課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。</p> <p><業務の評価> 計画に基づき、自己収入を確保するための確に取組を実施したことに加え、それらの取組から想定以上の効果が得られている。</p>		評定
<p>2 自己収入の確保</p> <p>FAMICの事業の目的を踏まえつつ、依頼に基づく検査及び講師の派遣等について適切に対応するとともに、受託収入の獲得、受益者の負担の水準について不断の見直しを図ること等により、自己収入の確保に努める。また、令和10年度までに令和5年度を基準として自己収入を100%以上増加する。</p>	<p>5 自己収入の確保</p> <p>令和10年度までに令和5年度を基準として自己収入を100%以上増加するため、次の取組を行う。</p> <p>(1) 主催講習会の実施については、ニーズの把握に努め、適切に実施する。</p> <p>(2) 事業者、生産者、都道府県等からの依頼に基づく検査及び講師派遣等について、ホームページ、メールマガジン、広報誌等を通じて周知・広報を行う。</p> <p>(3) 業務内容の検討・見直しを行う際は、受益者負担の適正化等を念頭に自己収入の獲得可能性を考慮して実施するように努め、必要に応じて関係規程類を改定する。</p> <p>(4) FAMICの技術力を活かした受託業務の獲得・実施に努める。</p> <p>(5) 手数料の見直しを行い、必要に応じて改定する。</p> <p>(6) 寄付金の申し出があった場合には、当該申出者とFAMICの業務との関係に留意して適切に対応する。</p>	<p><定量的指標> ◇自己収入確保の状況</p>	<p><主要な業務実績> 自己収入を確保するため、次の取組を行った。</p> <p>(1) 主催講習会については、アンケート調査や聞き取りによりニーズを把握し適切に実施した。</p> <p>(2) 事業者等が主催する講習会へ有料で講師派遣を行っていること等について、引き続きホームページ、メールマガジン等を通じて周知・広報を行った。</p> <p>(3) 受益者負担の適正化等、自己収入の獲得可能性を考慮し業務内容の検討を行い、業務方法書、関係規程類等を改定した。</p> <p>(4) FAMICの技術力を活かし、集成材JASの同等性能確認、受託調査分析、研究推進委員事業を受託した。</p> <p>(5) 手数料算定方法について、実態に合わせた徴収ができるよう再見直し、最新の根拠資料に基づいて人件費相当額を改定した。改定についてホームページに掲載し、周知を図った。</p> <p>(6) 寄付の申出については該当する事案はなかった。</p> <p>また、スキームオーナーからの評価依頼業務についての受託</p>	<p><評定と根拠> 評定：A 根拠：新たな業務受託のシーズやニーズを発見し、新規の有料の講習会を企画したり、効率的に研究業務の受託ができるよう規程類を改正したりするなど、速やかに自己収入の倍増に向けた体制を整備し、一部運用を開始した。また、準備にかかる経費等を反映するよう改正した手数料要領を適切に運用した結果、業務関係の収入は</p>	

			<p>業務として、次年度から（一財）食品安全マネジメント協会が運用する食品安全マネジメント規格（JFS-A/B認証プログラム）の監査会社に対する定期審査業務を新たに展開するための体制を構築した。</p> <p>【特筆事項等について（創意工夫等）】</p> <p>(3)について、都道府県職員等の受益者に対し、新規で有料で行う業務、無料で実施していたものを有料化する業務について洗い出し、スムーズな導入ができるよう、それぞれの業務の関係機関への周知を行った。また、引き続きこれらの業務を増やしていくため、次年度以降の受託を念頭に、FAMICの技術や知識等のシーズ、関係機関のニーズを確認し、これら業務の受託のための体制整備等の準備をする等検討を進めた。</p> <p>(4)のうち、研究業務の受託に関しては、より効率的に業務を受託できるよう、内部手続を簡素化するよう規程等を改訂し運用した。また、新たな研究資金に応募できるよう、関係規程や体制等を検討した。</p> <p>(5)について、依頼に基づく業務の手数料の算定は、準備に係る経費、間接的に係る経費等を適切に反映するよう改定し、運用した。これらは前年度からの大幅な改定となったため、スムーズな受入を目指し、依頼者への説明、調整等について丁寧に行うことで混乱を防いだ。</p> <p>これらの結果、増収に向けた取組が困難な資産等売却収入等を除いた収入は令和5年度比116.3%となった。</p> <p>新規に有料で行った業務は以下のとおり。(①については第1-1-(2) 農業関係業務⑤の再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①農薬GLP講習会の新規開催 ②既存の講習会の有料化等 ③食用昆虫中の有害物質の分析等の受託 	<p>約750万円の増収となった。これらのことは、今度の自己収入の倍増に大きく貢献しており、目標の水準を上回る成果が得られている。</p>
--	--	--	--	---

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3-3	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省6-④ 行政事業レビューシート予算事業ID：003181

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組	経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組	—	経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組の実施	経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組の実施	経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組の実施	経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組の実施	経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組の実施	
法人運営における資金の配分状況	法人運営における資金の配分状況	—	適切に資金を配分した。	適切に資金を配分した。	適切に資金を配分した。	適切に資金を配分した。	適切に資金を配分した。	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
		<p><定量的指標> ○予算、収支計画及び資金計画 中項目の評定は、小項目別（◇）の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：◇小項目2（項目）×2点（B）=4点 B：基準点（4）×9/10 ≤ 各小項目の合計点（4） < 基準点（4）×12/10</p> <p><課題と対応> 引き続き適切に対応する。</p> <p><業務の評価> 事業計画に基づき的確に実施した。</p>		評定
—	<p>1 予算 2 収支計画 3 資金計画</p>	<p><定性的指標> ◇経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組</p>	<p><主要な業務実績> 令和6年度においても予算の執行を適切に行い、令和5年度に引き続き、業務経費、一般管理費の削減に取り組んだ。（財務諸表等参照）</p> <p>独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、令和6年度の財務諸表等について監査法人による監査を受けた。その結果、会計報告については準拠すべき会計基準に従い適正に処理されていること、また、財務状況、運営状態等に関する情報が正しく表示されていることが確認された。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組を実施した。</p>	
	—	<p><定性的指標> ◇法人運営における資金の配分状況</p>	<p><主要な業務実績> 平成27年度から行政執行法人へ移行し、単年度管理型の経理となったことから、予算不足が生じないように定期的に執行状況を把握するとともに、適切かつ効率的な資金配分を行った。（表3-3-1参照）</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：適切に資金を配分した。</p>	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3-4	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政 事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
短期借入金の限度額	法人の短期借入金について、借入に至った理由及び使途、金額及び金利、返済の見込み	—	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
		<定量的指標> ○短期借入金の限度額 中項目の評定は、小項目別（◇）の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定：— 根拠：実績がないため評価せず。 <課題と対応> 引き続き適切に対応する。 <業務の評価> —		評定
—	第4 短期借入金の限度額 令和6年度：9億円 （想定される理由） 運営費交付金の受入れが遅延 公務災害及び通勤災害が発生した場合の災害補償費の借入れ	<定性的指標> ◇法人の短期借入金について、借入に至った理由及び使途、金額及び金利、返済の見込み	<主要な業務実績> 該当する事案はなかった。	<評定と根拠> 評定：— 根拠：実績がないため評価せず。	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-1	職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省6-④ 行政事業レビューシート予算事業ID：003181

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
職員の人事に関する計画 (人材確保・育成の状況)	人材確保・育成の状況	—	人材確保・育成方針を策定した。	人材確保・育成方針を踏まえ取組を実施した。	人材確保・育成方針を踏まえ取組を実施した。	人材確保・育成方針を踏まえ取組を実施した。	人材確保・育成方針を踏まえ取組を実施した。	
職員の人事に関する計画 (人事評価システムによる評価の実施、システムの見直し)	人事評価システムによる評価の実施、システムの見直し	—	人事評価システムによる評価を実施した。	人事評価システムによる評価を実施した。	人事評価システムによる評価及びシステムの見直しを実施した。	人事評価システムによる評価を実施した。	人事評価システムによる評価を実施した。	
職員の人事に関する計画 (女性登用の促進状況)	女性管理職登用の状況	—	①役員に占める女性の割合は16.7% ②管理職に占める女性の割合は4.7%	①役員に占める女性の割合は16.7% ②管理職に占める女性の割合は6.9%	①役員に占める女性の割合は16.7% ②管理職に占める女性の割合は6.0%	①役員に占める女性の割合は16.7% ②管理職に占める女性の割合は5.8%	①役員に占める女性の割合は16.7% ②管理職に占める女性の割合は6.8%	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
		<p><定量的指標> ○職員の人事に関する計画 中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：◇小項目3（項目）×2点（B）=6点 B：基準点（6）×9/10 ≤ 各小項目の合計点（6） < 基準点（6）×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 <業務の評価> 事業計画に基づき的確に実施した。</p>		<p>評定</p>
1 職員の人事に関する計画 従前から実施している関係法令に基づいた業務に加え、農林水産行政の見直し	2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） 従前から実施している関係法令に基づいた業務に加え、農林水産行政の見直しに対応した国からの	<p><定性的指標> ◇人材確保・育成の状況</p>	<p><主要な業務実績> ・人材確保のため、Webを活用した業務説明会の開催等によりFAMICをPRし、農学、化学等の試験区分の国家公務員合格者から、12名の新規採用者を確保するとともに、職員の年齢層の平準化を図るため3名の選考採用（係長級）を確保した。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：人材確保・育成方針を踏まえ、人材確保及び育成の取組を行っており、目標の水準を満たしている。</p>	

<p>に対応した国からの要請等に確実に応え、業務の円滑な推進を図るため、計画的な人事交流や研修等により職員の資質向上を図る等、必要な人材を確保・育成する取組を推進する。</p> <p>FAMICの人事評価システムにより職員個々の能力や実績等を的確に把握して適材適所の人材配置を行い、職員の意欲向上、能力の最大化を図る。</p>	<p>要請等に確実に応え、業務の円滑な推進を図ることを目的に必要な人材の確保・育成を推進するため、人材確保・育成方針を踏まえ次の取組を行う。</p> <p>なお、FAMICの人事評価システムにより職員個々の能力や実績等を的確に把握して適材適所の人材配置を行い、職員の意欲向上、能力の最大化を図る。</p> <p>(1) 適切かつ効率的な業務運営を図るため、業務の重点化及び効率化を行うとともに、適切な要員、人事配置を行う。</p> <p>(2) 人事交流については、農林水産省等と計画的に実施することとし、諸事情に即し、一方に偏らないことを基本とする。</p> <p>(3) 職員の採用に当たっては、人事院が行う学生への説明会、大学等が行う就職説明会等への参加や、インターネット等を活用した広報活動とともに、分析の基礎的能力、農林水産物や食品、農業生産資材に関する専門的知識等を有する農学、化学等及び行政の試験区分の国家公務員試験合格者等から採用する。</p>	<p><定性的指標> ◇人事評価システムによる評価の実施、システムの見直し</p>	<p>・人材育成のため、FAMIC主催の階層別研修を8つ開催し220名が参加した。また、人事院等主催の12の研修に24名参加させた。</p> <p><主要な業務実績> 職員の人事については、本人の希望等も尊重しつつ、人事評価システムによる評価を実施することにより職員それぞれの能力や実績を総合的に判断し、人材配置を行った。また、令和6年4月期人事異動において、人事ルールの部門間異動（異動先部門における人事評価結果を踏まえ自部門に戻る際に部門間異動者として昇任させるもの。）により4名を昇任させる人事企画を行い、意欲向上等を図った。（部門間異動適用者は職員に公表。）</p> <p>人事評価システムについては、検証を行った結果、令和6年度において、見直しはなかった。</p> <p>(1) 適切な要員・人事配置 適切かつ効率的な業務運営を図るため、本部及び地域センター等の全ての業務部門においてスタッフ制を採用し、業務の進捗状況や内容の変化等に対応した職員の集中的かつ機動的な配置を実施した。</p> <p>令和6年度の常勤職員数は625名（令和7年1月1日）となり、前年度637名（令和6年1月1日）から12名減少した。減少した理由としては、予期せぬ自己都合退職者が増加したためである。</p> <p>(2) 人事交流 職員のスキルアップや視野を広げる等組織の活性化や業務の円滑な推進を図るため、国の機関や他の法人等との人事交流を一方に偏らないよう計画的に実施した。（転出34名、転入36名）</p> <p>(3) 新規採用及び選考採用 Webを活用した業務説明会の開催等によりFAMICをPRし、農学、化学、行政等の試験区分の国家公務員合格者から、12名の新規採用者を確保するとともに3名の選考採用を確保した。（再掲）</p>	<p><評価と根拠> 評価：B 根拠：計画のとおり人事評価システムによる評価及び見直しの検証を実施しており、目標の水準を満たしている。また、人事ルール等の特例措置により昇任させる人事企画を行い、職員の職務への意欲向上や能力の最大化に繋がる取組を行った。</p>	
<p>「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）を踏まえ、女性の積極的な採用、育成及び登用のための取組を推進する。</p>	<p>(4) 女性登用の促進については、「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）を踏まえ、女性の積極的な採用、育成及び登用のための取組を行う。</p>	<p><定性的指標> ◇女性登用の促進状況</p>	<p><主要な業務実績> (4) 女性登用の促進 管理職の女性登用については、農林水産省との人事交流による女性管理職員の増減は見通せないものの、今後の管理職の定年退職予定者を見越して、登用対象者を把握し、管理職登用に向けた土台作りが必要であることから、管理職登用の可能性がある女性職員に対し意識啓発のため人事院主催の女性登用候補者層を拡大することを目的とした研修への参加（4名参加）を促した。また、各部門人事担当部長が連携し、農林水産本省、地方農政局等の人事担当と人事交流の調整を行い、管理職への女性登用の人事企画に努め、6名を配置した。</p> <p>さらに令和6年度は次の取組を行い、男女ともに活躍できる職場風土及び意識改革等を図った。</p>	<p><評価と根拠> 評価：B 根拠：女性管理職候補者の拡大のための研修参加の促進とともに、男女ともに活躍できる職場環境作り及び意識改革等の取組を行い、短期及び中長期的な取組により、女性管理職の登用拡大のための取組を積極的に行っており、目標の水準を満たしている。</p>	

			<ul style="list-style-type: none"> ・仕事と家庭の両立のための支援制度を周知するために両立支援制度に関する研修(e-ラーニング)を実施し、仕事と家庭の両方で男性と女性ともに貢献できる職場風土の醸成を図った。 ・より女性が働きやすい職場作りのため、女性職員の活躍に繋がるワークライフバランスに関する座談会(Webを使用することにより、参加を希望する全国の女性職員を対象)を実施した。 ・育児休業の取得促進を図るため育児休業取得者の意見や実体験を反映した「FAMIC育児休業取得ハンドブック」を作成した。 ・令和7年度の階層別研修においても引き続き、ワークライフバランス推進に関する講義を盛り込み、組織全体に広く浸透する研修計画を策定した。 		
--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-2	内部統制の充実・強化		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省6-④ 行政事業レビューシート予算事業ID：003181

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
① 運営基本理念、運営方針、行動方針、コンプライアンス基本方針等の見直し状況	運営基本理念、運営方針、行動指針、コンプライアンス基本方針等の見直し	—	「行動理念」及び「行動方針」を、「運営基本理念」、「運営方針」、「行動指針」として改訂	内部統制委員会を1回開催	内部統制委員会を1回開催	内部統制委員会を1回開催	内部統制委員会を1回開催	
② リスク評価の実施状況、当該リスク評価に基づく低減策の検討状況	リスク評価の実施状況、当該リスク評価に基づく低減策の検討	—	行動理念及び行動方針の改定、リスク管理委員会を4回開催	リスク管理委員会を2回開催	リスク管理委員会を2回開催	リスク管理委員会を6回開催	リスク管理委員会を2回開催	
③ ガバナンスの確保及び法令遵守状況	ガバナンスの確保、法令遵守	—	役員会14回開催、コンプライアンス委員会2回開催	役員会17回開催、コンプライアンス委員会2回開催	役員会17回開催、コンプライアンス委員会1回開催	役員会22回開催、コンプライアンス委員会3回開催	役員会18回開催、コンプライアンス委員会3回開催	
④ 監事監査の体制の整備及び内部監査の実施状況	監事監査の体制の整備、内部監査の実施	—	監事会7回開催、内部監査を適切に実施	監事会6回開催、内部監査を適切に実施	監事会4回開催、内部監査を適切に実施	監事会3回開催、内部監査を適切に実施	監事会10回開催、内部監査を適切に実施	
⑤ 法人文書の管理、情報の公開及び個人情報の保護に関する対応状況	法人文書の管理、情報の公開及び個人情報の保護に関する対応	—	法人文書管理規則等の改正、e-ラーニングによる研修を実施	法人文書管理規則等の改正、e-ラーニングによる研修を実施	法人文書管理規則等の改正、e-ラーニングによる研修を実施	法人文書管理規則等の改正、e-ラーニングによる研修を実施	法人文書管理規則等の改正、e-ラーニングによる研修を実施	
⑥ 事故及び災害の未然防止に係る体制の整備	事故及び災害の未然防止に係る体制の整備	—	労働安全衛生マネジメントシステム手順書の改正(本部、地域センター等)	労働安全衛生マネジメントシステム手順書の改正(本部、地域センター等)	労働安全衛生マネジメントシステム手順書の改正(本部、地域センター等)	労働安全衛生マネジメントシステム手順書の改正(本部、地域センター等)	労働安全衛生マネジメントシステム手順書の改正(本部、地域センター等)	
⑦ 環境負荷の低減に資する物品調達状況	環境負荷の低減に資する物品調達	—	環境物品等の調達目標の設定・実施	環境物品等の調達目標の設定・実施	環境物品等の調達目標の設定・実施	環境物品等の調達目標の設定・実施	環境物品等の調達目標の設定・実施	
⑧ 防災体制等の見直し状況	防災体制等の見直し	—	防災訓練の実施、防火・防災管理規則の改正(本部)	防災訓練の実施、防火・防災管理規則の改正(本部)	防災訓練の実施、防火・防災管理規則の改正(本部)	防災訓練の実施、防火・防災管理規則の改正(本部)	防災訓練の実施	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
<p>2 内部統制の充実・強化 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実行するほか、業務運営の阻害要因の除去・低減、業務改善の機会逸失防止及び労働安全衛生に係るリスク管理に取り組むなど、内部統制システムの更なる充実・強化を図る。</p>	<p>4 その他年度目標を達成するために必要な事項 ① 内部統制の充実・強化 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実行するほか、業務運営の阻害要因の除去・低減はもとより業務改善の機会逸失防止や労働安全衛生に係るリスク管理に取り組むとともに、内部監査実施方法を検証し、必要に応じて見直しを行うなど、内部統制システムの更なる充実・強化を図るため、次の取組を行う。</p>	<p><定量的指標> ○内部統制の充実・強化 中項目の評定は、小項目別（◇）の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：◇小項目7（項目）×2点（B）＋小項目1（項目）×1点（C）＝15点 B：基準点（16）×9/10≦各小項目の合計点（15）＜基準点（16）×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 <業務の評価> 事業計画に基づき内部統制を継続的かつ有効に機能させるため、内部統制システムの充実・強化を図った。</p>		<p>評定</p>
<p>① 運営基本理念、運営方針、行動指針、コンプライアンス基本方針等内部統制推進上の基本的な方針や規程類について、内部統制に係る活動の体系的な実施の観点から、必要に応じ見直しを行う。</p>	<p>① 運営基本理念、運営方針、行動指針、コンプライアンス基本方針等内部統制推進上の基本的な方針や規程類について、内部統制に係る活動の体系的な実施の観点から、必要に応じ見直しを行う。</p>	<p><定性的指標> ◇運営基本理念、運営方針、行動指針、コンプライアンス基本方針等の見直し状況</p>	<p><主要な業務実績> 理事長のリーダーシップの下で効率的・効果的な業務運営を推進するため、次の取組を通じ内部統制の更なる充実・強化を図った。 ① 内部統制の一層の充実を図るため、内部統制委員会からリスク管理委員会に対して、物価高騰、DX、農業再評価、名古屋センターの入居する名古屋農林総合庁舎の廃止、情報漏えい等に係るリスク低減の対応を明確に指示するなど、内部統制の推進を図った。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：計画に基づき内部統制を推進するため、理事長のリーダーシップの下、内部統制委員会を開催し、リスク管理委員会に対して各事項のリスク低減の対応を指示するなどにより内部統制の推進を図っており、目標の水準を満たしている。</p>	
<p>② 業務実施上のリスクについて、識別、評価、管理を適切に行うため、必要に応じ規程類及びリスク管理体制の見直しを実施する。</p>	<p>② 業務実施上のリスクの識別、評価、管理を適切に行うため、必要に応じ関係規程類及びリスク管理体制の見直しを実施する。</p>	<p><定性的指標> ◇リスク評価の実施状況、当該リスク評価に基づく低減策の検証状況</p>	<p><主要な業務実績> ② 業務実施上のリスクの識別、評価、管理を適切に行うため、リスク管理委員会を2回開催して各内部統制推進責任者によるリスク管理の実施状況等について審議するとともに、令和6年度のリスク管理活動の運営体制及びリスク管理の実施手順を策定した。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：リスクの識別、評価、管理については、役員のリーダーシップの下、リスク管理活動の運営体制及びリスク管理の実施手順に基づき行うとともに、リスクへの対応実績及び実績に対する評価をリスク管理表に記録し、役職員へ周知を図っており、目標の水準を満たしている。</p>	

<p>③ 業務運営に関する重要事項については定期的に役員会において審議・報告し、適切なガバナンスを確保する。</p> <p>また、役員会における指示・伝達事項を Web 会議システム等を通じて地域センター等も含め適切、迅速に周知徹底を行う。</p> <p>さらに、役職員の法令遵守を徹底するため、コンプライアンス委員会での審議結果等を踏まえ、役職員への周知徹底を行う。</p>	<p>③ 業務運営に関する重要事項については、適切なガバナンスを確保するため定期的に役員会を開催し、審議・報告を行う。</p> <p>また、役員会における指示・伝達事項を Web 会議システム等を通じて地域センター等も含め適切、迅速に周知徹底を行う。</p> <p>さらに、役職員の法令遵守については、コンプライアンス委員会での審議結果等を踏まえ、各種会議や研修の機会、グループウェア等を通じて、コンプライアンス基本方針等の周知徹底を行う。</p>	<p><定性的目標> ◇ガバナンスの確保及び法令遵守状況</p>	<p><主要な業務実績> ③ 役員会を 18 回開催し、法人運営に関する重要事項について審議・決定し各部長等に指示を行った。</p> <p>また、Web 会議システムを活用した役員・所長等会議を 11 回開催し、役員会における組織、管理、経理及び業務等に関する決定事項等について、迅速な周知徹底を行った。</p> <p>コンプライアンス委員会において令和 5 年度のコンプライアンス推進状況の報告、令和 6 年度のコンプライアンス推進の取組についての審議を行った。</p> <p>審議の結果を踏まえ、コンプライアンスに関する研修・教育の実施及びコンプライアンスに関する意識啓発を図ることとした。具体的には、階層別研修において、FAMIC 運営基本理念やコンプライアンス基本方針等のコンプライアンスに関する講義の実施、役員・所長等会議における幹部職員を対象とした理事長講話によるコンプライアンス遵守の徹底を図るとともに、全役職員に対して機会ある毎に国家公務員倫理及び服務規律の遵守、交通事故・違反の防止等について、グループウェア等を通じて周知徹底を図った。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり役員会を開催しガバナンスを確保している。また、役職員への法令遵守を徹底するため、コンプライアンス委員会での審議結果等を踏まえた役職員への周知徹底をしており、目標の水準を満たしている。</p>	
<p>④ 監事監査の実効性を担保するため、体制整備を行う。</p> <p>また、業務運営(会計を含む)の横断的な点検を行うため、内部監査を行う。</p>	<p>④ 監事監査の実効性を担保するため、必要に応じ、監事と内部監査実施部門及び会計監査人の連携に関する実施体制の見直しを行う。</p> <p>また、業務運営(会計を含む)の横断的な内部監査を、理事長直属の組織である業務監査室において行う。また、監査能力の維持・向上を図るため、必要に応じて内部監査に関する研修を実施する。</p>	<p><定性的目標> ◇監事監査の体制の整備及び内部監査の実施状況</p>	<p><主要な業務実績> ④ 監事補佐として、業務監査室の職員 2 名を指名し、引き続き監事監査の体制を維持するとともに、監事との連携強化を図り、監事監査、監事会等に係る事務を行った。なお、監事会(10 回開催)では、監事間で監事調査に関して意見交換が行われた。また、監事監査にあたっては監事が内部監査部門、業務実施部門等から説明又は報告を受けた。</p> <p>監事と会計監査人が実施した、令和 6 年度の監査に関する意見交換に業務監査室も参加するなど相互の緊密な連携を図った。</p> <p>業務運営(会計を含む)の横断的な内部監査を、理事長直属の組織である業務監査室がリスクアプローチにより監査重点項目を抽出した上で実施した。</p> <p>内部監査では軽微な不適合 5 件(①一部の検査機器において、管理対象文書外のマニュアルにより管理・運用されており、日常点検記録等を品質管理者等に未報告、②産業廃棄物の保管場所において、法令で定める保管施設の掲示板を未掲示、③一部の単価契約に関して、入札執行調書を起案用紙に代えて発議し、契約責任者の決裁をもって契約を締結、④一部の随意契約を、随意契約登録者名簿に登録されていない業者と締結(2 か所の被監査部門で確認))を検出し、必要な再発防止策を図った。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり監事監査の実効性を担保するための体制の整備を行うとともに、役員直属の組織が内部監査を実施しており、目標の水準を満たしている。</p>	
<p>⑤ 法人運営の透明性を確保するため、公文書等の管理に関する法律(平成 21 年法律第 66 号)、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)及び個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)に</p>	<p>⑤ 法人運営の透明性を確保するため、公文書等の管理に関する法律(平成 21 年法律第 66 号)、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)及び個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第</p>	<p><定性的目標> ◇法人文書の管理、情報の公開及び個人情報の保護に関する対応状況</p>	<p><主要な業務実績> ⑤ 公文書等の管理に関する法律(平成 21 年法律第 66 号)、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)及び個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)の目的等について、e-ラーニング及び研修資料を用いた自己学習により周知徹底した。</p> <p>また、法人文書の適正な管理のため、法人文書管理規則等を</p>	<p><評定と根拠> 評定：C 根拠：個人情報に係る情報漏えい事案が 2 件発生したことから、目標の水準を満たしていない。</p>	

<p>に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を行う。</p>	<p>57号)に基づき、法律の目的等について職員への周知徹底を行う。</p>		<p>改正した。</p> <p>なお、令和6年度において、個人情報に係る情報漏えい事案が2件発生したことから、農林水産省関係部局に報告した。概要については次のとおり。</p> <p>ア PDFファイルの誤作成による個人情報の誤送信、出張中のバッグ紛失事案が発生</p> <p>(7) 業者A社に返信するPDFファイルに、同時作業中であった業者B社に返信するPDFファイルを誤って結合し、結果、A社に対しB社の担当者の所属及び氏名等が記載されたPDFファイルを送信した事案が発生した。</p> <p>(4) 出張中の電車において、網棚に課の出張用PC、出張資料(前回の議事録等)、名刺及び職員の通行証が入ったバッグを置いていたところ、過度な混雑のため車外にはじき出されたことによるバッグの紛失事案が発生した。ただし、翌日にはバッグの中身はすべて揃った状態で発見、回収した。</p> <p>(主な再発防止策)</p> <p>(7) PDFファイルの誤作成による個人情報の誤送信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者へ施行文送付以外でPDF送付などを行っている作業の洗い出しを行い、接受の返信については鑑のページのみとするよう課内に指示した。 ・メール申請に対して、印刷、接受印を押し、そのスキャンを返信するサービスを本年8月より原則廃止(ただし、紙書類による申請で、接受印を押しした副本の返送を求められた場合の対応は従前のとおり)した。 <p>(4) バッグ紛失事案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出張等によって個人情報を含む業務に関連する書類、PC等を外部へ持ち出す場合は、肌身離さず持ち歩くよう周知徹底を図った。 <p>さらに再発防止策の有効性を検証するため、管理者によるフォローアップを行った。</p>		
<p>⑥ 労働災害及び健康障害を未然に防止するため、労働安全衛生マネジメントシステム(OSHS)により、職場における職員の安全と健康の確保及び増進に対する取組を一層推進する。</p>	<p>⑥ 職員の安全と健康の確保及び増進のため、安全衛生委員会による職場点検、健康診断やストレスチェックなどの安全衛生活動をOSHS手順書により実践し、労働安全の保持及び職員の心身両面の健康管理の充実に取り組む。</p>	<p><定性的指標></p> <p>◇事故及び災害の未然防止に係る体制の整備</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>⑥ 本部及び地域センター等においては、各事業場の状況を踏まえOSHS手順書を改正し、手順書の充実に取り組んだ。また、安全確保の取組として安全衛生委員会による職場点検の実施、健康保持増進の取組としてストレスチェックを実施した。ストレスチェックの結果、高ストレス者と判定された職員のうち、産業医が面接指導を必要とした職員で、面接指導を希望する全ての職員に対し面接指導を実施した。</p> <p>他方、神戸センターで発生したフッ化水素酸による災害(両手手の平の化学熱傷)を受け、役職員に不浸透性保護具の選択・使用を含め注意喚起を行い、安全衛生委員会にも報告した。</p> <p>1 発生原因</p> <p>(1) 被災者は、元素分析のためフッ化水素酸を含む分解液の蒸発・乾固をドラフト室で実施中、事務所へ戻るために手袋(塩化ビ</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：計画のとおりOSHS手順書に基づき安全衛生活動を実践するとともに安全衛生委員会等を活用し安全確保に努めており、目標の水準を満たしている。</p>	

			<p>ニル樹脂製を二重に装着)を外し、ドラフト室での作業再開時に、先に外した手袋の表裏を逆に装着してしまったこと。</p> <p>(2) 手袋を外す直前に、手袋をした手を水洗いしたが、洗浄が不十分(指の部分を洗ったのみ)であったこと。</p> <p>(3) 手袋は二重のまま裏返して外したが、二重のままでは装着が難しかったことから、装着は1枚ずつ行ったため、外側で使用した面が内側に装着していることに気付かず、ドラフト室での蒸発・乾固及び無機成分分析室での器具類片付け作業を続けたこと。</p> <p>2 被災者の状況</p> <p>(1) ドラフトチャンバー内で作業中に、両手の手の平が白くなっていることに気づき、直ちに流水で洗い、グルコン酸カルシウムゼリーを塗る対処を行った。</p> <p>(2) その後、病院を受診、採血検査の結果、異常は認められないとのことであった。医師からは処置(カルシウムゼリーの塗布)が早かったため、大事に至らずに済んだとの説明があった。</p> <p>3 再発防止対策の実施状況</p> <p>(1) フッ化水素酸を使用する際の統一された取扱い(表示監視部長から周知)について、課員に周知した。</p> <p>(2) フッ化水素酸使用時に使用する高い耐薬品性能のある手袋等を購入し、防護具を整えた。</p> <p>(3) 上記(1)を補足するためのフッ化水素酸を取り扱う作業の詳細(表示監視部鑑定課長及び表示監視部技術研究課長から周知)について、職員に周知した。</p> <p>3 再発防止対策の効果、当該防止対策の継続等</p> <ul style="list-style-type: none"> フッ化水素酸を使用した分析は、事故後再発防止対策に従って3回分析を実施したが、同様の事故は発生しておらず、その他の酸分解を行う分析においても事故は発生していない。 上記3回の作業について保護具の着用や実施状況の確認は課長が目視で確認し、適切に実施されていた。 再発防止のためには、今後も当該対策を継続することが必要と考える。 		
<p>(7) 業務活動における環境への影響を配慮するため、省エネルギー・省資源、廃棄物の削減及び適正処理、再使用・リサイクル率アップなど、環境汚染物質の排出削減、グリーン購入などを積極的に取り組む。</p>	<p>(7) 業務活動に伴う環境へ配慮し、環境配慮・無駄削減推進委員会等の下、省エネルギー・省資源、廃棄物の削減及び適正処理、再使用・リサイクル率アップなど、環境汚染物質の排出削減、グリーン購入などに積極的に取り組む。</p>	<p><定性的指標> ◇環境負荷の低減に資する物品調達状況</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>(7) 「FAMIC における環境配慮の基本方針」、 「FAMIC における環境配慮への行動目標」及び「独立行政法人農林水産消費安全技術センターがその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づき、省資源・省エネルギーに配慮した分析機器の効率的な利用や廃棄物の削減等環境負荷の低減に取り組むとともに環境配慮・無駄削減推進委員会において当該取組状況の検証を行った。また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)に基づき、令和6年4月に環境物品等の調達を推進する方針を定め、特定調達物品等(「環境物品等の推進に関する調達の基本方針」(令和4年2月15日閣議決定)に定める特定調達品目ごとに判断の基準を満たすもの)ごとに調達目標を設定し、ホームページで公表している。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：計画のとおり環境配慮の体制の下、調達が実施されており、目標の水準を満たしている。</p>	

			特定調達物品等ごとの調達目標については、いずれの特定調達物品等も100%を達成した。		
⑧ 大規模災害等へ備え、災害発生時の職員、施設等の安全確保及び業務機能を確保するための防災体制等を保持し、必要に応じて見直しを行う。	⑧ 大規模災害等へ備え、災害発生時の職員、施設等の安全確保及び業務機能を確保するための防災体制等を保持し、必要に応じて見直しを行う。	<定性的指標> ◇防災体制等の見直し状況	<主要な業務実績> ⑧ 大規模災害等に備えるため、本部及び地域センター等において防災訓練を実施した。また、防災体制等を保持していくため以下の事項について見直しを行った。 ・令和7年4月1日付け組織再編（神戸センター農薬実態調査課を農薬検査部に集約ほか）に伴い、FAMIC 防災業務計画に定める地域センター災害対策本部一覧等を改正。 ・首都直下地震のみならず近年多発している風水害の災害時にも庁舎へ参集できる登録者を見直すため、小平の庁舎業務継続計画及び緊急参集要員初動マニュアルを改正。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり防災訓練を実施するほか、防災体制等を保持するための見直しを実施しており、目標の水準を満たしている。	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-3	業務運営の改善		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省6-④ 行政事業レビューシート予算事業ID：003181

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務運営の改善	法人の長のトップマネジメントによる業務運営の改善状況	—	業務運営懇談会1回開催 環境配慮・無駄削減推進委員会2回開催	業務運営懇談会1回開催 環境配慮・無駄削減推進委員会2回開催	業務運営懇談会1回開催 環境配慮・無駄削減推進委員会3回開催	業務運営懇談会1回開催 環境配慮・無駄削減推進委員会2回開催	業務運営懇談会1回開催 環境配慮・無駄削減推進委員会2回開催	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
		<p><定量的指標> ○業務運営の改善 中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠> 評定：A 根拠：◇小項目1(項目)×3点(A)=3点 A：基準点(2)×12/10≤小項目の合計点(3) <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 <業務の評価> 事業計画に基づき的確に実施したほか、積極的に業務運営の改善に取り組んだ。</p>		評定
<p>3 業務運営の改善 法人の長のトップマネジメントによる業務運営の改善を推進するため、「国の行政の業務改革に関する取組方針～行政のICT化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」(平成26年7月25日総務大臣決定)等を踏まえ、法人運営に関する重要事項や業務の進捗状況について評価・点検するとともに、国民目線を取り入れた業務改善活動の取組を行う。</p>	<p>(2) 業務運営の改善 法人の長のトップマネジメントによる効率的な法人運営と継続的な業務改善活動を推進するため、次の取組を行う。 ① 効率的・効果的な業務運営が行われているか確認するため、四半期ごとに予算の執行状況及び業務の進捗状況を役員会で審議する。 ② 外部の有識者を含めた業務運営に関する懇談会を年1回開催し、業務運営全般についての助言を受け</p>	<p><定性的指標> ◇法人の長のトップマネジメントによる業務運営の改善状況</p>	<p><主要な業務実績> 効率的な法人運営と継続的な業務改善活動を推進するため、次の取組を行った。 ① 事業計画に基づく各部門の業務進捗状況を四半期ごとに取りまとめ、役員会において法人運営に関する重要事項や業務の進捗状況について審議することにより、予算の執行状況と業務の進捗状況を一体的に把握し、以後の業務執行に対する指示を行った。 ② 外部の有識者の参画による「業務運営懇談会」を開催し、令和4年度の業務実績評価案、令和5年度の業務実施状況などについて外部の有識者から助言等を頂いた。外部の有識者からは、ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョ</p>	<p><評定と根拠> 評定：A 根拠：計画のとおり業務運営の改善の取組を実施したほか、業務改革検討会議を設置し、理事長自らが各部と意見交換して現状について詳細に把握したことで、法人に求められる技術力等を一層高めるために取り組むべき課題が具体化したうえ、社会的必要性及び行政コストを意識する組織風土が醸成されたことから、目標の水準を上回る成果が得られている。</p>	

	<p>ることにより、国民の目線を取り入れた業務改善活動を行う。</p> <p>③ 業務運営の改善を推進するため、環境配慮・無駄削減推進委員会において、「国の行政の業務改革に関する取組方針 ～行政のICT化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」(平成26年7月25日総務大臣決定)等を踏まえ、業務改善が図られる取組の検討を行う。</p>	<p>ンの取組や緊急要請への対応などについて高く評価いただいた。一方で、業務量の増加に対応する取組の実施や若年層に向け魅力的な職場であることをアピールすることが重要であるなど、意見があったところである。これらの意見を基に適宜改善を図った。</p> <p>③ 業務運営の改善を推進するため、環境配慮・無駄削減推進委員会を2回開催し、事業活動に係る環境活動の内容等について検討を行うとともに、「独立行政法人農林水産消費安全技術センターがその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」等に沿って、会議室への無線LANの導入や会議等資料の電子化によるペーパーレス化の推進、また、法人文書管理システムを活用した電子決裁を原則とするなど、業務改善に取り組んだ。</p> <p>【特筆事項等について(創意工夫等)】</p> <p>年度目標である常勤職員の削減(第2-3)及び自己収入の増加(第3-2)を踏まえ、理事長をトップとする業務改革検討会議を設置し検討を進め、役員によるヒアリングを行った。</p> <p>具体的にはすべての業務を対象に以下の作業(①～③)を行い、理事長自らが各部と意見交換を実施し、法人の現状について詳細に把握した。</p> <p>① 業務内容の列挙や科学力の発揮などの特性の区分け ② 各業務で行っている具体的な作業項目の洗い出し ③ ②の実施状況</p> <p>これにより現在の業務遂行能力を維持するだけでなく、求められる技術力等を一層高めるために取り組むべき課題が具体化した。</p> <p>この結果、以下の効果が得られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・FAMICが実施する業務の社会的必要性及び行政コストを意識する組織風土が醸成された。 ・法人の長のトップマネジメントにより、効率的・効果的な業務運営の実現に向け大きく前進した。 	
--	--	--	--

4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-4	情報セキュリティ対策の推進		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省6-④ 行政事業レビューシート予算事業ID：003181

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
情報セキュリティ対策の推進	情報セキュリティ取組状況	—	情報セキュリティ・ポリシーの見直しを実施など	情報セキュリティ・ポリシーの見直しを実施など	情報セキュリティ・ポリシーの見直しを実施など	情報セキュリティ・ポリシーの見直しを実施など	情報セキュリティ・ポリシーの見直しを実施など	
	情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己診断のスコア：平均4.0以上	4.0以上	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
		<p><定量的指標> ○情報セキュリティ対策の推進 中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：◇小項目2(項目)×2点(B)＝4点 B：基準点(4)×9/10≦各小項目の合計点(4) < 基準点(4)×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 <業務の評価> 事業計画の所期の目標を達成した。</p>		評定
4 情報セキュリティ対策の推進 政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、制定した情報セキュリティ・ポリシーに基づき情報セキュリティ対策を講じ、その実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより改善を図るため、以下の取組を行う。	(3) 情報セキュリティ対策の推進 政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、制定した情報セキュリティ・ポリシーに基づき情報セキュリティ対策を講じ、その実施状況を毎年度把握し PDCA サイクルにより改善を図るため、以下の取組を行う。		<主要な業務実績> 政府統一基準群を含む政府機関における情報セキュリティ対策を踏まえた情報セキュリティ・ポリシーに基づき、次の取組を行った。		
(1) 情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、緊急時を含めた農林水産省との連絡体制について最新の状態を維持する。	① 情報セキュリティ・ポリシーの見直しを適時適切に行うとともに、緊急時を含めた農林水産省との連絡体制について連絡担当者、連絡方法等を確認し変更があった場合には	<定性的指標> ◇情報セキュリティ取組状況	① 情報セキュリティ委員会を外部の専門家の助言を得て開催し、情報セキュリティ対策の取組、情報セキュリティ監査・自己点検結果及び情報システム対策の現状を評価するとともに、当該委員会に対して政府統一基準に準拠した規程、細則等の改正内容について報告を行った。また、情報セキュリティ緊急連絡体制について確認した。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画に基づき情報セキュリティ・ポリシーの見直しなどを実施し、更にサ	

<p>(2) 令和6年度情報セキュリティ対策推進計画に基づき情報システムの構築、保守及び運用管理を通じてサイバー攻撃への防御力の強化に取り組む。</p> <p>(3) 令和6年度情報セキュリティ対策推進計画に基づき役職員の教育・訓練によりサイバー攻撃に対する組織的対応能力強化に取り組む。</p>	<p>速やかに農林水産省に報告する。</p> <p>② 令和6年度情報セキュリティ対策推進計画に基づき情報システムの構築・保守及び運用管理を通じてサイバー攻撃への防御力の強化に取り組む。</p> <p>③ 令和6年度情報セキュリティ教育実施計画に基づき役職員の教育・訓練等によりサイバー攻撃への組織的対応能力強化に取り組む。</p>		<p>② 令和6年度情報セキュリティ対策推進計画における技術的な対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正プログラムの起動制限、Web サイトへのアクセス制限、USB デバイスへの接続制限及びプログラムの脆弱性に対する修正プログラム自動配信等を実施した。 IPS、ファイアウォールのログの監視等によりセキュリティの強化に努めた。 IPS、ファイアウォールの運用は、提供された不正通信情報及び不正プログラム情報を受信の都度、全て遮断リストに登録し、不正通信の遮断、不正プログラムの起動を制限した。 不審メールについては、スパム対策等を実施した。 <p>③ 令和6年度情報セキュリティ教育実施計画に基づく教育の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規採用者・転入者への IT リテラシー教育、役員・幹部を対象とした最高情報セキュリティアドバイザー教育、全役員向け e-ラーニング情報セキュリティ教育及び標的型攻撃メール訓練を実施した。 令和5年度に実施した情報セキュリティに係る自己点検の結果、実施率が低かった遵守事項について、全役員向け研修において重点的に周知を行った。 インシデントを想定した机上訓練をするなど、教育内容の拡充と改善の取組を行った。 	<p>サイバー攻撃への防御として現行機器による運用上の対策を図るなど、目標の水準を満たしている。</p>	
<p>(4) 情報セキュリティ監査、自己点検及び内閣サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果を勘案したリスク評価に基づき必要な対策を検討するとともに、情報システム委員会の審議を経て令和7年度情報セキュリティ対策推進計画を策定する。</p>	<p>④ 情報セキュリティ監査、自己点検及び内閣サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果を勘案したリスク評価に基づき必要な対策を検討するとともに、情報システム委員会の審議を経て令和7年度情報セキュリティ対策推進計画及び教育実施計画を策定する。</p>	<p><定量的指標> ◇情報セキュリティ対策ベンチマーク ver. 5.1 (令和4年3月22日公開 独立行政法人情報処理推進機構作成) の最新版を用いた自己診断のスコア：平均4.0以上</p>	<p>④ 情報セキュリティ監査の結果改善すべき事項については対策を講じた。また、情報セキュリティ監査の結果も踏まえ、サイバー攻撃への対処等物的対応、情報セキュリティ対策の自己点検、情報セキュリティ監査等を内容とする令和7年度情報セキュリティ対策推進計画を策定した。</p> <p>さらに、情報セキュリティ対策を推進する上で不可欠な役職員の意識の向上を図るため、新規採用者・転入者等研修、役員全員を対象とした教育訓練標的型攻撃メール訓練及び情報担当職員の能力向上研修等を内容とした令和7年度教育実施計画を策定した。</p> <p>なお、令和6年度の情報セキュリティ対策を評価するため情報セキュリティ対策ベンチマーク最新バージョン (Ver. 5.1、令和4年3月22日公開) により自己診断を実施した結果、スコアの平均は4.0となった。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：情報セキュリティ対策ベンチマーク Ver. 5.1 による自己診断のスコアは4.0以上であり、計画における所期の目標を満たしている。</p>	

<p>4. その他参考情報</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-5	施設及び設備に関する計画		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省6-④ 行政事業レビューシート予算事業ID：003181

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
施設及び設備に関する計画	施設及び設備の整備・改修等の実施	—	神戸センター局所排気装置改修工事	農業検査部湿式排ガス処理装置改修工事	福岡センター空調設備改修工事	農業検査部空調設備改修工事 名古屋センター庁舎移転に伴う庁舎整備工事	農業検査部空調設備改修工事 名古屋センター庁舎移転に伴う庁舎整備工事	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
		<p><定量的指標> ○施設及び設備に関する計画 中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：◇小項目1(項目)×2点(B)=2点 B：基準点(2)×9/10≤各小項目の合計点(2)<基準点(2)×12/10 <課題と対応> 引き続き適切に対応する。 <業務の評価> 事業計画に基づき的確に実施した。</p>		<p>評定</p>
—	<p>1 施設及び設備に関する計画 既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設の改修を計画的に行う。 小 平：農業検査部空調設備改修工事 名古屋：名古屋センター庁舎移転に伴う庁舎整備工事</p>	<p><定性的指標> ◇施設及び設備の整備・改修等の実施</p>	<p><主要な業務実績> 施設・設備の整備・改修等については、令和5年度施設整備費補助金で、工事施工が令和6年度に繰越となっていた農業検査部空調設備改修工事については、令和7年1月に完成した。また、令和5年度補正予算で措置され、用地取得費のみ完了し令和6年度に繰越となっていた、名古屋センター庁舎移転に伴う庁舎整備工事については、設計が年度内に完了したものの、改修工事は令和7年度に繰越となった。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：施設・設備の整備・改修については当初の計画を見直したものの、繰越の事務を適切に行っており、目標の水準を満たしている。</p>	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-6	積立金の処分に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政 事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省6-④ 行政事業レビューシート予算事業ID：003181

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
積立金の処分に関する事項	積立金の処分	—	558,867円	1,096,993円	495,835円	51,429,644円	478,781円	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
		<定量的指標> ○積立金の処分に関する事項 中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：◇小項目1(項目)×2点(B)=2点 B：基準点(2)×9/10 ≤ 各小項目の合計点(2) < 基準点(2)×12/10 <課題と対応> 引き続き適切に対応する。 <業務の評価> 事業計画に基づき、適切に実施した。		評定
—	3 積立金の処分に関する事項 前年度繰越積立金は、前年度以前に取得し、令和6年度へ繰り越した棚卸資産、前払費用等の費用に充当する。	<定性的指標> ◇積立金の処分	<主要な業務実績> 前年度繰越積立金877,700円は、計画に基づき棚卸資産、前払費用等への充当のため、478,781円を取り崩した。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり棚卸資産、前払費用等へ充当した。	

4. その他参考情報

独立行政法人農林水産消費安全技術センターの総合評定の具体的な評価基準（年度評価）

(1) 小項目の評定方法

年度目標及び事業計画において定められている具体的な目標と業務実績を勘案し、事業計画の達成度について、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すものとして、評定に当たっては重要度、困難度、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。

① 定量的に定められている小項目の評定

S：法人の業績向上努力により、事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標の対年度目標値が120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は対年度目標値が100%以上で、かつ年度目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：法人の業績向上努力により、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標の対年度目標値が120%以上。又は対年度目標値が100%以上で、かつ年度目標において困難度が「高」とされている場合）。

B：事業計画における所期の目標を達成しているとして認められる（定量的指標においては対年度目標値の100%以上120%未満）。

C：事業計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対年度目標値の80%以上100%未満）。

D：事業計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める（定量的指標においては対年度目標値の80%未満、又はその業務について業務運営の改善に関する監督上必要な命令をすることが必要と判断される場合）。

※ 対年度目標値（%）は、小数点以下を四捨五入するものとする。

② 定性的に定められている小項目の評定

S：法人の業績向上努力により、目標の水準を質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（困難度を高く設定した目標について、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる。）。

A：法人の業績向上努力により、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる（困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。）。

B：目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く。）。

C：目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く。）。

D：目標の水準を満たしておらず、その業務について業務運営の改善に関する監督上必要な命令をすることが必要と判断される場合を含む、抜本的な業務の見直しを求める。

(2) 中項目の評定方法

中項目の評定は、小項目別の評定結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点の区分により小項目の評定結果を点数化した上で、中項目については、A、B、C、Dの下記により4段階の評語を付すものとし、重要度、困難度、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。

ただし、A評定とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、法人の活動により事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められるときはS評定とすることができる。

A：基準点×12/10 ≤ 各小項目の合計点

B：基準点×9/10 ≤ 各小項目の合計点 < 基準点×12/10

C：基準点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 < 基準点×9/10

D：各小項目の合計点 < 基準点×5/10

※ 「基準点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。

(3) 総合評定の方法

① 総合評定は、中項目別の評定結果の積み上げにより行うものとする。その際、各中項目につきS：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点の区分により中項目の評定結果を点数化した上で、下記によりA、B、C、Dの4段階の評語を付すものとする。

ただし、中項目のうち、「業務運営の効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」及び「その他業務運営に関する重要事項」に属するものは、評定結果の点数化の際に、換算係数として、「1/（属する中項目で、業務実績があるもの数）」を乗じて点数化する。当該換算係数は、基準点を算出する際にも適用する。

② ①において、A評定とした場合には、各中項目の達成状況及びその他の要因を分析し、法人の活動により事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められるときはS評定とすることができる。

A：基準点×12/10 ≤ 各中項目の合計点

B：基準点×9/10 ≤ 各中項目の合計点 < 基準点×12/10

C：基準点×5/10 ≤ 各中項目の合計点 < 基準点×9/10

D：各中項目の合計点 < 基準点×5/10

※ 「基準点」とは、「中項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「中項目の点数の合計値」とする。

③ ①及び②を踏まえ、政策上の要請や情勢の変化等、全体評定に影響を与える事象を加味した上で、評語を付して総合評定を行う。その際、法人全体の信用を失墜させる事象が生じた場合には、その程度に応じて①及び②で算出された基礎に基づく評定よりさらに引下げを行うなど、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条の2第1項に基づき総務大臣が定めた独立行政法人の評価に関する指針（平成26年9月2日総務大臣決定）を踏まえて評定を行う。

評価書付表一覧

第1-1(1) 肥料及び土壌改良資材関係業務

表 1-1-(1)-1 立入検査及び収去件数の地域センター別の実績

	本部	札幌	仙台	名古屋	神戸	福岡	計
立入検査件数	54	27	20	32	37	28	198
収去件数	37	14	14	25	31	18	139

第1-1(2) 農薬関係業務

表 1-1-(2)-1 農薬の登録審査

	指示件数 ^(注1)	審査完了件数	目標期間達成件数	目標期間達成率 ^(注2)	目標期間
基準必要	525	13	13	100%	10.5か月
		72	72	100%	1年4か月
基準不要	959	644	644	100%	10.5か月
再評価	1,610	0	—	—	10.5か月

(注1) 令和6年度に受けた指示件数とそれ以前に受けた指示で審査が継続しているものの合計。

(注2) 対審査完了件数比。

表 1-1-(2)-2 農薬の残留状況の調査分析

品目	件数
野菜・果実類	180
米穀	57
計	237

第1-1(3) 飼料及び飼料添加物関係業務

表 1-1-(3)-1 立入検査及び収去件数の地域センター別の実績

	本部	札幌	仙台	名古屋	神戸	福岡	計
立入検査件数	55	20	9	24	33	47	188
大臣確認検査件数	2	1	3	1	7	5	19
立入検査 総件数	57	21	12	25	40	52	207
収去件数	30	14	19	11	27	62	163

表 1-1-(3)-2 飼料のモニタリング検査点数

モニタリング項目	点数
飼料等中の飼料添加物の基準・規格適合検査	13
有害物質の基準・規格適合検査等	392
病原微生物の基準・規格適合検査	59
肉骨粉等の基準・規格適合検査	110
遺伝子組換え体の基準・規格適合検査	0
計	574

第1-2(1) 食品表示の監視に関する業務

表1-2-(1)-1 食品の産地表示に関する検査件数

生鮮食品と加工食品の合計：2,546件

生鮮食品				加工食品								
品目	件数	品目	件数	品目	件数	品目	件数	品目	件数	品目	件数	
ごぼう	138	ブロッコリー	100	うなぎ	3	小麦加工品	99	牛肉加工品	48	乾わかめ	20	
さといも	83	かぼちゃ	100	牛肉	12	梅加工品	50	はちみつ	104	のり加工品	150	
にんじん	122	まぐろ	144			切干大根	34	うなぎ加工品	153	干ひじき	30	
アスパラガス	100	しじみ	100			乾しいたけ	27	かき加工品	7	あじ加工品	30	
白ねぎ	100	あさり	105			果実加工品	48	たこ加工品	30	さば加工品	102	
たまねぎ	100	いか	34			落花生加工品	20	いか加工品	142	あさり加工品	2	
しょうが	100	かき	43			大豆加工品	32	湯通し塩蔵わかめ	30	果実飲料	4	
計				1,384	計							1,162

第1-2(2) 日本農林規格等に関する業務

表1-2-(2)-1 登録認証機関等及び登録試験業者等の登録及び更新並びに変更の申請に係る調査件数

	新規	更新	変更	計
登録認証機関	1	2	103	106
登録外国認証機関	0	5	63	68
登録試験業者	—	—	1	1
登録外国試験業者	—	—	—	—
計	1	7	167	175

表1-2-(2)-2 JAS法に基づく立入検査の報告件数

	規格	報告件数	事業所調査	製品検査施設調査	立会調査
登録認証機関の認証業務を確認するための立入検査	飲食品	15	16	15	33
	林産物	6	8	25	23
	量表	3	3	2	3
	有機農産物等	62	42	—	119
登録試験業者の認証業務を確認するための立入検査	飲食品	0	0	—	—
JAS法令に違反している疑いがある等の情報に基づく立入検査	飲食品	0	—	—	—
	林産物	2	—	—	—
	有機農産物等	1	—	—	—
有機資材リスト掲載機関に対する立入検査	有機農産物等	2	—	—	—
計		91	69	42	178

表 1-2-(2)-3 登録外国認証機関及び登録外国試験業者に対する検査の報告件数

規格		報告件数	事業所調査	製品検査施設調査
登録外国認証機関	林産物	8	9	6
	有機農産物	8	8	—
登録外国試験業者		—	—	—
計		16	17	6

表 1-2-(2)-4 現地調査件数及び製品調査件数

規格	現地調査	製品調査	計
飲食料品	12	103	115
林産物	3	54	57
畳表	1	3	4
有機農産物等	14	118	132
計	30	278	308

第 1-3 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務

表 1-3-1 リスク管理に資するための有害物質の実態調査件数

分析対象	分析項目	件数
農産物	小麦及び大麦中のかび毒 ・タイプBトリコテセン類（デオキシニバレノール（DON）、ニバレノール（NIV）、3-アセチルDON、15-アセチルDON、4-アセチルNIV、DON-3-グルコシド） ・タイプAトリコテセン類（T-2トキシン、HT-2トキシン、ジアセトキシスシルペノール） ・ゼアラレノン（ZEN）	657
	小麦及び大麦中のかび毒（追加調査） ・タイプBトリコテセン類（デオキシニバレノール（DON）、ニバレノール（NIV）、3-アセチルDON、15-アセチルDON、4-アセチルNIV、DON-3-グルコシド） ・タイプAトリコテセン類（T-2トキシン、HT-2トキシン、ジアセトキシスシルペノール） ・ゼアラレノン（ZEN）	78
	モリアザミ中のピロリジジナルカロイド類	16
	はちみつ中のピロリジジナルカロイド類	6
	農産物中のタリウム	120
加工食品	食用植物油及び乳児用調製乳中の3-MCPD脂肪酸エステル類、グリシドール脂肪酸エステル類、2-MCPD脂肪酸エステル類	188
計		1,065

第 1-4 その他の業務

表 1-4-1 部門別相談件数

部門	相談件数
肥料	3,477
土壌改良資材	68
農薬	56
飼料及び飼料添加物	634
愛玩動物用飼料	47
食品	521
計	4,803

第2-2 業務運営コストの縮減状況

表2-2-1 環境配慮・無駄削減推進委員会における経費削減の目標と達成状況

目 標	達成状況																																		
<p>1(1) 光熱水量の削減の取組として、照明、事務機器、分析機器、空調設備等の効率的（消灯、省エネ設定、温度設定など）な使用により削減を図る。</p> <p>(2) コピー用紙購入枚数の削減の取組として、法人文書管理システムによる電子決裁の徹底、会議資料等の電子共有を促進、Web 会議システム及びプロジェクターの活用、複写機、プリンターにおける、必要部数以上の印刷禁止、両面印刷の活用、不要となった用紙類の再利用の徹底により削減を図る。</p>	<p>光熱水量の削減を図る取組として、消灯の徹底、事務機器の省エネモードの設定、分析機器の原則使用時のみ通電、空調機器の温度設定（夏季 28 度程度、冬季 19 度程度）、節水、ガス利用機器の効率的使用など、貼り紙、メールで役職員への周知を図ったほか、令和 5 年度に引き続き、役職員の節電意識を高めるため職場ごとの節電の取組を実施した。また、一部の合同庁舎における照明機器の LED 化による結果、FAMIC 全体で対前年度削減となった。</p> <table border="1" data-bbox="674 339 1630 475"> <thead> <tr> <th>内 訳</th> <th>令和 4 年度</th> <th>令和 5 年度</th> <th>令和 6 年度</th> <th>対令和 5 年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気量</td> <td>2,728 千 kW</td> <td>2,717 千 kW</td> <td>2,607 千 kW</td> <td>▲ 4.0%</td> </tr> <tr> <td>ガス量</td> <td>69.6 千 m³</td> <td>59.9 千 m³</td> <td>53.5 千 m³</td> <td>▲10.7%</td> </tr> <tr> <td>水道量</td> <td>6.6 千 m³</td> <td>6.2 千 m³</td> <td>5.7 千 m³</td> <td>▲ 8.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>コピー用紙購入枚数の削減を図る取組について、貼り紙、メールで役職員へ周知するほか、法人文書管理システムによる電子決裁の徹底、会議資料の電子化によるペーパーレス化、Web 会議システムの利用をより推進した結果、対前年度削減となった。</p> <table border="1" data-bbox="674 539 1646 616"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和 4 年度</th> <th>令和 5 年度</th> <th>令和 6 年度</th> <th>対令和 5 年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コピー用紙購入</td> <td>1,077 箱</td> <td>1,011 箱</td> <td>885 箱</td> <td>▲12.5%</td> </tr> </tbody> </table>					内 訳	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	対令和 5 年度比	電気量	2,728 千 kW	2,717 千 kW	2,607 千 kW	▲ 4.0%	ガス量	69.6 千 m ³	59.9 千 m ³	53.5 千 m ³	▲10.7%	水道量	6.6 千 m ³	6.2 千 m ³	5.7 千 m ³	▲ 8.1%		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	対令和 5 年度比	コピー用紙購入	1,077 箱	1,011 箱	885 箱	▲12.5%
内 訳	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	対令和 5 年度比																															
電気量	2,728 千 kW	2,717 千 kW	2,607 千 kW	▲ 4.0%																															
ガス量	69.6 千 m ³	59.9 千 m ³	53.5 千 m ³	▲10.7%																															
水道量	6.6 千 m ³	6.2 千 m ³	5.7 千 m ³	▲ 8.1%																															
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	対令和 5 年度比																															
コピー用紙購入	1,077 箱	1,011 箱	885 箱	▲12.5%																															
<p>2 予算の計画的執行 計画的な予算執行を図るため、予算執行状況を定期的に点検し、その結果を実行配分に反映させる。</p>	<p>予算の執行管理に関しては、予算及び決算について取扱方針を定め、この方針に則り、当初予算配分後は四半期ごとに予算執行の状況を把握しつつ、7月に第2次配分、10月に第3次配分を行った。第3四半期での最終配分にあたり、11月に各セグメント単位での各担当者に執行状況の確認と執行見込みの把握を行い12月に第4次配分を実施し、これを以て令和6年度予算の配分を完了すると共に適切な執行管理を年度末まで行った。</p>																																		
<p>3 職員の意識改革を促進するための取組</p>	<p>職員の意識改革を促進するため、次の取組を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 貼り紙による無駄削減の意識を喚起 (2) 使用実績等を役職員に定期的に経年実績も含め周知 (3) 職員の節電意識を高めるため職場ごとの節電の取組を実施 																																		

第2-3 調達等合理化の取組

表2-3-1 調達等合理化計画への取組状況

計 画	対応状況
<p>重点的に取り組む分野</p>	
<p>(1) 調達における一者応札・応募について 調達を行うにあたっては、一者応札・応募の削減に向けて努める。やむを得ず一者応札・応募となった場合は、その要因等を十分検証する。</p>	<p>一者応札・応募の改善については、メールマガジン等を活用した調達情報の提供、仕様書の見直し、公告期間の十分な確保、調達要求の集約化、ホームページへの調達予定情報の早期掲載、積極的な競争参加者の発掘等の取組を行ったが、結果的にやむを得ず一者応札・応募となった契約件数は28件であった。一者応札・応募となった要因等を検証するため、業者アンケートを見直すとともに、全センターに要因等の検証を行うよう改めて周知した。 なお、これらについては、外部有識者を交えた契約監視委員会において妥当性及び改善方針にかかる審議及びフォローアップを行うとともに、当該委員会概要をホームページで公表した。(前年度実績：30件)</p>
<p>(2) 随意契約 随意契約を行うにあたっては、事由について明確化し、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施するものとする。</p>	<p>随意契約については、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施するため、平成27年7月に契約事務取扱規程を改正し、随意契約による事由を明確にした「随意契約理由書」による、合理的な調達を実施している。 令和6年度は、競争性のない契約件数は20件であったが、当該契約については、事前に調達等合理化検討会において、いずれも取扱業者が特定され、競争の余地がないものとして点検を受け、また、契約監視委員会において事後点検が行われ、その妥当性を確認したものである。</p>
<p>(3) 消耗品及び分析機器類等の調達 消耗品及び分析機器類等の調達については、下記の取組を実施していくことにより、適正な調達を目指す。</p> <p>① 調達にあたっては、履行期限を十分に確保するため、公告時期を早めるなど調整を行う。</p> <p>② 仕様・規格が必要最小限、また、複数の者が応札可能となるよう調整を行う。</p> <p>③ 調達の一括化や共同調達を有効活用することにより競争性の確保に努める。</p> <p>④ 調達要求の集約化を実施することにより競争性の確保に努める。</p> <p>⑤ 積極的に競争参加者の発掘に努める。</p>	<p>① 消耗品及び分析機器類等の調達にあつては、公告期間を10日から15日に延長するとともに、公告時期を早めることにより、業者による入札準備及び履行期間を十分確保した。</p> <p>② 仕様・規格が、必要最小限なものとなるようメーカー及び機種の特定の排除等仕様書の見直しを行った。</p> <p>③ コピー用紙の調達については、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構本部及び同機構生物系特定産業技術研究支援センターとの共同調達を継続することに加えて、FAMIC全センター分を一括調達することにより、事務の効率化及びコストの削減を図った。</p> <p>④ 少額随意契約となる試薬、事務用品等の調達要求の集約化を積極的に実施し、競争性のある契約を増加させた。</p> <p>⑤ ホームページ及びメールマガジンを活用した調達情報の提供、入札説明書の電子メールによる配信、郵便入札の導入により、複数応札となるよう努めた。 コピー用紙の調達については、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構本部及び同機構生物系特定産業技術研究支援センターとの共同調達を継続することに加えて、FAMIC全センター分を一括調達することにより、事務の効率化及びコストの削減を図った。</p>
<p>調達に関するガバナンスの徹底</p>	
<p>(1) 発注・契約権限の明文化について FAMICにおける物品等の調達については、契約事務取扱規程により契約責任者及び当該契約責任者の事務の範囲を定めている。また、発注に係る事務フローを整備し、発注依頼者が直接業者へ発注することのないよう周知しており、引き続き当該取組を推進することとする。</p>	<p>関係規程による発注・契約権限や事務フロー図を会計事務担当者に周知した。</p>

<p>(2) 競争性を確保した入札の実施による業者の選定について 特定の仕様により納入業者が限定されることのないよう、引き続き仕様書の精査をし、複数の者が応札できるよう努めることとする。</p>	<p>仕様書の作成にあたっては、特定の業者・機種に限定されることのないよう業務担当各課に周知するとともに、業務担当課より提出された仕様書について、過度な仕様とならないよう内容の確認・精査を行い、複数の者が応札できるよう努めた。 また、契約担当者へ仕様書の留意事項等について周知した。</p>						
<p>(3) 随意契約について 少額随意契約以外に新たに随意契約を締結することとなる案件については、緊急の場合等やむを得ないと認められる場合を除き、事前に調達等合理化検討会（総括責任者は総合調整担当理事）において、会計規程や契約事務取扱規程などにおける「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。</p>	<p>少額随意契約以外に新たに随意契約を締結することとなる案件については、調達等合理化検討会において「随意契約理由書」により、関係規程との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けた。</p>						
<p>(4) 発注者以外の職員の立会いによる検収について 物品納品等の検収については、既に検査職員のほか、検査補助員又は発注者以外の原課職員を立ち合わせて行っており、引き続き当該取組を推進することとする。</p>	<p>納品に係る検収については、検査職員及び検査補助員若しくは原課職員の2人体制で行った。</p>						
<p>(5) 不祥事の発生の未然防止・再発防止について 不祥事等の発生を未然に防止するため、職員に対しメール等により、調達等合理化計画の説明や調達に係る契約から検収業務に至る適正な手続き、契約規程・検査マニュアル等について再度の周知徹底を図る等、不祥事の発生の未然防止・再発防止を図ることとする。</p>	<p>令和7年3月に、本部・地域センター等ごとに、未然防止・再発防止強化策をはじめとする発注・検収事務に係る自己点検（毎年度実施）を行い、適切に処理されていることを確認するとともに、再発防止強化策の風化を防ぐため、各地域センター等業務管理課長等や担当者に対して当該対策の策定経緯を含め定期的に周知し、不祥事の未然防止・再発防止の再認識に努めた。</p>						
<p>自己評価の実施 調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。 主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。</p>	<p>令和5年度調達等合理化計画の自己評価については、業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施され、令和5年度の自己評価はC、主務大臣による評価についてもCとなった。 なお、主務大臣の評価結果を踏まえた調達等合理化計画の改定等はなく、令和5年度業務実績等報告書の公表に併せてホームページに公表した。</p>						
<p>推進体制 (1) 推進体制 本計画に定める各事項を着実に実施するため、総合調整担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。</p> <table border="1" data-bbox="98 1056 600 1267"> <tr> <td>総括責任者</td> <td>総合調整担当理事</td> </tr> <tr> <td>副総括責任者</td> <td>総務部長</td> </tr> <tr> <td>メンバー</td> <td>企画調整課長 総務課長 会計課長 管財課長</td> </tr> </table>	総括責任者	総合調整担当理事	副総括責任者	総務部長	メンバー	企画調整課長 総務課長 会計課長 管財課長	<p>令和6年度は、調達等合理化検討会を2回開催し、令和5年度調達等合理化計画に係る自己評価及び令和6年度調達等合理化計画（案）の審議（令和6年4月22日）のほか随意契約による事由の点検等を行った。</p>
総括責任者	総合調整担当理事						
副総括責任者	総務部長						
メンバー	企画調整課長 総務課長 会計課長 管財課長						
<p>(2) 契約監視委員会の活用 監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準（新規の随意契約、2か年連続の二者応札・応募案件など）に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。</p>	<p>契約監視委員会を次のとおり開催し、当計画の策定及び自己評価の際の点検、個々の契約案件の事後点検を受けた。また、審議概要については、ホームページに公表した。① 令和6年5月31日：令和6年度計画及び令和5年度計画に係る自己評価の点検、理事長が定める基準（新規の随意契約、2か年連続の二者応札・応募など）に該当する個々の契約案件（令和5年度第3～第4四半期分）の事後点検、② 令和7年2月28日：理事長が定める基準（新規の随意契約、2か年連続の二者応札・応募など）に該当する個々の契約案件（令和6年度第1～第3四半期</p>						

	分)の事後点検
その他 調達等合理化計画及び自己評価結果等については、FAMICのホームページにて公表するものとする。 なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。	調達等合理化計画については、令和6年6月6日にホームページに公表した。また、自己評価については、今後、令和6年度業務実績等報告書の公表に併せて公表する予定。 なお、当計画の実施にあたって新たな取組の追加等はなかったため、当計画の改定は行わなかった。

表 2-3-2 競争性のない随意契約となった契約内容と要因

契約内容	要因
上下水道使用料(小平分室)	取扱業者が1に特定されるため(競争の余地がない)
上下水道使用料(神戸センター)	
日本ウォーターズ社製高速液体クロマトグラフタンデム質量分析装置の年間保守業務	
令和6年度給与計算システム保守業務	
令和6年度法人文書管理システム運用保守業務	
財務会計システム保守等業務	
令和6年度勤務時間管理システム利用サービス運用・保守業務	
令和6年度情報通信ネットワーク回線の保守及び機器の賃貸借業務	
令和6年度情報システム等保守管理、ファイアウォールの監視及びログ点検・分析業務	
令和6年度IP電話ネットワークトータルサービス契約	
(独)農林水産消費安全技術センター札幌センター電気供給業務(単価契約)	
神戸センター電気供給契約	
神戸センター都市ガス供給契約	
令和6年度福岡センター電気供給契約(単価契約)	
外部精度管理試験の斡旋等業務	
高速液体クロマトグラフタンデム質量分析装置の修理業務	
島津製作所社製ガスクロマトグラフ質量分析装置等(22式)の点検・校正業務	
アジレント・テクノロジー社製ガスクロマトグラフ質量分析装置等(4式)の点検業務	
日本ウォーターズ社製高速液体クロマトグラフタンデム質量分析装置等(1式)の点検業務	
島津製作所社製高速液体クロマトグラフタンデム質量分析装置(1式)の修理業務	

第3-1 保有資産の見直し等

表3-1-1 保有資産の必要性見直し結果

保有資産	利用度	保有の必要性等
農業検査部（小平） 神戸センター 福岡センター 名古屋センター新庁舎用建物及び敷地	勤務時間常時利用	農業検査部（小平）については、農業の登録検査業務に必要な施設が備わっているため業務を行う拠点として必要。また、神戸センター及び福岡センターについては、全国に分散している事業者等を対象とした立入検査等を効率的に進めていく上で、近畿、中四国及び九州地域の拠点施設として必要。 名古屋センター新庁舎用として保有が必要。
岩槻ほ場	90%（使用日/365日×100）	肥効試験や連用試験を行うため必要。
分析機器等 （ガスクロマトグラフ質量分析装置等）	分析機器等の稼動状況調査により把握	分析機器等の稼動状況調査及び「FAMICにおける分析機器整備・管理方針」に基づき、必要性を判断し、必要のないものは保有資産から除却。

第3-3 法人運営における資金の配分状況

表3-3-1 主な経費の予算額と決算額の差額及びその主な理由 (千円)

区分	予算額（※1）	決算額（※1）	差額	差額の主な理由
業務経費	763,851	722,890	40,961	※2
一般管理費	665,719	710,985	▲45,266	※3
人件費	5,630,754	5,503,195	127,559	※4

※1 予算額、決算額……運営交付金、自己収入の合計額

※2 業務経費について

合同庁舎LED改修工事のため、一般管理費へ振替えたための残額

※3 一般管理費について

合同庁舎LED改修工事

※4 人件費について

育児休業、退職者等に係る職員基本給等の残額

調査研究課題一覧

各課題の評価は、以下の基準による。

【評価の基準】

- S：期待される水準を上回り、かつ顕著な成果が得られている
- A：期待される水準を上回って達成している
- B：期待される水準を達成している
- C：期待される水準を下回り改善を要する
- D：期待される水準を下回り抜本的な見直しが必要

① 肥料及び土壌改良資材関係業務

ア 肥料の分析法の開発及び改良に関する調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
3	<p>(7) 肥料中の鉄全量の測定方法の開発（共同試験による妥当性確認）</p> <p>〔概要〕 特殊肥料の「含鉄物」については農林水産省局長通知（通達）により鉄全量で評価することとなっているが、肥料等試験法には鉄全量に対する分析法が記載されていないことから、旧公定法を元に肥料等試験法に分析法を記載するため、酸分解等の諸条件の検討を行い、肥料の適用範囲等について整理を行うこととなった。令和5年度に単一試験室による妥当性確認（真度、精度の評価及び定量下限の推定）を行っており、その継続として試験室間共同試験による妥当性確認を実施し、肥料等試験法に試験法分類 Type Bとして記載されることとなった（令和6年度終了）</p> <p>〔評価〕 肥料に含まれる鉄全量の分析法の妥当性を試験室間共同試験の結果により確認し、その報告内容は正確かつ簡潔であった。また、試験室間共同試験による妥当性確認は実施に困難を伴うが、その中で適切に分析法の妥当性確認を行っており、社会的要請に応じた重要な事業を遂行していると評価され、期待される水準を上回って達成したことから、A評価となった。</p>
	<p>(4) 菌体りん酸肥料を使用した肥料におけるく溶性りん酸及び水溶性りん酸の分析法の適用範囲確認（単一試験室による妥当性確認）</p> <p>〔概要〕 公定規格の改正により、新たに「菌体りん酸肥料」が創設された。菌体りん酸肥料の規格については、現在りん酸全量の保証を必須としているが、肥料生産事業者の中には溶出実態に応じた保証の要望が多くあり、く溶性りん酸及び水溶性りん酸の分析法が菌体りん酸肥料に対しても適用範囲内であることの確認が必要となったため、農林水産省の要請を受け、分析法上の問題点等を抽出し、肥料等試験法に反映させ、菌体りん酸肥料においても適切な分析を行えるよう、単一試験室による妥当性確認を行った（令和6年度終了）。</p> <p>〔評価〕 行政ニーズと社会的（生産者）ニーズに応え、分析法の性能評価として適切に実行していることを評価された。期待される水準を達成したことから、B評価となった。</p>
	<p>(4) 菌体りん酸肥料を使用した肥料における分析法の適用範囲確認（予備検討）</p> <p>〔概要〕 菌体りん酸肥料においてはりん酸以外の成分（窒素、加里等）についても保証が可能となっているが、これまで汚泥を原料とした肥料においては全量成分のみを分析の対象としていたため、分析法の適用の確認が不十分な成分が多数あった。そのため、特に窒素及び加里の水溶性成分等について、上記(4)と同様に、分析上の問題点を抽出し、令和7年度に実施する単一試験室による妥当性確認を行う際に使用する試料の準備等を進めた。（令和7年度継続）</p> <p>〔評価〕 菌体りん酸肥料の評価に資する分析法確立にあたり、様々な原料、条件について考慮し、今後の菌体りん酸肥料と他肥料との混合を視野に入れ、効率的に業務を進めていることを高く評価され、期待される水準を上回って達成したことから、A評価となった。</p>

イ 標準物質の配布業務に必要な調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
2	<p>(7) 肥料認証標準物質の開発（新規調製）</p> <p>〔概要〕 現在、JIS Q 0035を参考に肥料認証標準物質A、B及びCの3種類を調製し、販売しているが、在庫本数の減少や有効期限満了を控えた標準物質について、計画的に新ロットの調製又は安定性試験結果に基づく有効期限の延長等を実施している。今回、在庫量を考慮し、肥料認証標準物質Bの新規調製を行い共同試験による値付け及び認証書作成を行った。（令和6年度終了）</p> <p>〔評価〕 多くの分析機関で、測定精度を確保するために使用されている肥料認証標準物質について、従来のものでは認証されていなかった硝酸性窒素成分が含まれている肥料を選定し、分析者の利便性を考慮して調製作業をすすめ、業界の要望に応じていることを高く評価された。期待される水準を上回って達成したことから、A評価となった。</p>
	<p>(4) 肥料認証標準物質の長期安定性試験（継続）</p>

	<p>[概要] 現在販売している肥料認証標準物質（FAMIC-A-17、FAMIC-B-14及びFAMIC-C-21）の長期間の安定性確認試験を実施して安定性を評価した。前年度肥料認証標準物質調製部会において委員から受けた指摘に対応し、併行分析点数を3点から5点に変更し、また安定が確認されている成分についての分析簡略化を行い、効率的に試験を継続する工夫を行った。（令和7年度継続）</p> <p>[評価] 多くの分析機関で、測定精度を確保するために使用されている肥料認証標準物質について、配布開始から現在に至る品質確認を行い、継続した安定的供給は、認証標準物質の維持・管理において最も重要な項目の一つであり、また、今回からモニタリング点数や回数を見直し、効率的に業務を進める工夫を行っていたことから、期待される水準を上回って達成したと判断され、A評価となった。</p>
--	---

ウ 肥料の有効性及び安全性の確保に必要な調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
3	<p>(7) 加工等によるPFASの分解等の調査</p> <p>[概要] 有機フッ素化合物（PFAS）について、流入水中のPFASの一部が下水処理の過程で汚泥に移行することが報告されているが、汚泥を原料とする汚泥肥料中のPFASに関する十分な知見が得られていないことから、汚泥から汚泥肥料を生産する過程で講じられる加工のうち、どのような加工行為がPFAS低減対策として有効か検討し、加熱処理及び水洗浄方法を実施検討した。（令和6年度終了）</p> <p>[評価] 使用する試料確保のため、多数の分析点数を測定・解析した努力、また合理的な低減方法の検討を行い、社会的関心が高い課題について基礎的なデータ収集を行ったことは科学的に貢献していると高く評価された。期待される水準を上回って達成したことから、A評価となった。</p>
	<p>(i) PFASの土壌における動態調査（予備検討）</p> <p>[概要] 有機フッ素化合物（PFAS）を含有する汚泥肥料を施肥した場合、土壌にどの程度蓄積されるのかを確認するため、汚泥肥料を連用している試験圃場の跡地土壌を測定して、蓄積性等について確認した。また、施肥された土壌からの流亡の程度を確認するため、PFASを含有する汚泥肥料を複数回施用する小規模プラント試験を設計し、プレ試験を開始した。（令和7年度継続）</p> <p>[評価] 小規模プラント試験の実施において、使用する器具や浸出条件など試作を重ねてプラントの条件設定を行うなどの創意工夫や努力が評価され、PFASの土壌中での挙動について考察し、今後の検討が期待されると評価された。また、汚泥肥料連用試験の跡地土壌を分析し、長期間の変化を追跡したことについても高く評価された。期待される水準を上回って達成したことから、A評価となった。</p>
	<p>(y) 汚泥肥料の連用によるカドミウム等の土壌への蓄積、作物への吸収試験（継続）</p> <p>[概要] 汚泥肥料の連用によるカドミウム等の土壌への蓄積及び作物への吸収について、圃場において汚泥肥料を施肥し、供試作物にホウレンソウ、ニンジンを用いて栽培した。栽培後の跡地土壌及び作物体の分析を実施し、データの蓄積を行った。（令和7年度継続）</p> <p>[評価] 汚泥肥料の連用試験は、環境や資源の面だけではなく、物価高や為替レート変動などの経済面からも社会的要望に直結する事項であり、社会的貢献度が高いと評価された。期待される水準を達成したことから、B評価となった。</p>

② 農業関係業務

ア 農業の人畜・環境への影響に関する調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
4	<p>(7) 欧米における農業の皮膚感作性評価状況の調査</p> <p>[概要] 我が国の農業使用時安全性評価へのin chemico/in vitro試験法の導入の検討に資するため、OECDにおける皮膚感作性に関する代替試験法の開発状況、欧米におけるデータ要求や評価法への採用動向を調査した。調査の結果、OECDにおいて、2018年以降、7つのin chemico / in vitro試験法が作成されていた。また、EUおよび米国において、データ要求に関する規則で、in chemico / in vitro試験法は規定されておらず、評価書において皮膚感作性試験をin chemico/in vitro試験法で評価した例は確認できなかった。今後、調査したテストガイドラインについて通知への反映の必要性を判断していく。（令和6年度終了）</p> <p>[評価] OECDにおける皮膚感作性テストガイドラインの作成状況及び内容を把握することができた。また、米国及び欧州におけるデータ要求及びデータ提出状況について把握することができた。なお、調査の計画及び遂行にあたり、創意工夫及び努力したこと。並びに調査結果は行政ニーズこたえるものであることから、総合評価はをAとなった。</p>
	<p>(i) ミツバチの田面水を介した農業暴露に関する実態の解明</p> <p>[概要] 常に重要であるが、本分野は有識者が限られ情報が少ない中、学会参加や接点のある有識者からの情報収集により必要な情報を収集し、試験設計の検討に生かすことができた。収集した情報を踏まえ、飼育ケージを用いた室内試験及び巣箱を用いた半野外試験を実施し、トレーサー（今年度は食用色素を使用）を含む水を採水させ、ミツバチの腸管内におけるトレ</p>

	<p>一サーの有無を確認することで、腸管内におけるトレーサーの動態に係る基礎的な知見を得た。また、試験方法としては、巣箱を用いた半野外試験が適当と考えられた。(令和7年度継続)</p> <p>[評価] 水利用の解析のための今後の試験設計に関して有用な情報が得られただけでなく、ミツバチに関する生態等の生物学的情報を含めた知見が得られた。令和6年度の成果として期待される水準を上回って達成したことから、A評価となった。</p>
	<p>(ウ) 投下量の違いが農薬の土壌中半減期に及ぼす影響 ～ほ場における調査～</p> <p>[概要] 有効成分投下量が農薬の土壌中半減期に及ぼす影響を検討するため、供試農薬2種類のほ場における土壌残留試験を実施した。また考察の一助として、土壌微生物バイオマスに及ぼす影響を調査するため、農薬処理前後の土壌中ATP濃度を測定した。令和6年度の結果から、供試農薬では微生物バイオマスには影響を及ぼさず、有効成分投下量の増加が5倍程度であれば土壌中半減期に顕著な変化は認められないと考えられた。(令和7年度継続)</p> <p>[評価] 計画書どおり2種類の供試農薬を実施し、これまでの容器内土壌を対象とした分析結果とほぼ同様の結果が示され、供試農薬で有効成分投下量の増加が5倍程度であれば、土壌中半減期やバイオマスに顕著な変化は認められないことが確認された。よって、期待される水準を達成していることから、B評価となった。</p>
	<p>(エ) 生育期に使用する粒剤と水で希釈する剤の作物残留量の比較</p> <p>[概要] 粒剤の試験成績の例数軽減及び試験提出除外の可否を検討するため、粒剤と水で希釈する剤の作物残留試験を調査し、取りまとめを行った。多くの作物残留試験について、事前に調査項目を設定し、その中から比較項目を限定し、効率的な取りまとめを行った。調査の結果、水で希釈する剤の作物残留試験のデータがある場合、投下薬量が同等以下の粒剤の申請に当たっては、根菜類を除き、作物残留試験の例数軽減が可能であると考えられた。さらに、水で希釈する剤の使用時期が収穫3日前よりも短い場合、粒剤の試験成績の提出を除外することができる可能性が高いと考えられた。(令和6年度終了)</p> <p>[評価] 多くの試験成績の解析から要求試験の軽減化を検討する取り組みはFAMICならではの課題であり、農薬登録行政への活用が期待される成果が得られており、期待される水準を上回って達成したことから、A評価となった。</p>

イ 農薬等の品質・薬効等に関する調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
1	<p>(7) 農薬製剤中の抗生物質における機器分析法の検討</p> <p>[概要] 本研究では、農薬製剤中の抗生物質濃度分析について力価検定から機器分析法への置換を推進することを目的とし、他の抗生物質にも適用しうる2つの条件を提案できた。抗生物質のもつ特徴的な分子構造に基づいて検討を進め、イオン対試薬を利用した逆相クロマトグラフィーまたは親水性相互作用クロマトグラフィーが第一候補となりうること、それぞれの分析法で問題となりうる懸念点を明らかにし、当初の目的を達成した。(令和6年度終了)</p> <p>[評価] 力価検定と比較した分析の簡便化や時間短縮の可能性が示され、製造現場での品質管理にも応用できることが期待される。これらの成果は、今後の機器分析法開発の指針となる知見を提供し、期待される水準を達成したことから、A評価となった。</p>

ウ 残留農薬の分析に関する調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
1	<p>(7) 残留農薬分析業務における分析法の検討</p> <p>[概要] 一斉試験法(LC-MS/MS測定)の分析対象農薬の拡大を図るため、24農薬を対象に厚生労働省のガイドラインに基づきレタス及びびばれいしょを用い分析法の妥当性確認を実施した結果、レタスで20農薬、びばれいしょで21農薬の妥当性が確認された。(令和7年度継続)</p> <p>[評価] レタス及びびばれいしょで新たに20農薬、21農薬の妥当性が確認され、一斉試験法(LC-MS/MS測定)で分析可能な農薬が大幅に追加されたことから、A評価となった。</p>

③ 飼料及び飼料添加物関係業務

ア 飼料及び飼料添加物の検査等に関する調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
7	<p>(7) (要請課題) 穀類及び牧草中のグリホサートの基準値相当濃度における妥当性確認</p> <p>[概要] 穀類及び牧草中のグリホサートの既存分析法の適用範囲が省令改正後の基準値相当濃度まで適用可能であるか検討した。その結果、真度及び精度の目標値を満たすことが確認され、飼料分析基準への収載が了承された。(令和6年度終了)</p> <p>[評価] 分析法の適用範囲に係る妥当性が確認され、期待される水準を達成しているとしてB評価となった。</p>

(イ)	(要請課題) とうもろこしサイレージ及び稲発酵粗飼料中のフモニシンの液体クロマトグラフタンデム型質量分析計による分析法の確立 [概要] とうもろこしサイレージ及び稲発酵粗飼料中のフモニシンの分析法を飼料分析基準に収載し、飼料作物サイレージでも検査を可能にするため検討を行った。農林水産省の委託事業の調査に用いられた分析法に対して精製操作等に必要な改良を行い、改良法について真度及び精度の目標値を満たすことが確認され、定量下限及び検出下限を推定した。(令和7年度継続、共同試験実施予定) [評価] 引き続き検討が必要であることから評価はなし。
(ウ)	(要請課題) とうもろこし、魚粉及び魚油中の PFAS の液体クロマトグラフタンデム型質量分析計による分析法の確立(単一試験室における妥当性確認) [概要] とうもろこし、魚粉及び魚油中の PFAS の分析法を飼料分析基準に収載し、飼料でも汚染が懸念される PFAS の検査を可能にするため検討を行った。FDA 法に対して精製操作等に必要な改良を行い、改良法について真度及び精度の目標値を満たすことが確認され、定量下限及び検出下限を推定した。更に、計画では対象になかった配合飼料においても本法が適用可能であることが確認された。(令和7年度継続、共同試験実施予定) [評価] 引き続き検討が必要であることから評価はなし。
(イ)	(要請課題) 豚用配合飼料中のシスチン、トレオニン、メチオニン及びリジンの液体クロマトグラフによる分析法の妥当性確認又は確立(共同試験) [概要] 飼料の公定規格には環境負荷低減型配合飼料(豚用)の規格が設けられており、アミノ酸(トレオニン、メチオニン及びシスチン並びにリジン)の最小量が規定されているが、飼料分析基準収載法は、メチオニンについて低回収の問題があり、他のアミノ酸についても豚用配合飼料において妥当性を確認する必要があることから検討を行った。令和5年度に検証した分析法について、飼料製造業者等へのアンケート結果等を基に変更を行ったところ、メチオニンの定量下限が目標を満たさないことが判明した。(調査研究課題としての対応は中断) [評価] 引き続き検討が必要であることから評価はなし。
(オ)	牛用配合飼料中の3-ニトロオキシプロパノールの液体クロマトグラフによる分析法の確立(単一試験室における妥当性確認) [概要] 牛用配合飼料中の3-ニトロオキシプロパノールの分析法を飼料分析基準に収載し、基準値への適否を検査可能にするため検討を行った。飼料添加物申請業者の資料に記載のあった分析法に対して操作手法に改良を行い、改良法について真度及び精度の目標値を満たすことが確認され、定量下限及び検出下限を推定した。(令和7年度継続、共同試験実施予定) [評価] 引き続き検討が必要であることから評価はなし。
(カ)	(要請課題) 愛玩動物用飼料中の糞便系大腸菌群の検出法の確立 [概要] 食品衛生法に基づく加熱食肉製品及び乾燥食肉製品の糞便系大腸菌群の試験法及び農林水産省が令和4年度に実施した委託事業において報告された内容を基に愛玩動物用飼料中の大腸菌群の検出法の検討を行った。その結果、大腸菌添加試験の評価において満足な結果が得られ、愛玩動物用飼料等の検査法への収載が了承された。(令和6年度終了) [評価] 愛玩動物用飼料等の検査法に妥当性確認方法が規定されていない微生物試験について、様々な文献調査等を基に検討を進め、食品分野で一般的に使用されている方法が適用可能であることが確認できたことから、期待される水準を上回って達成しているとしてA評価となった。
(キ)	(選定課題) 飼料中の腸球菌の薬剤耐性モニタリング調査 [概要] 令和5年度の調査に引き続き、令和3年度までに実施した調査で腸球菌の分離率が比較的高かった飼料原料及び配合飼料を対象とし、飼料中の腸球菌の薬剤耐性モニタリング調査を実施した。(令和6年度終了) [評価] 科学的貢献度が高く、期待される水準を上回って達成しているとしてA評価となった。

④ 食品表示の監視に関する業務

ア 産地判別可能品目の拡大に関する調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
4	(7) 元素分析による乾燥あおのりの原料原産地判別法の開発 [概要] 乾燥あおのりについて、令和4~5年度中に収集した試料の残り及び令和6年度に収集した試料(国産68点、外国産21点)の元素濃度を測定した。昨年度測定した試料を加えた全ての収集試料(国産86点、外国産36点)から判別モデルを再検討し、複数年のデータを考慮した判別モデル(特異度99.98%、感度97.3%)を構築した。また、近縁種のアナアオサを原料とするあおさ粉についても元素分析を行い、乾燥あおのりとあおさ粉との判別可能性を検討した。さらに、国産あおのりに外国産あおのりが混入される可能性を考慮し、モデル構築用の試料の元素分析結果をもとに外国産混入率別の元素濃度を総当たりで算出し、判別得点の推移のシミュレーションを行った。事前運用試験(元素分析)を実施しており、事前運用試験終了後、マニュアルを作成する。(令和6年度終了) [評価] 乾燥あおのりの産地判別について検査に導入が可能となること、国産と外国産が混入された場合に対して、総当たりでシミュレーションを行い、外国産混入率と感度の関係を確認したことから、期待される水準を上回って達成しているとしてA評価となった。
(イ)	DNA分析による油揚げの原料大豆の原産地判別法の開発〔(国研)農業・食品産業技術総合研究機構との共同研究〕

	<p>[概要] 豆腐の原料大豆の産地判別マニュアルに油揚げを追加可能かどうか検証した。参照試料（北米産大豆100%）及び模擬試料（北米産大豆10%）について、油揚げ及び豆腐の測定値の差及びそれぞれの測定精度を確認した。この結果、現行の豆腐の判別マニュアルの考え方を適用する場合、検査品の北米産大豆混入率が9.9%以上であれば、50%程度の確率で陽性と判定可能であり、また、北米産大豆混入率の算出式を補正することで、油揚げの測定に豆腐の参照試料を使用可能であると考えられた。このため、油揚げについても、原料大豆の産地判別が可能となった。（令和6年度終了）</p> <p>[評価] 油揚げについて、北米産大豆混入の有無の検査が可能となり、また油揚げの測定に豆腐の参照試料を使用することで専用の参照試料作製を要しない方法が確立できたことから、期待される水準を上回って達成しているとしてA評価となった。</p>
(ウ)	<p>元素分析等によるにんにくの産地判別法の拡大検討</p> <p>[概要] 生鮮にんにくについて、事前運用試験の結果をとりまとめ、マニュアルを制定した。生鮮にんにくの判別モデルに、にんにく加工品が適用可能かどうか検証したところ、黒にんにくについては、生鮮にんにくのモデルと概ね一致し、定判別可能であることが示唆された。一方、乾燥にんにくスライスについて、製造工程による元素濃度の変動を調査したところ、洗浄水のLi及びNaの影響により、判別得点変動することが判明し、スライスを粉砕して製造される乾燥にんにく粉末を含め、適用困難と考えられた。（令和6年度終了）</p> <p>[評価] 生鮮にんにくの前産地判別を科学的検証法として、マニュアル制定後、表示監視業務に役立てることが期待されることから、期待される水準を上回って達成しているとしてA評価となった。</p>
(イ)	<p>軽元素安定同位体比分析による生鮮牛肉及び牛肉加工品の産地判別法の開発</p> <p>[概要] 生鮮牛肉の前処理方法の簡略化を炭素及び酸素安定同位体比分析の結果から確認した。また、生鮮牛肉の炭素及び酸素安定同位体比分析の機種間差を確認したところ、酸素において大きな差があることを明らかにした。さらに生鮮牛肉モデル試料の一部（国産11点、外国産10点）の炭素及び酸素安定同位体比を分析して、判別可能性を示した。（令和7年度継続）</p> <p>[評価] 当初の計画にあった牛肉加工品の検討については実施できなかったものの、脱脂、タンパク質抽出工程を簡略化することができた点及び測定装置の故障というトラブルがあったが短時間で効率的に測定を行うことで成果を得た点から、期待される水準を達成しているとしてB評価となった。</p>

イ 新たな検査分析技術の導入に関する調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
2	<p>(7) LC-MS/MSによる加工食品の原料原産地判別の可能性検討</p> <p>[概要] らっきょう甘酢漬けについて、特異性の高い119成分を選抜し加工影響を調査したが、加工条件により成分の減少割合が大きく変わり、7割以上の成分で70%以下まで減少した。また、国産12点、外国産12点のらっきょう甘酢漬け及び加工前、加工後のらっきょう甘酢漬けについて主成分分析を行った結果、国産、外国産で分布が分かれるものの、同じ試料でも加工方法によりプロットが大きく変化し、加工状況が不明な市販品には適用できる成分がないことが示された。（令和6年度終了）</p> <p>[評価] 試料の前処理法における同等性について評価方法が無い中で新たな考え方を示したことから、期待される水準を達成しているとしてB評価となった。</p>
	<p>(イ) 酵素法等による原料原産地判別法（簡易選別法）の検討</p> <p>[概要] 乾わかめ試料中のリン酸イオン及び硫酸イオンについて、国産と外国産で濃度が異なるとの論文報告を元に、簡易測定キットによる選別法の開発を行った。その結果、キットを用いたリン酸イオンの測定は可能であったが産地間に明確な差はみられなかった。また硫酸イオンは抽出液の粘性等により正確な測定が困難であった。また、サトイモ試料中のリン酸イオンについても同様に選別法の開発を行ったところ、キットを用いた測定は可能であったが産地間に明確な差はみられなかった。（令和6年度終了）</p> <p>[評価] 簡易測定キットを使用した試料中のイオン濃度測定による簡易選別の可能性について一定の知見が得られたことから、期待される水準を達成しているとしてB評価となった。</p>

ウ 検査の迅速化・効率化に関する調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
3	<p>(7) タマネギの元素分析における前処理法の検討</p> <p>[概要] 現行使用している理化学用粉砕機以外の方法による試料の前処理が使用可能になるように、家庭用フードプロセッサ等いくつかの前処理方法によるタマネギの粉砕を行い、各元素濃度を測定してその均質性を比較することで前処理法の変更の判断基準の作成を試みた。その結果、理化学用粉砕機以外の方法でも、現行と比較して明らかに結果が劣っている訳ではなかったが、個体内で取り得るばらつき幅について同一粉砕方法によるデータが少ないため、追加データを取得し、同一個体内における判別得点等の許容幅を決定する予定である。（令和7年度継続）</p> <p>[評価] 試料の前処理法における同等性について評価方法が無い中で新たな考え方を示したことから、期待される水準を達成しているとしてB評価となった。</p>
	<p>(イ) イオンメーター法によるニンジンの原産地判別法（簡易選別法）の開発</p>

	<p>[概要] ニンジンについて、過去の検査品である国産表示の市販品14点と新たに購入した中国産表示の市販品5点を分析し、ICP-OESの測定結果と比較することで、イオンメーターにより粉碎試料を直接測定する方法を一次検査法として活用できることを確認した。また、3試験室における事前運用試験を実施した。今後、事前運用試験の結果を取りまとめ、簡易選別法マニュアルの改訂を行う。(令和6年度終了)</p> <p>[評価] 簡易で安価な測定装置であるイオンメーターを用いてスクリーニングが可能であることを確認し、検査に活用できる見通しを立てることができたことから、期待される水準を上回って達成しているとしてA評価となった。</p>
(ウ)	<p>イオンメーター等によるアスパラガスの原産地判別法の改良</p> <p>[概要] アスパラガス試料中のNi、Ca及びNaの各元素濃度について、国産と外国産で異なる傾向があることを発見し、イオンメーター等の簡易測定装置を用いた選別法の開発を行った。その結果、Ni及びCaは試料中のマトリクスによると考えられる影響のため正確な測定が困難であった。Naは測定が可能であったものの、結果にばらつきが見られ正確性に課題が残った。(令和6年度終了)</p> <p>[評価] イオンメーター等を使用したアスパラガス原産地判別に係る簡易選別の可能性について一定の知見を得たことから、期待される水準を達成しているとしてB評価となった。</p>

エ 市販品検査への適用に関する調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
4	<p>(7) 元素分析による乾燥きくらの原料原産地判別法の適用検討〔(一財)きのこセンター菌茸研究所農研機構食品研究部門との共同研究〕</p> <p>[概要] 事前運用試験について、関連書類及び配付試料等の準備を行った後、令和6年10月～令和7年1月の期間で実施した。当該試験の結果を取りまとめ、判別モデルを再検討した。その結果、判別モデル構築用試料(国産78点、外国産70点)のデータから、検査に必要な判別精度を持つ元素分析による国産/外国産の判別モデル(特異度99.95%、感度81.7%)を構築した。この判別モデルを用いてマニュアル案を作成した。(令和6年度終了)</p> <p>[評価] 検査に必要な判別精度を持つ判別モデルが構築でき、マニュアル制定後、表示監視業務に役立てることが期待されることから、期待される水準を上回って達成しているとしてA評価となった。</p>
(イ)	<p>脂質分析による生鮮豚肉の原産地判別法の適用検討</p> <p>[概要] 7試験室(本部及び各地域センター)においてGC-FIDの脂肪酸分析及びトリアシルグリセロール(TAG)分析における精度を確認した。試験室間のばらつきが小さかった脂肪酸15成分及びTAG4成分を用いて判別モデルを再検討し、脂肪酸4成分及びTAG3成分を説明変数とする判別モデル(特異度99.96%、感度65.3%)が得られた。また、この判別モデルにスライスカットの豚肉ロースも適用可能かどうかを市販の国産5試料、外国産5試料(アメリカ3点、カナダ2点)により確認した結果、それぞれの判別得点はモデル試料の分布と合致し、判別モデルに適用可能と考えられた。事前運用試験を令和6年11月～令和7年2月の期間で実施した結果、測定対象候補である脂肪酸15成分及びTAG4成分で問題なく測定が可能であることが示され、マニュアル案を作成した。(令和6年度終了)</p> <p>[評価] 脂質分析による原産地判別のマニュアル化後、行政ニーズに合わせて検査に導入することが可能となり、脂肪酸及びTAGの試験室間の誤差を、判別法として使用できるよう測定条件等を検討したことから、期待される水準を上回って達成しているとしてA評価となった。</p>
(ウ)	<p>「のりの原産地判別マニュアル(DNA分析)」の検証</p> <p>[概要] 偽陽性的実態把握として特定地域の国産試料及び外国産試料についてPCR-RFLPを行った結果、国産試料46点中10点で偽陽性が確認された。一方、外国産試料71点(韓国産54点、中国産12点、台湾産5点)を外国産と判別する割合は93.0%であった。令和5年度に特定した偽陽性となる国産特有の遺伝子型の有無を、一葉片ごとのシーケンス解析により国産及び外国産試料において確認した結果、国産特有の遺伝子型は外国産試料から確認されなかった。また、国産特有の遺伝子型と、外国産試料に特有の遺伝子型の一塩基長の差をフラグメント解析により区別する方法を検討し、判別に有効であることを確認した。現行のPCR-RFLP法と組み合わせてフラグメント解析を行うことで、のり加工品の原料原産地の判別法の正確性が向上した。(令和6年度終了)</p> <p>[評価] フラグメント解析により遺伝子型を区別することで、一葉片単位での分析が必要なシーケンス法を必要とせず、国産特有の遺伝子型の確認方法を検査に導入することが可能となり、偽陽性となる事案について、国産と外国産判別の正確性が向上したことから、期待される水準を上回って達成しているとしてA評価となった。</p>
(イ)	<p>元素分析による生鮮アサリの原産地判別法の検証及び前処理工程の効率化〔(国研)水産研究・教育機構との共同研究〕</p> <p>[概要] 令和5年度収集試料を用いて、国産試料64点、韓国産試料42点、中国産試料15点について測定を行った。また、マニュアルの判別モデルについて解析方法を変更して再構築し、今年度に測定した国産・外国産合計121点について解析を行った結果、検査への適用には判別モデルの改良が必要であることが分かった。そのため、次年度、新たに試料を収集し、判別モデルを再構築する。また、前処理法の迅速化・簡易化についても引き続き検討する。(令和7年度継続)</p> <p>[評価] 過去に開発済みの元素分析による判別法について、令和5年度に新たに収集した由来の確かな試料を用いて判別精度を再確認した結果、検査への適用には判別モデルの改良が必要であることが分かったことから、期待される水準を達成しているとしてB評価となった。</p>